足寄

足寄町

第6次総合計画

2015▶2024

緑の大地にあふれる幸せ 安全で 安心なまち あしょろ

北海道足寄町

http://town.ashoro.hokkaido.jp/

町　　章

足寄の「ア」と「シ」を組み合わせたものです。上部は翼（つばさ）を形どって広大な面積を有する町の隆盛を象徴し、下部の円は、町民の融和と団結を表現しています。

（昭和 40 年 10 月 1 日制定）

町民憲章

わたくしたちは、阿寒の秀峰のもと緑の映える広大なまち足寄の町民です。

わたくしたちは、先人の偉業を受けつぎ、郷土の繁栄と、かぎりない未来の躍進に願いをこめて、この憲章を定めます。

1　元気に働き、たのしく豊かなまちをつくりましょう。
1　たがいに敬い、たすけあい、あたたかいまちをつくりましょう。
1　きまりを守り、平和で明るいまちをつくりましょう。
1　教養を深め、文化の香りたかいまちをつくりましょう。
1　恵まれた自然を愛し、美しいまちをつくりましょう。

（昭和 50 年 11 月 3 日制定）

町の花・町の木・町の鳥

昭和 53 年 10 月 20 日足寄町開基 70 周年を記念し「町の花・木・鳥」が決定されました。

● 町の花　エゾムラサキツツジ

● 町の木　アカエゾマツ

● 町の鳥　エゾライチョウ

第６次総合計画の策定にあたって

私たちのまち足寄町は、明治 12 年に開拓の鍬がおろされて以来、先人たちの不屈の開拓精神とたゆまぬ努力によって、美しい自然と豊かな緑に恵まれた農業と林業のまちとして発展を続け、平成 20 年に開町 100 年という節目を迎えました。

本町はこれまで５期にわたり総合計画を策定し、町民の皆様と力を合わせながら産業の振興や生活基盤の整備、福祉の増進、医療の充実を図り、町民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感して暮らせる、あたたかく快適なまちづくりに努めてきました。

近年、日本は本格的な「人口減少・超高齢社会」の時代に突入し、過疎化・少子化の一層の進行や経済活動の縮小が地域に深刻な影響を与え、「自治体消滅」という衝撃的な提唱がされるなど、多くの課題が山積しています。また、全国各地で頻発する自然災害、エネルギー問題など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの社会潮流や課題を踏まえ、「住みたい、住み続けたい、住んでいて良かった」と思える魅力的で活力ある足寄町を将来にわたって維持し、更なる発展を遂げるため、まちづくりの指針となる足寄町第６次総合計画を策定しました。

直面する厳しい状況に力を合わせて立ち向かい、乗り越えていくためには、町民の皆様と問題意識を共有し、共に考え、役割を分担し、協力し合う協働のまちづくりを進めていかなければなりません。また、先人から継承した緑豊かな大地という貴重な財産を後世に継承することも、今を生きる私たちが果たすべき重要な役割であり、今まさに足寄町の「地域力」が問われています。

足寄町に生まれ、育ち、暮らしている町民一人ひとりが、また、足寄町を訪れる多くの人たちが、笑顔にあふれ、幸せを実感できるよう、本計画にまちの目指す将来像として掲げた『緑の大地にあふれる幸せ　安全で 安心なまち あしょろ』の実現に向けて、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画を策定するにあたり貴重なご意見やご提言を賜りました多くの町民の皆様をはじめ、慎重なご審議と多大なるご尽力を賜りました総合計画策定専門委員会、総合開発審議会、町議会の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、計画の実現に向けて、町民の皆様と共に協働のまちづくりを進めて参りますので、より一層のご協力をお願い申し上げ、策定にあたっての挨拶といたします。

平成 28 年 3 月

足寄町長
安久津　勝彦

目　次

基本構想

Ⅰ　総　論

1　総合計画とは …… 10

(1)　策定趣旨 …… 10
(2)　経過と現状 …… 11
(3)　計画の位置づけと性格 …… 12

2　計画の構成と期間 …… 13

(1)　基本構想 …… 13
(2)　基本計画 …… 13
(3)　実施計画 …… 13

3　計画の背景 …… 14

(1)　足寄町の沿革 …… 14
(2)　足寄町の立地・自然条件 …… 14
(3)　足寄町の社会・経済的条件 …… 15
(4)　足寄町の課題 …… 18

Ⅱ　基本構想

1　まちづくりの目標 …… 20

(1)　まちの目指す将来像 …… 20

2　基本目標 …… 21

3　人口指標 …… 22

4　施策の大綱 …… 24

第１編　緑豊かな自然と共生し安心して暮らせる快適なまちづくり …… 24
第１章　自然を生かしたまちづくり …… 24
第２章　安全で安心できる便利なまちづくり …… 24
第３章　快適に住み続けられるまちづくり …… 24

第２編　いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくり …… 24
第１章　心のかよう「支えあい・助けあい・ふれあい」のまちづくり …… 24
第２章　いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる支え合いのまちづくり … 25
第３章　いつまでも健康で安心して暮らせる保健・医療のまちづくり …… 25

第３編　豊かで強い心を育む学びと文化のまちづくり …… 25
第１章　人を育てる学習・スポーツのまちづくり …… 25
第２章　豊かな心を育む文化芸術のまちづくり …… 25

第４編　豊かな資源を生かした活力と魅力ある産業によるまちづくり …… 25
第１章　ゆとりと活力ある農業・農村づくり …… 25
第２章　魅力ある林業の振興と豊かな森林の保全 …… 26
第３章　活力と魅力ある商工業と地域資源を生かした観光の振興 …… 26

第５編　みんなで創る協働のまちづくり …… 26
第１章　共に考え共に行動する住民参加のまちづくり …… 26
第２章　豊かな人材を育成する交流のまちづくり …… 26
第３章　住民に信頼される健全な行財政運営 …… 26

基本計画

1　施策の体系 …… 28

第１編　緑豊かな自然と共生し安心して暮らせる快適なまちづくり …… 30
第１章　自然を生かしたまちづくり …… 30
第１節　土地利用計画 …… 30
第２節　水資源の確保 …… 31
第３節　都市施設の整備 …… 32
第４節　景観形成 …… 33
第５節　環境保全 …… 34
第６節　再生可能エネルギーの利用推進 …… 35
第２章　安全で安心できる便利なまちづくり …… 36
第１節　消防・救急・救助体制の確立 …… 36
第２節　防災体制の充実 …… 38
第３節　道路の整備・維持管理 …… 39
第４節　地域公共交通の充実 …… 40
第５節　情報通信基盤・環境の充実 …… 41

第３章　快適に住み続けられるまちづくり …… 42
第１節　住宅・住環境の向上 …… 42
第２節　上水道の整備 …… 43
第３節　下水道の整備 …… 44
第４節　環境衛生、墓地・霊園の充実 …… 45
第５節　ごみ・し尿処理の充実 …… 46
第６節　移住・定住の推進 …… 47

第２編　いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくり …… 48
第１章　心のかよう「支えあい・助けあい・ふれあい」のまちづくり …… 48
第１節　地域福祉の推進 …… 48
第２節　障がい者福祉の推進 …… 49
第３節　児童福祉の推進 …… 50
第２章　いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる支え合いのまちづくり …… 51
第１節　高齢者福祉の推進 …… 51
第２節　介護保険の推進 …… 52
第３節　介護基盤の整備 …… 53
第３章　いつまでも健康で安心して暮らせる保健・医療のまちづくり …… 54
第１節　健康づくりの充実 …… 54
第２節　住民医療の充実 …… 56

第３編　豊かで強い心を育む学びと文化のまちづくり …… 57
第１章　人を育てる学習・スポーツのまちづくり …… 57
第１節　学校教育の充実 …… 57
第２節　青少年の健全育成 …… 59
第３節　社会教育の推進 …… 60
第４節　生涯学習の充実 …… 61
第５節　スポーツ・レクリエーション活動の充実 …… 62
第２章　豊かな心を育む文化芸術のまちづくり …… 63
第１節　文化芸術活動の振興 …… 63
第２節　文化財の保護 …… 64
第３節　動物化石の調査と学術研究保存 …… 65

第４編　豊かな資源を生かした、活力と魅力ある産業によるまちづくり …… 66
第１章　ゆとりと活力ある農業・農村づくり …… 66
第１節　農業の振興 …… 66
第２章　魅力ある林業の振興と豊かな森林の保全 …… 68
第１節　林業の振興 …… 68

第３章　活力と魅力ある商工業と地域資源を生かした観光の振興 …… 70
第１節　商工業の振興 …… 70
第２節　観光の振興 …… 71
第３節　雇用・労働の確保 …… 72
第４節　新産業の創出 …… 73

第５編　みんなで創る協働のまちづくり …… 74
第１章　共に考え共に行動する住民参加のまちづくり …… 74
第１節　コミュニティ活動の推進 …… 74
第２節　交通安全対策の推進 …… 75
第３節　防犯・消費生活対策の推進 …… 76
第４節　地域防災組織との連携 …… 77
第５節　住民参加のまちづくり …… 78
第６節　男女共同参画社会の形成 …… 79
第２章　豊かな人材を育成する交流のまちづくり …… 80
第１節　国際・地域間交流の推進 …… 80
第３章　住民に信頼される健全な行財政運営 …… 81
第１節　広報・広聴活動の充実 …… 81
第２節　健全な行財政運営 …… 82
第３節　広域行政の推進 …… 84

資　料　編

1　策定体制 …… 87

2　策定経過 …… 88

3　総合開発審議会委員名簿 …… 90

4　第６次策定専門委員会委員名簿 …… 92

5　庁内組織名簿 …… 93

6　まちづくりに関するアンケート調査結果 …… 94

基本構想

Ⅰ　総　論

1　総合計画とは

(1)　策定趣旨

総合計画は、市町村の様々な計画の基本となるものであり、足寄町が目指すまちづくりや、それを実現するための施策等を定める重要な計画です。

これまで、地方自治法において「市町村は、議会議決を経て総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されていましたが、平成 23（2011）年の自治法改正でこの規定が削除され、策定義務がなくなりました。

しかしながら、総合計画の策定義務が撤廃されても、本町のまちづくりを進めていく上で指針となる中長期的な計画は必要であることから、足寄町第５次総合計画に掲げたまちづくりの目標に対して、施策の成果や課題を適切に評価し、「町民と行政による協働のまちづくり」を実現するため、足寄町が目指す将来像を明確に提示した平成 27（2015）年度から平成 36（2024）年度までの 10 カ年計画として足寄町第６次総合計画を策定しました。

※ 足寄町第５次総合計画の計画期間は平成 26（2014）年度までとなっておりましたが、平成 27（2015）年度は統一地方選挙により町民の代表を選ぶ町長改選期であり、町民の意見を反映した計画策定の観点から、足寄町第６次総合計画の基本構想及び基本計画については改選後（平成 27 年８月）に足寄町総合開発審議会へ諮問を行い、答申を受け、平成 27 年 12 月に策定いたしました。

(2) 経過と現状

本町では、昭和43（1968）年度に「第1次総合計画（足寄町総合開発計画）を策定して以来、これまで5期にわたって計画を策定し、まちづくりを進めています。

平成17（2005）年度から平成26（2014）年度までの10カ年計画として策定した足寄町第5次総合計画は、「緑輝く大地に人のやさしさがあふれるまち」をまちの目指す将来像として掲げ、各分野のまちづくりを計画的に進めてきました。

第5次総合計画策定時の平成17（2005）年の社会情勢は、少子高齢化と過疎化が進み、また、国の財政危機を背景に補助金改革、地方交付税の大幅削減、税源移譲の三位一体改革が推し進められ、地方自治体にとって厳しい時代潮流でありました。

本町においても、厳しい財政状況の中、足寄町が生き残るための行財政改革プランである「足寄町自律プラン」を第5次総合計画と同じ平成17（2005）年3月に策定し、住民がゆとりと豊かさを実感して暮らせる温かく快適なまちづくりを目指すとともに、補助金の見直しや事務事業の見直しなどの財政健全化を進めてきました。その結果、財政の健全性を表す実質公債費比率はピークであった平成19（2007）年度の22.2%から平成26（2012）年度には9.7%に減少しました。また、平成16（2004）年度末に133億円あった普通会計ベースの町債残高は、平成26（2014）年度末には110億円に減少し、その中でも臨時財政対策債（交付税補てん率100%）の残高が18億円から38億円に増加するなど交付税補てん率の高い財政上有利な町債の割合が高くなっております。基金残高についても、災害等に備え積立している備荒資金を含め、平成16（2004）年度末の45億円から平成26（2014）年度末には75億円に増加するなど、順調に財政健全化が図られており、役場庁舎建設、区画整理といった大型事業の外、当初計画には計上できなかった各種大型基盤整備事業を執行してきております。

計　画　名	計画期間
第1次総合計画（足寄町総合開発計画）	昭和43年～52年 （1968年～1977年）
第2次総合計画 「豊かで住みよい緑の高原都市」	昭和53年～59年 （1978年～1984年）
第3次総合計画 「豊かなまちとふれあい社会を次代につたえるために」	昭和60年～平成6年 （1985年～1994年）
第4次総合計画 「緑の大地に夢と希望がこだまするまち」	平成7年～16年 （1995年～2004年）
第5次総合計画 「緑輝く大地に人のやさしさがあふれるまち」	平成17年～26年 （2005年～2014年）

(3) 計画の位置づけと性格

総合計画では、まちの目指す将来像を掲げ、生活基盤・医療・福祉・教育・産業・行財政など、まちづくりの全ての分野にわたって取り組むべき内容を明らかにしています。

▶ 足寄町の最上位計画です

これからの10年間のまちづくりを進めるうえで、最も尊重され、基本となる計画であり、まちづくりの各分野で策定する計画の最上位計画となります。

▶ 町民や民間団体、関係機関と共有し協働で進める計画です

行政が主体的に進める事務事業のほか、町民や民間団体、関係機関が主体的に進めることを前提とした内容や、連携や協力が必要な内容も含まれています。

町民と町がともに考え、ともに取組を進めていくための計画となります。

▶ 足寄町の“まちづくりの意思”を示す計画です

本町のまちづくりを進めるうえで、国や北海道、関係市町村と連携や協力が必要な内容も含まれています。

本町がどのように考え、取組を進めていくのか、本町の“まちづくりの意思”を対外的に示す計画となります。

2　計画の構成と期間

総合計画は、**「基本構想」**、**「基本計画」**、**「実施計画」**で構成します。

(1)　基本構想

基本構想は、本町が目指す将来像やまちづくりの方向、目標とする指標などを示します。第５次総合計画の基本構想に定めた本町の目指す将来像は「緑輝く大地に人のやさしさがあふれるまち」ですが、第６次総合計画の基本構想の策定にあたっては、平成36（2024）年度までの10年間のまちの将来像を検討し、その実現に向けたまちづくりの基本理念・基本目標を定めます。

(2)　基本計画

基本構想を実現するため、まちづくりの目標に対する現状と課題、課題解決に向けた施策の方針を体系に沿って示します。計画期間は基本構想と同じ10年間としますが、社会経済情勢や財政状況の変化等に対応するため、中間時点（平成31（2019）年度）に見直しの必要について検討することとします。

(3)　実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策の方針を具体的に進める事業として示します。計画期間は前期・後期に分け、前期を平成27（2015）年度から平成31（2019）年度、後期を平成32（2020）年度から平成36（2024）年度までのそれぞれ５年間とし、毎年度向こう３カ年の見直しを行います。なお、後期計画は平成31（2019）年度に示します。

計画の構成と期間

3　計画の背景

(1)　足寄町の沿革

明治 12（1879）年、中足寄に移住した細川繁太郎、エン夫婦が初めて永住者とされたのが足寄町の開拓の始まりです。その後道路の開削および鉄道の開通によって団体移民が入植し、次第に人口が増加しました。そして、昭和 30（1955）年 4 月に、西足寄村と足寄村が合併し、広大な行政面積を擁する足寄町が誕生、平成 20（2008）年には開町 100 年を迎えました。

足寄町が誕生した昭和 30（1955）年の国勢調査では人口 19,191 人、世帯数 3,468 世帯でしたが、経済情勢や少子化などのさまざまな要因により人口が減少し、平成 22（2010）年の国勢調査では、人口 7,630 人、世帯数 3,348 世帯となっています。

(2)　足寄町の立地・自然条件

本町は東経 143 度 12 分から 144 度 01 分、北緯 43 度 11 分から 43 度 33 分に位置し、十勝地域の東北部にあり、東は雌阿寒岳を経て釧路市阿寒町および白糠町に接し、南は本別町、西は上士幌町、北は置戸町、陸別町および津別町に隣接しています。

地形はおおむね山麓をもって構成され、東西 66.5km、南北 48.2kmの扇状の地形で、面積は 1,408.04㎢にも及びます。

河川は、阿寒山麓に源を発する足寄川と北部山岳に源を発する美里別川および町の中央部を南流する利別川の 3 河川があり、十勝川上流の水力発電地域となっています。

地質は、北西部に旧期解析火山灰群山地、東部に白亜系古第三系を主体とした山地を擁した十勝構造盆地の北辺部にあたっており、盆地の主体となる地層は本別層群および池田層群となっています。3 河川の支流流域では、これら河川に沿って数段の段丘堆積層が平坦地形をもって広く発達しており、農耕地が帯状に分布しています。

地下資源の主なものとしては、安山岩石、硫黄、火山灰および各所に徴候のある鉱泉、冷泉などです。また、濁川上流および褐鉄鉱山跡地の泉源、亜鉛、マンガン、石灰岩、天然ガスなどが認められていますが、企業化の条件として期待できるものはありません。

気候は、阿寒、大雪両山系の山麓丘陵地形のため、山麓特有の気象現象と十勝内陸性気候の影響を受ける条件を有しています。このため寒暖の差が極めて大きく、夏には 30℃を超える暑さで、冬には零下 25℃を超えるほど寒くなります。降水量は、最近 5 ヶ年の平均で 831㎜と少なく冬は晴天の日が多い気象となっています。

(3) 足寄町の社会・経済的条件

【人 口】

本町の人口は、昭和 30（1955）年町村合併当初の国勢調査では 19,191 人、昭和 35（1960）年の同調査では 19,385 人と僅かに上昇をみましたが、その後減少を続けており、平成 22（2010）年の同調査では 7,630 人となりました。

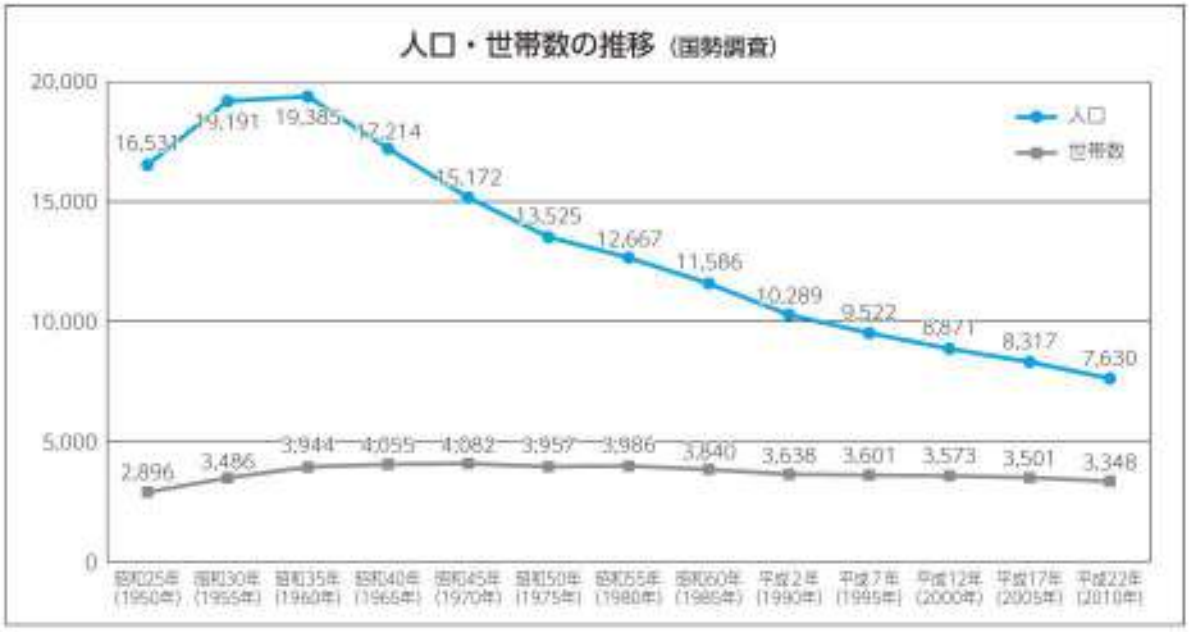

国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計によれば、今後、人口は急速に減少を続け、平成 52（2040）年には約 4,500 人（現在から約 36％減少）に、平成 72（2060）年には、約 3,050 人（現在から約 60％減少）になるものと推計されています。

※ 2010 年は国勢調査による人口

総人口の推移に影響を与える自然増減（出生数－死亡数）については、昭和 39（1964）年に出生数が増加しましたが、出生率の低下や母親世代の人口減により出生数の減少が続き、一方平均寿命が延びていることから死亡数はそれほど増加せず、平成５（1993）年までは「自然増」の状況が続きました。しかし、平成６（1994）年以降、死亡数が出生数を上回る自然減に転じています。

また、社会増減（転入数－転出数）については、転入・転出ともに年による変動はあるものの、一貫して転出超過（社会減）が続いています。

年齢階級別の人口移動の状況は、10 ～ 14 歳から 15 ～ 19 歳になるとき、及び 15 ～ 19 歳から 20 ～ 24 歳になるときに大幅な転出超過の傾向が長期的に続いています。

双方とも転出超過数が 1980 年代と比較して縮小してきていますが、これは総人口の減少に比例して縮小されたものと考えられます。

一方、20 ～ 24 歳から 25 ～ 29 歳になるときには、小幅ではありますが転入超過となっています。

これらは、高校や大学への進学に伴う転出、及び専門学校や大学等卒業後のＵ・Ｉ・Ｊターン就職による転入の影響と考えられます。

また、平成 17（2005）年から平成 22（2010）年の年齢階級別人口移動において、25 ～ 29 歳から 30 ～ 34 歳になるときに転入超過が見られるものの、40 歳代以降の年齢階級では全て転出超過となっています。

【産 業】

本町は豊かな森林資源と地理的条件を活用した農林業を基盤としています。

農業では、広大で豊かな大地を有効に生かし、小麦やてん菜、豆類などの畑作のほか、酪農と畜産は乳用牛・肉用牛を合わせ飼育頭数は約２万３千頭で、中でも黒毛和種牛は７千頭を数えます。また、平成 16 年に「放牧酪農推進のまち宣言」を行い、中山間地域特有の広大な草地を活用した足寄町ならではの酪農経営を行っています。

林業では、行政面積の 80％以上を占める豊かな森林資源を有効に活用するため、役場庁舎や学校、給食センターなどの公共施設への地元カラマツ材の積極的な利用に取り組むほか、植樹、造林、育林など次世代へと森林資源を引き継ぐ取組や、林地残材を利用した木質ペレットの生産など、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進しています。

大自然に包まれた阿寒国立公園内のオンネトーは、国内外から年間 45 万人の入込がある十勝管内でもトップクラスの観光地となっており、季節はもちろん時間によっても美しい色合いに変化し、湖面には日本百名山の雌阿寒岳を映し出します。

商工業は、地域の産業振興と密接な立場となっており、中小・小規模事業者を中心に経済活動の一翼を担っています。また、商業地域はまちの中心としてだけではなく、住民の日常生活において、人々のふれあいを育む「まちの顔」として文化やコミュニティの中心をなしています。

【産業別就業人口】

国勢調査における産業別就業人口の推移では、昭和 30（1955）年に 4,556 人いた農業就業者が平成 22（2010）年には 3,738 人減少して 818 人となりました。また、林業就業者にあっても昭和 30（1955）年に 1,067 人いた林業・狩猟業者が平成 22（2010）年には 858 人減少して 209 人となり、建設業にあっても昭和 30（1955）年の 955 人から平成 22（2010）年には 583 人減少して 372 人となりました。

一方、金融・保険・サービス業や公務等のいわゆる第３次産業就業者が、昭和 30（1955）年の 1,669 人から平成 22（2010）年には 538 人増加して 2,207 人となっています。

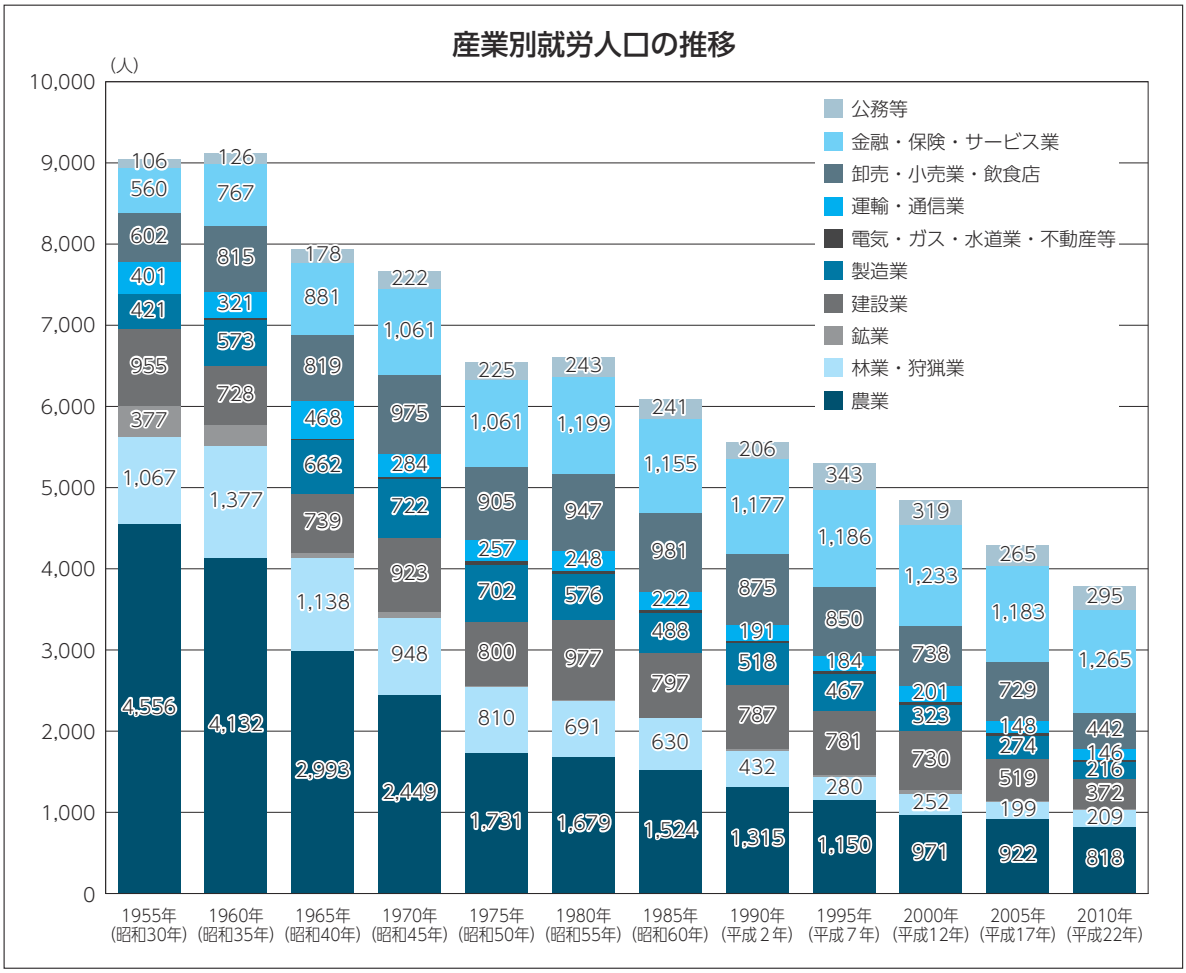

(4) 足寄町の課題

【人口減少克服・地方創生】

日本は世界に先駆けて「人口減少･超高齢社会」を迎えており、人口減少による消費･経済力の低下が、日本の経済社会に対して大きな重荷となることから、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す「まち・ひと・しごと創生」の取組が全国で進められています。

本町においても、本町における安定した人口構造を保持し、これらの課題解決に向けた取組を効果的・効率的に進めるため、【足寄町人口ビジョン】及び【足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略】を策定していますが、重点項目として掲げた『若い世代を中心とした、安心して働くための産業振興と雇用の場の創出』『若い世代が希望に応じて、結婚、出産、子育て、働き方が出来る環境づくり』『各地域における定住促進、農山村をはじめとした地域における日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築』が求められています。

【まちづくりに関するアンケート調査結果】

まちづくりに関するアンケート調査（平成26（2014）年6月実施）では、暮らしに関する各分野について、「消防・救急体制」「ごみの収集・リサイクル」など生活環境や環境保全の分野で満足度も重要度も高くなっていますが、「医療」「雇用・労働の確保」は満足度が低く重要度が高い結果となっています。さらに、「雇用・労働の確保」を含む「農業の振興」「林業の振興」「商工業の振興」「観光の振興」「企業誘致や企業活動の支援」といった産業振興の分野においては、満足度が低くなっていますが、特に重要と思う項目として多く挙げられています。また、「医療」「高齢者の福祉」「子育て環境の充実や支援」「介護保険サービス」などの医療・保健・福祉・介護分野や、「小・中学校の教育環境」「高校の教育環境」といった教育分野が重要項目として多く挙げられています。

足寄町の住みごこちに関しては、高齢層の住み良いという回答が多いのに対し、若年層は住みにくいという回答が多くなっており、定住意向に関しても、高齢層の定住意向が強いのに対し、若年層は町外への移住意向が強くなっています。移住したい理由としては、「通院や買物などの交通が不便」「医療への不安」「娯楽の場がない」などが挙げられています。

人口減少対策に関しては、取組を重視しないという回答は僅かで、移住促進や企業誘致、農林業後継者の育成、少子化対策の推進がそれぞれ多く挙げられており、人口減少対策に対する取組が求められています。

行政サービスに関しては、サービスの種類と水準の見直し・重点化を図るといった回答が多く、限られたまちの財源を効果的に配分・活用していくことが求められています。また、町民に親しまれる雰囲気づくりや、親切・丁寧な対応が求められています。

※全アンケート集計結果については、資料編に掲載しています。

Ⅱ　基本構想

1　まちづくりの目標

(1)　まちの目指す将来像

阿寒の秀峰のもと広大な大地と豊かな自然に恵まれた足寄町は、平成 20（2008）年に開町 100 年という節目を迎えました。この間、足寄町は豊かな自然に恵まれた環境のもと、地理的条件を活用した農業と豊富な森林資源を活用した林業を基幹産業として発展を続けてきました。

私たちが生まれ、育ち、暮らしている足寄町を、将来にわたり住み続けたいと思えるまちにしたいと町民の誰もが思っています。

また、足寄町の活力ある将来を確保していくためには、このまちを訪れる多くの人たちが、魅力を感じ、住みたいと思うまちづくりを進めることが重要です。

これからの足寄町を担う次世代のために、直面する厳しい状況に力を合わせて立ち向かい、住みたい、住み続けたいと思える足寄町をつくるとともに、先人から継承した緑豊かな大地という貴重な財産を後世に継承していくことが、今を生きる私たちが果たすべき重要な役割と考え、その実現に向けて着実にまちづくりを進めていきます。

このために、私たちが目指すまちの将来像を次のように掲げました。

緑の大地にあふれる幸せ

安全で　安心なまち　あしょろ

2　基本目標

緑豊かな自然と共生し安心して暮らせる快適なまちづくり

豊富な緑、きれいな水や空気を後世に継承するための環境保全と、自然にやさしい再生可能エネルギーの導入、快適に住み続けられるための道路や上下水道などの整備を推進し、美しい自然と安全で快適な住環境が両立できるまちを目指します。

いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくり

年齢や障がいの有無にかかわらず、いつまでも健康で、生きがいを持って暮らすことが出来るまちを目指し、医療を中心として介護、保健、福祉の連携を図り、町民と協働のもと、福祉のまちづくりを推進します。

豊かで強い心を育む学びと文化のまちづくり

自ら学ぶ意欲や創造性、他人を思いやる豊かな心や生きる力を身につけた子どもを育てるために、地域や家庭などとの連携を図り、特色ある教育を推進します。

「まちづくりは人づくり」の観点から、生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりや芸術文化活動を推進するとともに、心身共に健康で充実した生活を営むためのスポーツ活動を推進します。

豊かな資源を生かした活力と魅力ある産業によるまちづくり

自然豊かな特性を生かし、安全で安心な農畜産物の提供を実現する農村づくりを進めるため、農業の担い手育成、多面的機能発揮を推進するとともに、森林資源の活用や公益機能の増進に努めるため、計画的な造林・保育管理を推進します。

活力と魅力ある商工業の推進を図るとともに、地域資源を生かした滞在型観光を推進します。

みんなで創る協働のまちづくり

住民・地域・企業や団体と行政が一体となり、共に考え、役割を分担し、協力しあってみんなで創る協働のまちづくりを目指します。

住民と行政が情報を共有できる開かれた行政に努めるとともに、自立した行財政運営を目指します。

3　人口指標

日本は平成 20（2008）年に人口減少社会に入りましたが、本町においては、昭和 35（1960）年から一貫して人口減少が続き、平成 22（2010）年の国勢調査では 7,630 人となっています。

人口減少は大きく 3 段階にわかれ、「第 1 段階」が若年人口は減少するが、老年人口は増加する時期、「第 2 段階」は若年人口の減少が加速化するとともに、老年人口が維持から微減へと転じる時期、「第 3 段階」は若年人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく時期と区分されて、段階的に人口減が加速していきますが、本町においては、平成 27（2015）年頃から「第 2 段階」に入っているものと考えられます。

総人口の推移に影響を与える自然増減については、平成 7（1995）年頃から死亡数が出生数を上回る自然減に転じており、また、近年の本町の合計特殊出生率※は国や北海道平均を上回るものの、1.59 程度であり、少子化が進む状況となっています。

社会増減については、1960 年代以降人口流出（転出超過）が続いており、主な流出先は帯広市とその周辺町や、札幌市、首都圏等となっています。

年齢階級別の人口移動では、大学への進学等に伴う転出超過は総人口の減少に比例して減少していますが、U ターン就職等に伴う転入超過はあまり変化がありません。

将来人口推計について、平成 22（2010）年と平成 52（2040）年の比較で、20 ～ 30 歳代の女性人口は、社人研推計は 36.7％の減少、さらには、民間機関である日本創生会議が平成 26（2014）年に提唱した「消滅可能性都市」の数値では 55.7％の減少となっており、人口減少の進行に、若い女性、子育て世代の流出が加わることで、更なる人口の減少を招く「縮小スパイラル」に陥るリスクに直面しており、人口減少への対応は待ったなしの課題と考えています。

本計画では、町民の英知を結集し、産業の振興や生活環境の整備、子育て支援、福祉の充実などの取組を通じて、誰もが安心して暮らせる住み良いまちづくりを進めることとしています。

また、【足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略】において、国の長期ビジョンにおける出生率上昇モデルの合計特殊出生率として設定した仮定値、北海道の人口ビジョンにおける将来展望の自然増減と社会増減の仮定値等を勘案しつつ、目指すべき将来の方向を踏まえ、次の考えのもと本町人口推計の仮定値を設定しています。

このようなことから、本計画の目標年次にとらわれず、長期的な将来人口を展望し、PDCA サイクル※の構築により本計画及び【足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略】における施策効果の検証を行うことで、現状と課題を踏まえ、町民とともに的確な施策を展開し、まちづくりを進めていくこととします。

※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女子の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1 人の女子が一生の間に生む子どもの平均数に相当する。

※ PDCAサイクル：計画に即した目標設定を達成するため、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）による管理サイクルを構築し、効果的に進捗管理をおこなうこと。

【合計特殊出生率】

全国平均と本町の合計特殊出生率の差をみると、1983 年以降の平均で 0.2 ポイント程度、本町の出生率が高く、また、一層の子育て支援策の充実を本年度から進めていることを踏まえ、現在の 1.59 から、平成 32（2020）年に 1.80 程度、平成 42（2030）年までに人口置換水準である 2.07 程度、平成 52（2040）年に 2.30 程度まで上昇させることを目指します。

【純移動率】

本町の場合、中学及び高校卒業時の人口流出が多く、転出者の抑制と転出者が本町に戻って来られる仕事づくりを進めなければ人口は安定しないものと考えます。よって、中学卒業者の足寄高校への進学支援策の充実を図り、さらに農林業の担い手対策の充実と若者が就職したいと思える仕事を地域に作りだし、サービス産業をはじめとする他の産業への波及効果による雇用拡大も期待し、併せて、男女が出会い、安心して結婚し、子どもを産み育てられる環境整備を進め、転出者の抑制とUターン就職や新規就農者・子育て世代の転入者増を目指します。

また、移住施策の充実も進め、国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計に使用されている、転出が超過している稼働率を 0.5 倍に縮小することを目指します。

【町の人口の推移と長期的な見通し】

社人研推計によると、平成 72（2060）年の本町人口は 3,045 人まで減少すると推計されています。

町の見通しでは、町の施策による効果が着実に反映され、合計特殊出生率と純移動率が【足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略】における目標の仮定値に改善されれば、平成 72（2060）年の人口は 3,953 人となり、社人研推計と比較し、約 900 人の施策効果が見込まれます。

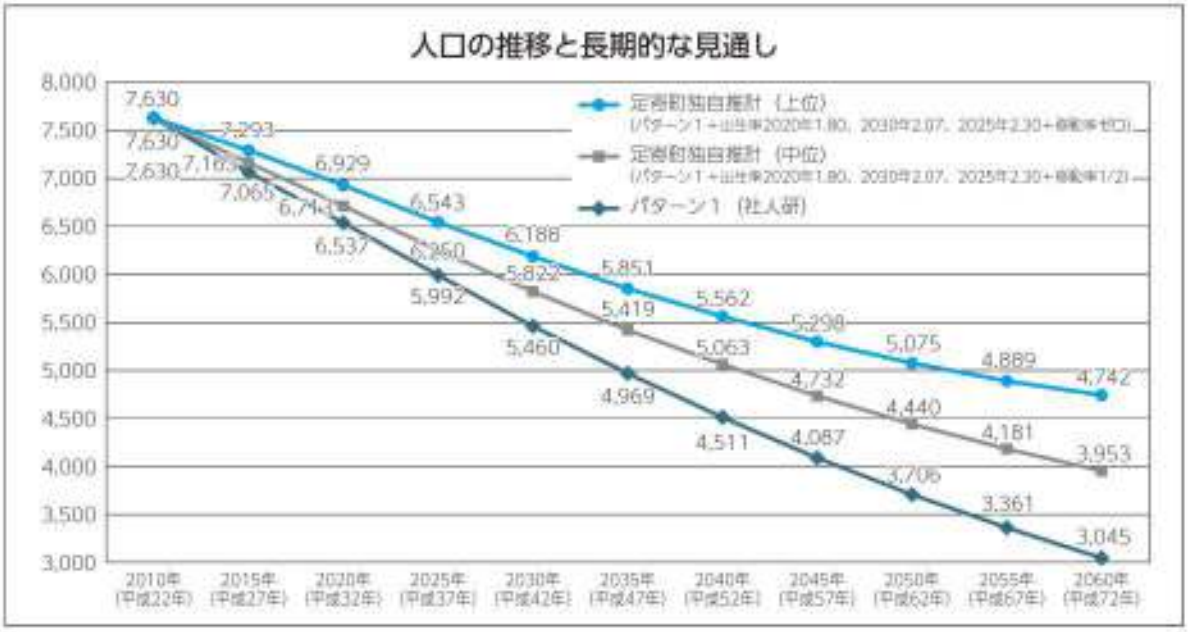

4　施策の大綱

第1編　緑豊かな自然と共生し安心して暮らせる快適なまちづくり

第1章　自然を生かしたまちづくり

緑豊かな自然の恵みを生かした再生可能エネルギーの利用推進を図るとともに、水資源かん養機能を高める森林の整備に努めます。

また、土地利用の高度化を図るための地籍調査事業の推進を図り、緑にあふれる調和のとれた都市施設の整備を推進します。

第2章　安全で安心できる便利なまちづくり

住民の生命・財産を守る消防・救急・救助体制の充実を図るとともに、あらゆる災害に対処できる防災体制の充実を図ります。

また、住民生活の交通手段の充実を図るとともに、効率的な公共交通体系づくりと道路の維持管理・整備を推進し、情報通信基盤・環境の充実を図ります。

第3章　快適に住み続けられるまちづくり

安全で快適に住み続けられるようにごみの減量・再資源化、し尿処理の充実と上下水道の整備に努めるとともに、住宅の耐震化、ユニバーサルデザイン化を促進し、老朽、狭小な公営住宅の解消や、都市環境にも配慮した良好な住環境が整備されたまちづくりを目指します。

第2編　いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくり

第1章　心のかよう「支えあい・助けあい・ふれあい」のまちづくり

社会的に弱い立場にある方々が、住み慣れた環境のもとで、将来にわたってそのひとらしく安心した生活を続けて行けるよう、お互いに支え合う思いやりにあふれたコミュニティづくりを推進します。

また、子ども、子育て支援体制を整備し、ニーズに沿った保育サービスの充実や放課後児童対策を推進し、子どもの健やかな成長を支援していきます。

第２章　いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる支え合いのまちづくり

高齢者がいつまでも健康で安心して充実した生活が続けられるように、地域で高齢者を支える体制の整備や、学習、就労、地域活動など高齢者の多種多様な活動による生きがいづくり、介護予防を推進します。

第３章　いつまでも健康で安心して暮らせる保健・医療のまちづくり

町民誰もが生涯をとおして健康で暮らせるよう、疾病の予防対策や健康づくりを推進します。また、町内医療機関や関係機関等と連携し、救急医療体制を確保するとともに町民と協働のもと地域医療体制の充実を図ります。

第３編　豊かで強い心を育む学びと文化のまちづくり

第１章　人を育てる学習・スポーツのまちづくり

家庭、学校、地域と連携し、次代を担う子供や青少年が、他人を思いやる豊かな心や生きる力を身につける教育を推進します。

生涯を通した学習・スポーツ活動によって生きがいを持つだけでなく、さまざまな課題を解決する能力を身につけたり、成果を地域社会に生かしていく環境づくりを推進します。

第２章　豊かな心を育む文化芸術のまちづくり

町民が豊かな感性や創造性を身につけるために、団体やサークルなどによる主体的な文化芸術活動の活性化に努めます。

本町の貴重な文化財や化石を学習活動や観光などに活用し、魅力ある地域づくりを目指すとともに、それらの保護・保存活動に努めます。

第４編　豊かな資源を生かした活力と魅力ある産業によるまちづくり

第１章　ゆとりと活力ある農業・農村づくり

農業経営の安定と生産性の向上を図るため、生産基盤の整備・近代化を推進するとともに、耕畜連携による農地の保全や担い手の育成、足寄ブランドの確立に努め、自然環境に優しく安全で良質な農畜産物を供給するクリーンな農業を推進します。

第２章　魅力ある林業の振興と豊かな森林の保全

新たな森林資源の需要拡大を図り、森林の持つ公益的機能の増進に努めるとともに、計画的な造林・保育管理を推進します。

第３章　活力と魅力ある商工業と地域資源を生かした観光の振興

活力と魅力ある地域発展を目指し、商工業の振興を図るとともに、地域資源を生かした起業・商品開発への支援や雇用の場の創出に努めます。

自然豊かな景観を生かした、見て楽しみ・遊び・体験できる滞在型観光を推進します。

第５編　みんなで創る協働のまちづくり

第１章　共に考え共に行動する住民参加のまちづくり

事故や犯罪のない、安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。

地域コミュニティ活動の活性化と自主防災組織の育成を推進し、地域住民の連帯を図るとともに、住民一人ひとりが性別を問わずあらゆる分野に参画できる住民主役のまちづくりを推進します。

第２章　豊かな人材を育成する交流のまちづくり

魅力あるまちづくりに向け、国際・地域間交流の充実・発展に努めるとともに、各種団体・関係機関との連携を図ります。

第３章　住民に信頼される健全な行財政運営

住民の声を広く取り入れる機会の充実に努め、住民ニーズに的確に対応したきめ細かな行政サービスを提供するとともに、積極的な情報公開による開かれた行政運営に努めます。

自主財源の確保と各種補助制度の有効活用を図るとともに、十勝圏域・近隣市町村との連携による事務事業の効率化を推進し、健全な財政運営に努めます。

基本計画

1　施策の体系

大　分　類	中　分　類	小　分　類
第１編　緑豊かな自然と共生し安心して暮らせる快適なまちづくり	第１章　自然を生かしたまちづくり	第１節　土地利用計画
		第２節　水資源の確保
		第３節　都市施設の整備
		第４節　景観形成
		第５節　環境保全
		第６節　再生可能エネルギーの利用推進
	第２章　安全で安心できる便利なまちづくり	第１節　消防・救急・救助体制の確立
		第２節　防災体制の充実
		第３節　道路の整備・維持管理
		第４節　地域公共交通の充実
		第５節　情報通信基盤・環境の充実
	第３章　快適に住み続けられるまちづくり	第１節　住宅・住環境の向上
		第２節　上水道の整備
		第３節　下水道の整備
		第４節　環境衛生、墓地・霊園の充実
		第５節　ごみ・し尿処理の充実
		第６節　移住・定住の推進
第２編　いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくり	第１章　心のかよう「支えあい・助けあい・ふれあい」のまちづくり	第１節　地域福祉の推進
		第２節　障がい者福祉の推進
		第３節　児童福祉の推進
	第２章　いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる支え合いのまちづくり	第１節　高齢者福祉の推進
		第２節　介護保険の推進
		第３節　介護基盤の整備
	第３章　いつまでも健康で安心して暮らせる保健・医療のまちづくり	第１節　健康づくりの充実
		第２節　住民医療の充実

第３編　豊かで強い心を育む学びと文化のまちづくり	第１章　人を育てる学習・スポーツのまちづくり	第１節　学校教育の充実
		第２節　青少年の健全育成
		第３節　社会教育の推進
		第４節　生涯学習の充実
		第５節　スポーツ・レクリエーション活動の充実
	第２章　豊かな心を育む文化芸術のまちづくり	第１節　文化芸術活動の振興
		第２節　文化財の保護
		第３節　動物化石の調査と学術研究保存
第４編　豊かな資源を生かした活力と魅力ある産業によるまちづくり	第１章　ゆとりと活力ある農業・農村づくり	第１節　農業の振興
	第２章　魅力ある林業の振興と豊かな森林の保全	第１節　林業の振興
	第３章　活力と魅力ある商工業と地域資源を生かした観光の振興	第１節　商工業の振興
		第２節　観光の振興
		第３節　雇用・労働の確保
		第４節　新産業の創出
第５編　みんなで創る協働のまちづくり	第１章　共に考え共に行動する住民参加のまちづくり	第１節　コミュニティ活動の推進
		第２節　交通安全対策の推進
		第３節　防犯・消費生活対策の推進
		第４節　地域防災組織との連携
		第５節　住民参加のまちづくり
		第６節　男女共同参画社会の形成
	第２章　豊かな人材を育成する交流のまちづくり	第１節　国際・地域間交流の推進
	第３章　住民に信頼される健全な行財政運営	第１節　広報・広聴活動の充実
		第２節　健全な行財政運営
		第３節　広域行政の推進

第1編　緑豊かな自然と共生し安心して暮らせる快適なまちづくり

第1章　自然を生かしたまちづくり

第1節　土地利用計画

現状と課題

❖ 本町では、国土利用計画法に基づく土地利用の規制及び緑豊かな自然環境の保全を図り、自然環境と調和した健康で文化的な生活環境を確保するため、山林、農地、都市毎の均衡ある調整を図りながら、まちづくりを進めています。

❖ 足寄市街地を中心に2,100haが都市計画区域となっており、うち312haが住居、商業、工業などの用途地域として指定されています。他の大部分は、自然環境に恵まれた山林、農地などであり、今後も引き続き市街化を抑制し、豊かな自然と優良な農地として保全することが求められています。

❖ 用途地域として指定されている市街地の一部では、道路整備の遅れや老朽化した建物、空き地、空き家も多く見られるため、適切な用途の誘導と規制、公共用地の確保、公共公益施設の計画的な配置、良好な住環境の整備を推進しながらコンパクトなまちづくりを目指し、安心、安全な土地利用の適正化を図る必要があります。

❖ 国土の開発および保全、並びにその利用の高度化に資するため、土地の所有、利用関係を明らかにして地籍の明確化を図り、公租公課などの負担の公平化、土地に関する紛争の防止、その他多目的に活用する目的から、国土調査法に基づき国有林野などを除き未調査地区で地籍調査事業を実施してきており、これまでに調査対象面積616km^{2}のうち約62%にあたる379km^{2}の調査を終了してきています。さらに、地籍調査実施後の土地の異動（土地の分筆、合併、土地取引に伴う売買および相続による所有権移転など）についても、地籍簿および地籍図の補完を実施してきています。

❖ 補助金等の財源確保が厳しい状況の中、速やかな地籍の明確化が求められており、計画に沿った地籍調査事業の推進が必要です。

基本方針

■ 山林、農地の保全と、都市の均衡ある効率的な土地利用を目指します。
■ 土地地籍の明確化を図るため、地籍調査事業を推進します。

施策の内容

山林、農地の土地利用	①遊休地の有効活用を推進します。 ②水資源を確保し、豊かな自然環境を守ります。
都市の土地利用	①地域の状況に応じた用途地域の指定により、良好な住環境づくりを推進します。 ②コンパクトで利便性の高い土地利用を推進します。
地籍調査の推進	①地籍調査事業を推進します。 ②地籍調査成果の補完業務を推進します。

第２節　水資源の確保

現状と課題

❖ 限りある水資源において、生活環境に伴う生活用水使用量の増加や水資源開発の遅れなどもあり、水量の確保の重要性は一層高まってきています。

❖ 安全でおいしい水に対する住民意識が高まる中、森林は洪水、渇水を緩和するとともに汚濁の防止など、生活用水などの安定水量・水質を保全する機能を有しています。このような森林による水質保全を図るために、水資源の確保、自然環境の形成面から特に重要な水資源地域においては、水資源かん養機能を高める森林の整備が必要です。

❖ 多種多様の微量化学物質などによる汚染、水資源区域での森林伐採が増加していることから、水資源の確保と汚染を防止するため、水道施設における効率的管理、漏水防止などによる水資源の有効利用が必要です。

基本方針

■ 水環境の保全整備に努めます。

施策の内容

水環境の保全整備	①水資源の確保と水源かん養保安林の整備を推進します。 ②水資源開発と水量確保に努めます。 ③水質の汚染防止対策に努めます。

第３節　都市施設の整備

現状と課題

❖ 本町市街地の道路網は、国道 241 号、242 号とこれに連結する都市計画道路を骨格とし、これらに接続する生活道路で形成されています。

❖ 国道 241 号、242 号の重複区間や東通・北通・中央通と山手通・校南通の一部を土地区画整理事業で整備し、合わせて、まちづくり交付金事業等による危険交差点の解消、歩道拡幅や狭隘道路整備によって、特に北地区における緊急時通行や除雪対応への改善を図りました。

❖ 都市計画（街路）決定から 30 年以上経過した阿寒街道の見直しをはじめ、関連する未整備街路（校南通・中島通）の整備方針を検討し、良好な市街地形成に向けた都市施設整備を進めていく必要があります。

❖ 里見が丘公園をはじめ多くの都市公園では、施設の老朽化が進み、利用形態も大きく変化していることから、住民の交流、やすらぎ、憩いの場としてふさわしい周辺環境と調和した公園整備が求められています。このような中で、出合いの森を含む里見が丘公園の一体的な再整備計画を進めており、その基本構想や基本計画を策定するにあたり、住民参加による「里見が丘公園再整備検討委員会」を設置して、より住民の声を反映した利用しやすい公園づくりを目指しています。施設の老朽化が著しいスポーツ活動の拠点となる総合体育館を中心とした体育施設を含めて、今後も基本構想・基本計画に基づく再整備が必要です。

❖ 市街地の街区公園等の大半が 30 年を経過していることから、地域ニーズに沿った施設の修繕・改修等の施設整備を行い、安心で安全な利用しやすい公園づくりが求められています。

基本方針

■ 安心、安全、快適に暮らせる都市の生活環境整備を目指します。

施策の内容

道路整備の推進	①阿寒街道の見直しや未整備街路の整備方針を検討します。
公園整備の推進	①里見が丘公園の再整備を地域と協働して推進します。 ②公園施設の長寿命化を図りながら、安心で安全な利用しやすい公園づくりを推進します。

第４節　景観形成

現状と課題

❖ 豊かな自然に囲まれた本町にとって、自然環境に調和した「まちづくり」を進めていくことが必要です。

❖ 本町の玄関口でもある里見が丘公園に隣接するフラワー園は、修景施設として里見が丘公園と一体的に利用されており、近年のガーデン鑑賞需要の高まりを受け、芝桜の更新整備を図りました。今後も景観の保全に努めるとともに、フラワー園を中心とした景観形成に努めていかなければなりません。

❖ 土地区画整理事業と連動した国道拡幅整備事業では、地域住民が主体となった「まち並み景観専門部会」により、バリアフリーや賑わい、防災などの多様な観点を盛り込んだ「提言書」が策定され、提言書を反映した国道整備を進めてきました。一部植栽等の実施に遅れはあるものの、地域ボランティアの協力も得ながら整備工事を進め、沿道におけるまち並み景観づくりを進めています。

❖ 緑化推進運動として、日常生活にゆとりと潤いを与え、地域の景観形成を図る住民参加の「花いっぱい運動」に取り組んでいます。景観形成に対する住民意識が高まる中、地域と町が連携を深めながら、より多くの住民参加を図る必要があります。地域住民が自分たちの地域の景観についてあらためて見直し、考え、それぞれの地域に合った景観づくりの重要性を認識し、身のまわりの小さなことから継続的に取り組む体制づくりが必要です。

基本方針

■ 自然環境に調和した協働による美しい街並み、まちづくりを目指します。

施策の内容

景観形成意識の高揚	①景観形成意識の啓発、普及促進を図るため、住民や団体などと協働による取組を推進します。
美しい街並み、まちづくりの推進	①自然環境に調和した沿道景観づくりを推進します。 ②住民参加の緑化推進運動を推進します。

第５節　環境保全

現状と課題

❖ 地球温暖化など地球規模の環境問題や資源の枯渇問題があり、環境と共生する持続型循環社会づくりが求められています。すべての人々、事業者、行政が、現在の社会の構造、生活のあり方と価値観を環境の視点から見直し、自ら果たすべき役割に責任を持たなければなりません。

❖ 循環型社会の実現のためには、新たな制度、新たな技術、新たな事業など新たな社会システムの構築が必要です。環境保全技術やリサイクル技術の向上が注目されていますが、住民・行政それぞれが常に環境への配慮を念頭におきながら社会・経済活動を営むとともに、環境と調和した循環型社会づくりに積極的に取り組み、良好な地球環境を次世代に継承していくため、自らの経済社会システムを環境への負荷の少ない、持続的発展が可能なものとする低炭素型のまちづくりを進めていくことが重要です。

❖ 本町では、大気汚染や水質汚濁など、大きな公害や環境破壊は起きていませんが、自然環境の保全やその取組に対する意識の高揚を図ることが必要です。

❖ 北海道森林バイオマス吸収量活用促進協議会（足寄町・下川町・滝上町・美幌町）において、環境省Ｊ－VER 制度に準拠するカーボン・オフセットクレジットの取組を実施し、平成 21 ～ 25 年の５カ年で 29,783t － CO_2（本町 8,479t － CO_2）のクレジットを発行してきました。この取組によるパートナー団体からの森づくり協賛金を受け、森林整備や地球温暖化対策につなげていますが、今後も、関係機関との連携を図り、協議会を通じて自然環境の再生、低炭素社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

基本方針

■ 本町の優れた自然環境を次世代に継承するため、循環型社会の構築に努めるとともに、環境保全の普及啓発を図り、自然と共生する持続可能なまちづくりを目指します。

施策の内容

自然環境の保全	①本町の優れた自然環境を保全するため、自然環境や生物多様性の保全に関する普及啓発を図ります。 ②公害を未然に防ぐため、公害防止意識の高揚と監視体制や環境調査の強化を図ります。
循環型社会の実現	①地域資源を活用した再生可能エネルギーや省エネルギーの普及啓発を図るとともに、自然環境の再生や地球温暖化対策の取組を進め、温室効果ガス排出削減による低炭素社会の構築に向けた取組を推進します。

第６節　再生可能エネルギーの利用推進

現状と課題

❖ 近年、地球温暖化などの環境問題の高まりと東日本大震災以降の地域分散型エネルギーの必要性を背景に、新エネルギーに地熱・小水力などを含めた再生可能エネルギーが注目を集めています。

❖ 本町は、太陽光・地熱、家畜ふん尿や森林バイオマスなどの再生可能エネルギーとなり得る多くの地域資源を有しています。この地域資源を活用した再生可能エネルギーの利用を推進することで、エネルギー購入のために地域外に流出していた資金を地域に留めるとともに、新たな雇用と経済の循環を生み出す可能性を秘めています。

❖ 平成 13 年に足寄町新エネルギービジョンを策定し、太陽光発電・風力・家畜ふん尿バイオマス・森林バイオマス・雪氷熱など、私たちの地域特性と調和した新エネルギーを推進してきました。また、平成 23 年に本町の特徴であるバイオマス資源の利用方針として「足寄町バイオマスタウン構想」を策定し、平成 24 年には「足寄町次世代エネルギーパーク」を設定して多くの視察者を受け入れています。

❖ 今までの取組を生かし、地域の諸課題の解決のため、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、地球温暖化対策や地域内循環の効果について町民の理解を深めなければなりません。また、再生可能エネルギーの導入と両輪となる省エネルギー化の取組を推進することで持続可能なまちづくりを推進していかなければなりません。

基本方針

■ 本町の恵まれた地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、省エネルギー化に向けた取組を推進し、持続可能なまちづくりと地域内循環の推進に努めます。

施策の内容

再生可能エネルギーの利用推進	①本町の恵まれた地域資源や未利用資源の賦存量を調査し、本町の特性にあった地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入による地域内循環を推進します。 ②住宅用太陽光発電システムの導入を推進します。 ③木質ペレット燃料機器の導入を推進します。
省エネルギー化の取組	①家庭や事業者に対し、省エネ行動やライフスタイルの転換を促進し、省エネルギー化の取組を推進します。

第２章　安全で安心できる便利なまちづくり

第１節　消防・救急・救助体制の確立

現状と課題

❖ 本町の消防体制は、広域行政組織として池北三町行政事務組合が設立され、常備消防の足寄消防署と非常備消防の足寄消防団で構成しています。災害や事故の多様化及び大型化、建築物の複雑化及び住民ニーズの多様化等など、消防を取り巻く環境は大きく変化している中、それぞれの地域の実情に応じ、限られた人員と財源のもと、消防職団員の資質の向上や機材の有効活用を図るなど、消防体制の充実に努めてきました。

❖ 十勝管内 19 市町村による消防広域化実現に向け、十勝圏域における消防行政の円滑な運営を図るため、消防救急デジタル無線並びに高機能指令センターの整備を進めています。将来にわたり住民の安全・安心な暮らしを支えていくためには、十勝管内 19 市町村が一つとなって、消防体制の充実強化を図る必要があります。

❖ 本町における火災出動は減少傾向にあります。しかし、地域消防防災の中核的存在である消防団については、火災はもとより大規模災害時の出動など、重要な役割を担っていますが、過疎化による人員不足・高齢化により、常時出動できる団員の確保が困難となっています。地域の安全・安心を守るためには、団員を確保し、常備消防との連携強化による火災の初動体制の強化と、更なる予防体制の充実が必要です。

❖ 救急出動は、高齢者による急病や交通事故が増加傾向にあるため、通報場所の早期捕捉や重複事案への対応など、早期現場到着に向けた取組が必要です。

❖ 救助出動は、交通事故の割合が高く、また、北海道高速自動車道の整備に伴う大規模な交通事故も懸念されるため、効果的な救助体制の構築、高度な救助用資機材の整備・配置が必要です。

基本方針

■ 住民の生命や財産を守るため、消防体制の充実強化や防災意識の高揚による予防体制の確立に努めるとともに、救急救助体制の充実を図ります。

施策の内容

消防・救急・救助体制の充実	①消防施設等の計画的な整備、更新を図るとともに、高度情報化社会に対応した情報指令体制の整備を図ります。 ②高規格救急車及び救急資機材の計画的な整備、更新を図るとともに、救急隊員の資質向上を図ります。 ③救助用資機材の整備、充実を図るとともに、効果的な救助体制の構築に努めます。 ④安全な地域づくりのために、広域的な応援体制と活動の促進を図ります。
火災予防の充実	①防火対象物や危険物施設等の防火安全対策の強化を図ります。 ②防火管理者連絡協議会や危険物安全協会と連携し、火災予防に関する知識の普及を進めます。 ③住民や事業所等の防火意識の高揚を図るため、予防査察を強化するとともに、啓発活動を進めます。
消防団の活性化	①消防団員が安全に活動できるために、装備・教育訓練の充実と環境整備を図ります。 ②消防団員の加入促進を図ります。 ③女性消防団員による女性ならではの予防活動を展開し、地域住民に対する防火防災意識の普及啓発を推進します。

第２節　防災体制の充実

現状と課題

❖ 足寄市街地を流れる利別川・足寄川は、河川改修がされていますが、大雨による増水や、近年頻発しているゲリラ豪雨などにより、住宅の浸水や道路冠水による交通障害の被害を受けているほか、土砂災害の発生も想定しなければなりません。利別川は北海道により計画的に河川改修が行われておりますが、その他は未改修の河川も多く、台風、大雨時のたびに氾濫や河川決壊、流木などによる被害が発生しています。今後も、河川整備事業や土砂災害警戒区域の指定など、利別川河川改修事業促進期成会や関係機関と連携し、住民の安全確保と生活安定、良好な河川空間の形成を図っていく必要があります。

❖ 本町の一部は十勝平野断層帯に位置し、かつ日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域にも指定されており、最大でマグニチュード８クラスの大地震の発生が想定されているほか、活火山である雌阿寒岳が重点観測・研究火山となっています。近年、全国各地で活発な火山活動が続いていることから、登山者・観光客対策の充実を目的として活動火山対策特別措置法が改正され、活火山周辺自治体や観光施設に避難誘導計画の策定が義務付けられるなど、災害発生時の住民のみならず登山者や観光客への迅速かつ正確な情報伝達や避難指示等と、具体的な避難路確保、火山観測体制の強化が必要となっています。

❖ 先の東日本大震災でも明らかなとおり、一般的に災害発生から３日間は行政が出来ることには限界があることから、自主防災組織の育成強化を図る中で「自助」「共助」「公助」をキーワードとして、行政・地域・住民が連携して防災力の向上を図っていく必要があります。住民の安全を確保するため、足寄町地域防災計画に基づき、各種災害対策や防災ガイドマップの配布等による啓蒙活動を行ってきておりますが、今後も「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本に、災害に対する備えを心がけ、防災意識の高揚、関係機関との連携強化など、総合的な取組を進めていく必要があります。

基本方針

■ 町民の安全を守るため、防災対策を強化・充実し、あらゆる災害に対処しうる災害に強いまちづくりを推進します。
また、防災意識の高揚を図り、自助・共助・公助の適切な連携により町民主体の地域防災力の向上を図ります。

施策の内容

防災体制の充実	①住民をあらゆる自然災害から守るため、地域防災計画に基づく体制を整備します。 ②災害発生時に迅速かつ正確な情報伝達を行うため、避難発令体制の確立と情報伝達手段の充実を図ります。 ③防災資機材の整備充実と災害物資などの計画的備蓄を図ります。 ④土砂災害警戒区域の指定を推進します。 ⑤避難道路整備や河川整備、火山観測体制整備促進を関係機関に要請します。 ⑥地域住民の積極的参加による防災訓練を実施するとともに、災害の危険と安全確保、活火山への備え等の防災教育に努めます。 ⑦自治会等を基本とする自主防災組織の育成・強化と防災意識の高揚に努めます。

第３節　道路の整備・維持管理

現状と課題

❖ 道路は、住民の日常生活や地域産業活動・経済活動を支えるだけではなく、災害に対する生活の安全性を確保する防災機能、まちの快適性やイメージを形成する生活空間としての機能も果たしており、地域住民と協働し、快適な生活環境の向上に努めなければなりません。

❖ 本町の道路網は、高速自動車道、国道、道道を骨格とし、これに接続する生活道路としての町道で形成されています。

❖ 防災・経済・農業や観光などの産業振興・地域間連携の促進など、高規格幹線道路ネットワークの整備は必要不可欠であることから、関係自治体と連携し、北海道高速自動車道の足寄～陸別町陸別間の早期整備着手、陸別町陸別～北見間の整備促進、本別ジャンクション（JCT）の釧路・北見方面相互の通行路確保に向けた機能充実の積極的な要請に努めるとともに、道路改良や整備が必要な国道、道道についても要請する必要があります。また、町道について、未整備区間となっている生活道路の計画的な整備に努めなければなりません。

❖ モータリゼーションの進展や、北海道高速自動車道の開通による道央圏との直結などにより、町内の交通量は年々増加傾向にあります。また、近年は物流関係車両や農業機械、観光バスなど、大型車両の交通量も増加しています。車両の走行性を確保するため、冬期間の除排雪など自動車主体の道路維持だけではなく、交通安全施設の整備や、高齢者や障がい者などの歩行者等に配慮した歩道の除雪、整備、段差解消など、住民の要望に応えられる安全で快適な道路環境づくりが必要です。

❖ 老朽化が進み、安全性の向上が求められている橋梁、道路等は、社会インフラの点検結果に基づき損傷や劣化度を的確に把握し、予防的修繕や緊急的な補修など、必要な対策を講じて長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を行う必要があります。

基本方針

■ 北海道横断自動車道の早期整備着手・整備促進・機能充実、国道・道道の整備促進を積極的に要請するとともに、町道の未整備区間の計画的な整備及び適切な維持管理を推進し、安全で快適な道路環境づくりに努めます。

施策の内容

北海道高速自動車道の整備促進	①関係機関と連携し、北海道横断自動車道の足寄～陸別町陸別間の早期整備着手、陸別町陸別～北見間の整備促進、本別 JCT の機能充実の積極的な要請に努めます。 ②供用区間の利用促進を図るため、PR 活動を進めます。
国道・道道の整備促進	①国道の整備改良の促進要請に努めます。 ②道道の整備改良の促進要請に努めます。 ③町道の道道昇格要請に努めます。
町道の整備促進、維持管理	①町道の改良や舗装の計画的整備促進に努めます。 ②高齢者や障がい者に優しい道路づくりを検討していきます。 ③パトロールを強化し、迅速で適切な維持管理を推進します。 ④迅速な除排雪体制を確保し、生活路線の安全確保を推進します。 ⑤橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の適切な修繕を進め、長寿命化を推進します。

第４節　地域公共交通の充実

現状と課題

❖ 北海道ちほく高原鉄道「ふるさと銀河線（池田駅～足寄駅～北見駅）」が町を縦貫して運行していましたが、人口減少やマイカーの普及等により、利用者が減少したことから平成 18 年に廃止となり、現在は十勝バス（株）（帯広～足寄～陸別間）によって代替バス（平日９便、土日祝祭日は７便）が運行されています。

❖ ふるさと銀河線代替バスは、地域間幹線系統として町を南北に縦貫する国道 242 号を通っているものの、市街地内の移動には利用しづらい状況にあることから、ニーズ調査や実証実験運行による検証を行い、平成 26 年度から市街地コミュニティバス（通称：あしバス）を本格運行しています。

❖ 本町は広域な行政面積を有していることから、通院が困難な山間部に居住する住民への対応として、へき地患者輸送車を運行し医療機関への送迎を行ってきました。平成 15 年からは、地域の足であった民間バス路線の運行廃止などを背景に、へき地患者輸送車を一般に開放し、沿線住民の生活路線を確保する町有バスとして運行しています。

❖ 今後、さらに高齢化が進展することを踏まえれば、交通弱者への対応として、公共交通の重要性はますます高まるものと考えられます。ふるさと銀河線代替バスにあっては、沿線自治体の補助金がなければ運行を維持することが困難な状況であることから、安定的な運行体制を維持するため、利用促進に努めるとともに、市街地内外を結ぶへき地患者輸送車と「あしバス」運行のより一層の充実を図り、町民にとって利便性が高く効率的な公共交通体系づくりを進める必要があります。

基本方針

■ 地域住民の交通手段の充実を図るとともに、効率的な公共交通体系づくりに努めます。

施策の内容

公共交通の利用促進、利便性向上	①ふるさと銀河線代替バスの安定的な運行体制を維持するため、利用促進を推進します。 ②利便性が高く効率的な地域公共交通体系を確立するため、へき地患者輸送車とあしバス運行形態の定期的な調査検討を行います。 ③町有バスの利活用を推進します。

第５節　情報通信基盤・環境の充実

現状と課題

❖ 情報通信技術の発展は目ざましいものがあり、高速通信網の整備によるインターネット、携帯電話の普及、テレビ放送のデジタル化など、社会経済活動から個人のライフスタイルに至るまで、さまざまな変化をもたらしています。

❖ 地方においては、都市部に比べ高度情報通信網の整備などの格差が広がりつつあることが指摘されており、だれもが、どこでも、いつでも必要とする情報を入手し、発信できる環境の整備が、地域振興上大きな課題となっています。

❖ 本町では、携帯電話事業者が採算性の問題からサービスを行っていなかった地区のエリア拡大を行いました。テレビ放送においては、平成23年7月に地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に移行となりましたが、地形上の問題から多くの地区で難視聴地域が発生したことから、有線共聴・無線共聴施設を整備するとともに総務省テレビ受信支援センターによる高性能アンテナ対策も活用し、町内全域で難視聴地域の解消を図りました。また、高速インターネットサービスを受けられない郊外の世帯では、衛星方式による高速インターネットの環境整備を図りました。

❖ 高速インターネットの接続環境及び携帯電話については、依然として一部の地区では利用ができず、都市部と比べ情報通信基盤整備は遅れていることから、市街地と郊外地区、足寄町と都市部の情報格差を改善するため、国や事業者に対する要望を強め、時代に即した情報通信基盤の整備を図っていく必要があります。

基本方針

■ 町民にとって利便性の高い情報通信基盤・環境の整備を進め、町内全域において都市部と格差のない情報通信基盤・環境の充実に努めます。

施策の内容

情報通信基盤・環境の充実	①携帯電話サービスエリア拡大を関係機関に要請し、不感エリアの解消を推進します。 ②高速インターネットの接続環境の未整備地域において、環境整備を推進します。 ③観光客の情報入手手段として、主要施設や観光地の公衆無線ＬＡＮ環境整備を推進します。

第３章　快適に住み続けられるまちづくり

第１節　住宅・住環境の向上

現状と課題

❖ 生活水準の向上や生活環境の整備が進み、住環境に対する住民のニーズは多様化しており、少子高齢化社会の中、子供からお年寄りまで、住み慣れた地域で安心して快適に暮らすことのできる住環境づくりが求められています。

❖ 公営住宅は、「足寄町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽・狭小住宅の解消を図りながら、ユニバーサルデザインなどを基本とした住み良い住宅建設と周辺環境整備を進めており、今後も計画的に整備する必要があります。また、対処療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図り、公営住宅等の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの縮減に努めていかなければなりません。

❖ 民間借家については、近年民間賃貸アパートの建設も増加傾向にあり、特に若年世帯の需要に応える状況と判断されますが、今後も、公的単身者住宅等とともに民間賃貸アパートの老朽化対策や魅力ある住宅の供給を継続的に推進する必要があります。

❖ 持ち家住宅については、平成 24 年度には住環境整備補助金制度を創設し、住宅の耐震化や持ち家住宅の建設を促進し、さらに平成 27 年度からは中古住宅の購入等も補助対象に拡大するなど、定住人口の確保をはじめ、住み良い住環境づくりの支援を実施してきておりますが、高齢化により住宅周辺の維持管理や除排雪、通院等の理由で持ち家を維持することが困難な世帯が増加しています。今後は、町内における継続居住を可能にする住宅住み替えシステムや、空き家の有効な活用、新たな持ち家住宅の建設促進施策など、具体的な検討が必要です。

❖ 住宅事情の変化や将来の状況を見据え、行政の各分野における活動を通じて得られる住宅に関する多様な情報を横断的に把握し、住宅関連課題の一元的管理を行う中で、情報を集約発信する住宅相談窓口体制を整備する必要があります。

基本方針

■ 子供やお年寄り、障がい者などが安心して快適に暮らことのできる住環境づくりを推進し、地域の住居ニーズに対応した良質な住宅ストックの維持、形成を目指します。

施策の内容

公営住宅の整備	①住み良い公営住宅の建設と周辺環境整備を計画的に進めます。 ②既設公営住宅の予防保全的な維持管理及び耐久性の向上を図るとともに、効率的な活用と供給を図ります。
住環境の向上	①住環境の向上と定住促進を図るため、持ち家住宅の耐震化や建設を促進し、安心して暮らすことのできる住宅づくりに向けた普及啓発を推進します。 ②町内における継続居住を可能にする住宅住み替えシステムや、空き家の有効活用を検討します。 ③住み良い住環境づくりを支援する施策を検討するとともに、住宅相談窓口体制の整備を図ります。

第２節　上水道の整備

現状と課題

❖ 水道は、住民の生活と密接に結びついたライフラインであり、安心安全なおいしい水を安定的に供給することが基本です。

❖ 本町の上水道は布設から 60 年が経ちますが、配水管は土地区画整理事業・国道拡幅事業及び道路整備事業等と連携して経費の軽減を図りつつ整備を進めており、安全で良質な水の安定供給と継続した維持管理に努めています。

❖ 住民ニーズに対応し、安心安全なおいしい水を供給していくため、水源の保全、配水管の定期的な敷設替えを行い、配水管の破裂事故を未然に防ぐ活動や水質検査の徹底、施設の整備を図っていく必要があります。また、近年、人口減少による使用料の減収に伴い、施設の適切な維持管理や整備等が難しくなっているため、水道事業の効率的な運営に取り組むとともに、平成８年以降料金の改定がされていない水道料金の見直しを検討する必要があります。

❖ 未普及地域については、簡易水道、営農用水道など小規模飲雑用水施設の整備により普及率の向上を図ってきましたが、今後も国等の施策を注視し情報の収集を図りながら未普及地域の解消に努めていく必要があります。

基本方針

■ 安全でおいしい水の安定供給を目指します。
■ 水道未普及地域の解消に努めます。
■ 水道施設の適切な維持管理と計画的な更新を進めます。
■ 水道事業の安定した経営を目指します。

施策の内容

おいしい水の安定供給	①水源地の保全に努めます。 ②水質管理を徹底し、安全でおいしい水の安定供給を維持します。 ③漏水防止対策を推進します。
水道管・施設の整備、維持管理	①水道未普及地域の整備を推進します。 ②水道管・施設の適切な維持管理と計画的な更新を進めます。
水道事業の運営	①水道事業の効率的な運営に取り組むとともに、水道料金の見直しを検討します。

第３節　下水道の整備

現状と課題

❖ 下水道は、町民が快適で豊かな生活を営むうえで必要不可欠な基礎的施設であり、環境整備・公共用水域における水質環境の保全の面からも、生活排水の適切な処理は、河川の汚染を防ぐ重要な役割を担っています。

❖ 人口が集中している市街地（足寄処理区）では、平成６年から公共下水道事業に着手し、計画的に整備を推進してきました。下水道事業の着手以前は、多くの家庭が生活排水を未処理のまま側溝などに接続するなど、自らが公共用水域の水質環境の悪化に関与しているという意識が薄い状況でしたが、平成 26 年度末での下水道普及率は 55%、水洗化率は 76%となっており、下水道の整備に伴い意識の向上が図られてきています。今後も、下水道整備の促進及び普及促進のための啓蒙活動が重要です。

❖ 下水道の供用開始後十数年が経過し、下水終末処理場の機器が老朽化しており、修繕や更新が必要となっていることから、長寿命化計画を策定し、適切な機器管理、修繕や更新による施設の長寿命化に取り組むとともに、下水道事業の効率的な運営に努めなければなりません。

❖ 周辺集落および住宅などが点在する公共下水道区域外地域については、合併処理浄化槽整備事業（個人設置型）により整備を推進してきました。合併処理浄化槽の設置は、整備計画を策定し事業推進を図ってきましたが、設置後の維持管理コスト等の問題から、設置基数は減少傾向にあり、さらなる整備の推進を図る必要があります。

基本方針

■ 快適な生活環境及び水質保全を図るため、公共下水道などの整備促進に努めます。

施策の内容

下水道施設の整備	①快適な生活環境及び水質保全を図るため、下水道区域内の下水道整備を進めます。 ②下水道区域内の水洗化の普及を推進します。 ③下水道施設の計画的な整備、更新を進め、長寿命化を図ります。
合併処理浄化槽の整備	①下水道区域外の合併処理浄化槽の整備を推進します。
水質保全に関する啓蒙活動	①水質保全を図るため、家庭雑排水に対する意識啓発を推進します。
下水道事業の運営	①下水道事業の効率的な運営に取り組みます。

第４節　環境衛生、墓地・霊園の充実

現状と課題

❖ 近年、健康や自然環境に対する関心が高まる中、より衛生的な生活環境が望まれていますが、空き缶のポイ捨てやごみの不法投棄など、快適な生活環境が確保されている状況にはありません。また、ペットブームによる犬や猫などを飼育する住民が増える一方、放し飼いや糞尿の後始末の問題も発生しており、環境衛生の向上を図るためには飼育者のモラルの向上が不可欠です。

❖ 本町においても、空き地や道路沿いへの粗大ごみ、廃家電ごみの不法投棄が発生していることから、地域住民と連携し、ごみの不法投棄の防止強化に努めなければなりません。また、捨て犬・野犬等の小動物に関する苦情や、害虫駆除の相談などが増加傾向にあるため、ペット飼育者へのマナーの啓発と指導、また狂犬病予防の観点から、予防接種の徹底や野犬掃討などの対策や害虫駆除対策を進める必要があります。

❖ 本町には 23 箇所の墓地が散在しており、このうち足寄霊園については新しく墓地を求める住民の要望に応え、墓地拡張工事を進めてきました。今後は墓地内の園路等の環境整備を行う必要があります。また、少子高齢化や核家族化の進行により、墓地の維持管理が困難となっているケースが増加していることから、複雑化している墓地管理者台帳のデータベース化を進め、共同墓の建設について検討する必要があります。

基本方針

■ 清潔で快適な生活環境の確保に向け、衛生的で美しいまちづくりを目指します。
■ 集落墓地・足寄霊園の整備を推進します。

施策の内容

環　境　衛　生	①衛生的な生活環境を確保するため、環境衛生活動の向上を図ります。 ②害虫駆除、野犬等の対策を強化し、住民生活を守ります。 ③ペット飼育者への意識啓発や指導を行い、マナーの向上を図ります。
墓地・霊園の整備	①集落墓地の環境整備と足寄霊園の園路等の整備を進めます。 ②必要に応じて共同墓の建設について検討します。

第５節　ごみ・し尿処理の充実

現状と課題

❖ 国では、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会の在り方を見直し、環境への負荷の軽減を目指す『循環型社会』を形成するため、平成 13 年に循環型社会基本法が施行されました。循環型社会を形成するためには、行政、事業者、住民それぞれが適切に役割を分担して取り組むことが求められています。

❖ 本町では、平成 14 年から池北三町での広域ごみ処理事業が始まり、資源ごみの 17 種類の分別収集を実施し、リサイクルの推進とゴミの減量化に努めています。また、平成 17 年からはごみ処理の有料化もスタートしており、より一層ごみの減量化と資源リサイクル運動を推進してきましたが、現在使用している最終処分場の埋立地については、平成 31 年度中に埋め立て許容量に達する予定であるため、関係団体との協議を進め、今後の処理方法および処理場の確保等について検討しなければなりません。

❖ し尿処理については、平成 18 年から十勝環境複合事務組合による共同処理を帯広市の中島処理場で行ってきました。公共下水道や合併浄化槽の整備により、処理量が減少しているため、効率的な運搬・収集体制づくりを推進していくとともに、十勝環境複合事務組合及び関係自治体と連携し、し尿処理場の整備と計画的な維持管理に努めなければなりません。

基本方針

■ 本町の優れた自然環境を守り、循環型社会を構築するため、関係自治体と連携し、広域事業による効率的なごみ・し尿処理を推進するとともに、ごみの減量化や再資源化を促進します。

施策の内容

ごみ処理	①関係自治体と連携し、効率的なごみ処理を推進します。 ②関係機関と連携し、最終処分場の確保や造成を検討します。
減量化・再資源化の推進	①ごみの減量化および再資源化を推進します。
し尿処理	①効率的なし尿収集、処理を進めます。 ②関係自治体と連携し、し尿処理場の整備と計画的な維持管理を図ります。

第６節　移住・定住の推進

現状と課題

❖ 少子化や働く場の減少、都市部への転出等で人口の減少が続いており、活力ある地域社会の創造が困難になっており、本町を含む特に山間地域での過疎化、少子化は著しく、基幹産業である農林業後継者の確保や、空き家や遊休農地対策は深刻な状況となっています。また市街地でも、既存商店街の空き店舗、空き家が目立ってきており、人口減少の悪循環の要因となっています。

❖ このような状況の転換を図るため、これまで本町では住環境整備補助金交付による定住促進や、新規就農者の誘致や農林業の後継者を重視した支援など、現状の人口維持を基本とした町独自の対策に努めてきましたが、人口の減少をくい止めるには至っていません。

❖ 団塊世代の大量退職を迎え、地方でのスローライフを楽しむ志向が高まりつつあり、都市部からの経験豊かな人材の移住や交流促進を図るための取組が求められています。若年層の転出抑制策とも併せ、移住希望者の対応相談窓口の充実など、Ｕターン・Ｉターン者の受け入れ体制の整備を図っていくことが重要となっています。

基本方針

■ 若年層、生産年齢層の定住意識の向上を促すとともに、団塊の世代退職者の都市部からの移住や交流の促進を図るための施策を展開します。

施策の内容

移住・定住の推進	①若年層が定住しやすい環境、定住を促す環境をつくるため、他の施策との連携を図りながら、移住・定住支援、促進策を進めます。 ②団塊の世代退職者を中心とした移住希望者に対して、相談窓口体制の充実を図ります。 ③町ホームページ等でのＰＲやふるさと会などの交流機会を通して、移住促進に向けた情報発信を行います。 ④移住希望者の多様なニーズへの対応を図るため、空き家情報のデータベース化及び活用等を検討します。

第2編　いつまでも健康で安心して暮らせる支え合いのまちづくり

第1章　心のかよう「支えあい・助けあい・ふれあい」のまちづくり

第1節　地域福祉の推進

現状と課題

- 少子高齢化の進行により、核家族化や単身世帯、離婚等によるひとり親家庭は増加しており、家族内や地域においても相互扶助の維持が難しくなっています。高齢者、障がい者、児童、子育て世帯、ひとり親世帯に対する公的な福祉サービスは質・量ともに飛躍的に充実してきましたが、その一方で、制度の谷間にあって対応できない問題や、ニーズの多様性から、公的サービスでは対応できない問題も明らかになっています。
- 地域は、住民の社会的な関係の中で、一人ひとりが自分らしい生き方を実現していく場です。歳をとっても、障がいがあっても、誰もが決してひとりにならず、寄り添いながら、住み慣れた地域で、住民同士の助け合い・支え合い活動を展開し、幅広い生活課題に対応していかなければなりません。
- 阪神淡路大震災や東日本大震災以来、隣人同士や自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、NPO等による助け合いの重要性が再認識され、ボランティア活動を通じて社会に参加したいと考える人が増えています。今後も、自治会活動と連携した民生委員活動の充実を図るとともに、ボランティア活動団体等への支援充実や連携強化が必要です。
- 本町では、高齢者等を中心に、何らかの手助けを必要とする住民が増え続けており、支援を受けた方も時には支援をする（担い手になる）ような双方向による関係構築が重要な課題となっています。地域住民が生活課題に対する問題意識を共有し、自治会等を単位に、住民が主体的に地域の生活課題に気づき、解決に向けて関係者間で情報共有ができるネットワークの構築や、核となる人材の育成、担い手の確保が求められています。

基本方針

- 地域住民の誰もがひとりにならず、地域をつくる一員として安心して生活し、地域活動や社会活動に参加する機会が持てる地域づくりを目指します。

施策の内容

住民と協働する福祉施策の推進	①自治会やボランティア団体等と連携・協働し、福祉施策への住民参加を促進します。
住民参加によるボランティア活動の推進	①住民の自主的な活動を支援し、ボランティア活動への参加を促進します。 ②ボランティアコーディネート機能の強化、ボランティアネットワークの形成を図ります。
要援護世帯の相談体制の一元化と自立支援	①関係機関と連携し、経済的な安定と社会的に自立した生活の実現に向けて、相談体制の一元化と一貫した支援体制の構築を図ります。 ②関係機関との情報共有や連携を充実するとともに、民生委員児童委員による地域福祉活動の支援充実を図ります。
地域福祉の担い手の育成と活動強化	①社会福祉協議会の機能の充実、経営基盤の強化を図ります。 ②NPO法人など地域福祉の中心的な担い手と連携して、住民ニーズに沿った活動を支援します。

第２節　障がい者福祉の推進

現状と課題

❖ 支援費制度から障害者自立支援法を経て、平成 25 年に障害者総合支援法が施行され、身体障がい・知的障がい・精神障がいといった障がいの種別に関わらず、また、難病などにより生活しづらい状況にある人たちも、一元的に福祉サービスを利用できる仕組みが構築され、地域のニーズに応じて総合的かつ計画的にサービスを提供する体制が整えられつつあります。しかし、入所施設からグループホームなどの地域生活への移行や一般就労への移行は、福祉・保健・医療・教育・労働等の多面的視野からの相談支援体制の整備が必要であり、「障がいがあっても安心して暮らせる地域づくり」の実現には課題も多くあります。

❖ 障がい者福祉施策は、サービス内容の充実と合わせ、障がい者に寄り添った生活支援や権利擁護、施設の設備と障がい者に接する方々の心（ソフト）のバリアフリー化を推進することが重要であり、障がいがあっても権利が守られ、安心した尊厳ある生活ができる地域づくりが求められています。

❖ 本町では、障がい児に対応した児童発達支援、知的障がい者・身体障がい者・精神障がい者に対応したホームヘルプサービスや通院などの移動支援、日中一時支援など、在宅福祉推進に向けた支援体制の整備を進めていますが、環境の整備など、より一層きめ細やかな支援が求められています。また、精神障がい者については潜在していると想定され、生活実態の把握が困難なこともあり、望まれる福祉サービスの検討が必要です。

基本方針

■ ノーマライゼーションとリハビリテーションをさらに展開させ、障がいに対する地域住民の理解が浸透し、障がいがあっても権利が守られ、尊厳ある生活ができるまちづくりを推進します。

施策の内容

ノーマライゼーションとリハビリテーションの推進	①障がいの有無に関わらず、住民が共に暮らし、共に生きる地域の中で、日常生活そのものをリハビリとして、日常の活動に取り入れていくことを推進します。
住み慣れた地域で生活できる環境づくり	①バリアフリー化を推進します。 ②権利擁護にかかわる支援体制の整備を図ります。 ③グループホーム等のサービス基盤の整備を図ります。 ④障害福祉サービス提供事業所等の関係機関と連携し、一人ひとりにあった適切な総合支援サービスの充実を図ります。
就労支援に係るサービス提供体制の拡充	①町内就労継続支援事業所の定員拡充と災害発生時等の福祉避難所を確保するため、障がい者の就労支援事業所の増改築等の支援整備を図ります。

第３節　児童福祉の推進

現状と課題

❖ 国では、保育環境の充実や待機児童ゼロの取組、女性の社会参加を図るための施策を強化するため、子ども・子育て支援法などを制定しました。しかし、各家庭においては、経済的困窮や生活基盤の未熟さによる育児環境の悪化など様々な課題を抱えており、働く女性の増加に対応した保育環境の整備、地域における子育て支援サービスの充実、さらに様々な相談に対応するための相談支援体制の整備、保育料の軽減など、子どもの健やかな成長を支えるための環境整備が求められています。

❖ 本町では、保育所、子育て支援センター、児童発達支援センターあゆみ園等を併設した複合施設である子どもセンターを整備するとともに、へき地保育所の通年化や給食提供など、相談支援や関係機関との連携強化、多様化する住民ニーズに対応した保育サービスの充実を図ってきました。また、子どもたちの保健向上、児童福祉増進を目的に乳幼児等医療費の助成を拡大するなど、子育て支援環境の整備を図ってきました。

❖ 今後も、子どもを生み育てやすい環境の整備を進め、住民ニーズに柔軟に対応する子育て支援の充実を推進していかなければなりません。

基本方針

■ 子どもを生み育てることに喜びが分かちあえるまちづくりを目指して、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

■ 多様化した保育ニーズに対応した保育サービスの提供や子育て支援施策や相談支援体制の整備により、児童の健やかな成長を支援します。

施策の内容

保育サービスの充実	①保育ニーズに合わせた保育サービスの提供を進めます。 ②病児・病後児保育の導入を検討します。
子育て支援の充実	①乳児全戸訪問や乳幼児健診の充実により、安心した子育てができるよう支援します。 ②関係機関・関係部局が相互に連携し、子育て支援施策の充実を図ります。 ③子育てにかかる経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境をさらに推進します。 ④育児にかかわる保護者の負担感の軽減、精神的な充実・安定を支援するための自主的交流活動を支えていきます。
相談支援体制の確立	①関係機関等との連携により、相談者に寄り添った支援体制を確立します。 ②保護者の子育ての悩みや育ちに見通しが持てるよう専門的な立場から支援を行うため、保護者との情報交換会の開催を継続します。
児童館・学童保育所の整備	①児童館と学童保育所を統合した新児童館を建設し、放課後児童対策を充実します。

第２章　いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる支え合いのまちづくり

第１節　高齢者福祉の推進

現状と課題

❖ 2014年1月1日現在、全国の高齢者比率※は24.7%となっており、2025年には30.3%に上昇すると推計されていますが、本町の高齢者比率は、2014年1月1日現在35.3%で、2025年には42.5%まで上昇するものと予想され、全国水準を大きく上回るペースで高齢化が進んでいます。また、高齢者人口の増加により福祉サービスの需要増加が見込まれる一方で、町内の人口減少が続き、高齢者を支えるための福祉サービスの担い手確保が課題となっています。

❖ 高齢者が、いつまでもいきいきと自分らしく自立した生活を続けていくためには、学習やスポーツ、就労、地域活動、ボランティアなど多種多様な活動に積極的に参加することが重要であり、高齢者自身が社会を支える一員として、地域の活力を維持・増進していくことにも繋がります。

❖ 本町においては、「足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスを含めた高齢者保健福祉サービス全般に関する政策目標を定め、その実現に向けた施策の実施を進めてきました。

❖ 今後も「自分が望む場所で、いつまでも安心して暮らし続けられるまち」を実現するため、地域や関係機関、ボランティアと連携し、高齢者を地域全体で支えていく体制づくりや、見守り体制の確立、通院・買い物のための交通手段の確保、除雪支援、権利擁護体制整備などを図るとともに、老人クラブでの健康づくり活動や生きがいデイサービス事業、2014年4月に供用開始となった地域交流施設における介護予防事業などを推進していく必要があります。

基本方針

■ 生涯生きがいを持ち健康に生活するための取組みを進めます。
■ 尊厳を保ち、住み慣れた地域で最後まで生活できる環境づくりを進めます。

施策の内容

高齢者の生きがいづくりの推進	①個々のニーズに応じた生きがい活動の場を提供するとともに、地域における「仲間づくり」「役割づくり」の場である老人クラブの活性化に向けた支援を図ります。 ②就労やボランティア活動への参加を通じた生きがいづくりが図られる体制の構築を進めます。 ③「地域支え合いセンター」「老人憩の家」「寿の家」など高齢者福祉施設の有効活用を図ります。 ④敬老思想の醸成を図ります。
高齢者福祉サービスの充実	①高齢者の自立を支える生活支援サービスの充実を図ります。 ②高齢者の権利擁護が図られる体制づくりを推進します。 ③いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、福祉サービスの担い手育成や確保、必要なサービス基盤の整備を推進します。
介護予防の推進	①要介護状態にならないよう、運動や栄養改善、認知症予防事業を推進します。 ②高齢者の閉じこもりを防ぐ事業を推進します。 ③介護支援ボランティア事業により、現役世代から高齢者まで、ボランティア経験のない方でも気軽にボランティア活動へ参加できる環境を構築し、介護予防を推進します。

※高齢者比率：総人口に対する65歳以上人口比率

第２節　介護保険の推進

現状と課題

❖ 介護を社会全体で支える仕組みを創設する目的で平成 12 年度より始まった介護保険制度は、施行から 10 年以上が経過し、国は、介護予防給付の地域支援事業への移行や一定以上所得者への２割負担の導入等、給付と負担の適正化を行う制度改正を平成 27 年度より実施しました。また、2012 年時点での認知症高齢者数は 462 万人と推計される中、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年には認知症高齢者数が 700 万人になると見込まれ、十数年で１．５倍に急増する見通しであることから、平成 27 年から「認知症施策推進５か年計画」（オレンジプラン）に代わる新たな国家戦略（新オレンジプラン）が始まりました。

❖ 本町の介護に要する費用は、増加の一途を辿っており、制度開始当初約３億５千万円の介護給付費も平成 26 年度では８億円を超え、介護保険料も平成 27 年度から基準額で５、750 円に達している状況です。
また、平成 27 年３月現在の要介護認定者 504 人中、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方が 331 人と約７割の要介護認定者に認知症状が見られており、各種施策の推進や支援の充実・強化が求められています。

❖ 今後はさらに、高齢者の誰もが健康でいきいきとした生活を生涯にわたり継続できるよう介護予防事業の充実に努め、認知症に対する理解と知識の普及啓発を行うとともに、認知症の悪化を防ぐための医療と介護の連携による早期対応など、認知症の人やその家族に対する支援を充実させるための方策が必要です。

基本方針

■ 介護が必要となっても安心して生活できるまちの実現を目指します。

施策の内容

介護保険サービスの充実	①介護保険サービスの充実を図ります。 ②介護保険サービスの円滑な提供体制の確立を図ります。 ③介護サービスの質向上に努めます。
認知症高齢者施策の推進	①地域での見守り体制の構築とネットワークの充実を図ります。 ②医療と介護の連携による認知症の早期診断・早期対応に向けた検討を行います。 ③認知症の方やその家族に対する支援について検討を行います。

第３節　介護基盤の整備

現状と課題

❖ 国では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

❖ 本町として、平成 22 年度より「医療と介護、保健、福祉の連携システム」の構築を進めており、その拠点施設として、平成 25 ～ 26 年度に小規模多機能型居宅介護施設、地域交流施設、認知症高齢者グループホーム、生活支援長屋が一体となった「高齢者等複合施設（むすびれっじ）」を整備しました。

❖ 今後も、町が目指す方針のもと、指定管理者制度による施設の運営を行い、適切に事業が執行できるよう体制を整備するため、支援の充実を図る必要があります。

❖ 特別養護老人ホームは、昭和 50 年に建設され、平成５年に利用者の処遇改善のための増改築を実施してきましたが、年数経過とともに老朽化も進んでいることから、耐用年数の 50 年経過を目途に新たな建設について検討する必要があります。また、建設にあたっては入所申込者数（待機者数）や近隣町の施設入所者数並びに要介護者数の推移や制度改正による費用対効果、住民ニーズの把握等、総合的・複眼的な視野で検討するとともに、施設サービスにあたっては、利用者一人ひとりの生活習慣や好みを尊重し、それまでの暮らしを大切にしたケアが求められます。

基本方針

■ 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで継続できる介護基盤の整備・支援を図ります。

施策の内容

介護サービス事業者への支援	①地域に密着した介護サービスが提供できるよう、官民協働により基盤整備を推進します。 ②「医療と介護、保健、福祉の連携システム」を支える高齢者等複合施設の事業に対し、必要な支援を図ります。
介護老人福祉施設の充実	①特別養護老人ホームの建設を検討し、安心・安全なホーム運営の基盤整備を推進します。 ②利用者が主体となる個別ケアの充実を図ります。

第３章　いつまでも健康で安心して暮らせる保健・医療のまちづくり

第１節　健康づくりの充実

現状と課題

❖ 本町では、疾病の予防対策として生活習慣病の予防対策を重点に、特に合併症等による重症化防止に向けた取組について、医療機関をはじめ教育機関、各団体等と連携して推進しています。

❖ 生活習慣病である高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の疾病を未然に防止するためには、特定健診を受診することが早期発見の機会となることから、さらなる受診率の向上を図っていく必要があります。

❖ 全国的にがんによる死亡が死亡原因の第１位であることから、平成 19 年度よりＰＥＴがん検診の一部助成を導入、また、平成 26 年度から脳血管疾患や認知症につながる病変を早期に発見するため、脳ドック検診の一部助成を開始しました。引き続き予防検診の充実化を図り健康寿命の延伸、健康増進を図っていく必要があります。

❖ 本町の年間出生数は毎年 50 人前後で推移しており、健康な妊娠期から安全な出産、すこやかな育児支援などの相談、指導体制を関係機関と連携して推進していく必要があります。また、幼児期（１歳６カ月児・３歳児）の歯科健診でう歯が散見されるため、歯磨き及びフッ化物塗布等によるう歯予防の普及啓発が必要です。

❖ 近年、国内外で様々な感染症が発生しており、予防接種の対象や種類も増加していることから、医療機関や関係機関と連携し、感染予防の啓発・普及を図り、安全な予防接種の実施を推進していく必要があります。

❖ 健康づくりに必要な運動が、個人では継続困難な課題があります。各種の運動サークルやスポーツ団体等と連携を図りながら運動への取組を拡げていく必要があります。

基本方針

■ 乳幼児期から高齢期までの生涯を通した心身の健康づくりを推進するため、生活習慣病の予防・重症化防止、健康寿命の延伸に関係機関及び町民と協働して取り組みます。

施策の内容

母子保健	①妊娠中の健康管理及び安全な出産を迎えるため、関係機関と連携を図ります。 ②乳幼児健診・育児相談・歯科指導・栄養・食育等による子育て支援を推進します。 ③次代を担う子の健全な育成等に資するため「子育て応援出産祝金贈呈事業」を実施します。 ④不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、男性も含めた「特定不妊治療費助成事業」を拡充します。
感染症対策	①定期予防接種の安全な実施を図るため、医療機関及び被接種者への情報提供を行います。 ②様々な感染症から住民を守るため、感染予防の普及啓発を推進します。
生活習慣病対策	①早期発見、重症化防止のため、特定健診の受診率向上や各種がん検診等の充実化と受診率向上に取り組みます。
健康づくりの推進	①健康づくりの目標と方向性を定め、関係機関と連携し、全町民を対象とした事業を推進します。 ②健康づくりに関する人材の養成・育成を図り、健康づくりのネットワークの拡大を図ります。 ③ウォーキングコース「すこやかロード」の普及啓発を行い、誰にでも出来る運動の取組を推進します。
歯科保健対策	①う歯予防、妊婦・成人の歯科健診、高齢期の口腔機能の向上対策等を推進します。

第２節　住民医療の充実

現状と課題

❖ 町内には、国保病院のほか、２診療所、歯科２医院の医療機関があります。

❖ 足寄町国民健康保険病院では、診療科目として常勤医師による内科、外科、消化器外科、肛門外科と出張医師による特殊専門外来診療として婦人科、整形外科、循環器内科、精神科、眼科の９科目を標榜し、入院病床数は一般病床 60 床として固定医師４名により診療を行っています。また、病院機能としてはリハビリテーション室、物理療法室、臨床検査室、内視鏡室、放射線室、ＣＴスキャナー室に平成 25 年６月から新たに人工透析室を加え、専門スタッフを配置しています。

❖ 人口の減少と少子高齢化の中、「医療と介護・保健・福祉連携システムの構築」の一環として町内医療機関の役割分担が進められ、町内唯一の入院病床を有する病院となり、２次医療機関まで１時間を要する地域の救急医療を担う基幹病院としての対応が求められております。病院機能においては、高度医療に対応しうる医療機器の整備、住民ニーズに即した専門外来の設置や訪問リハビリの拡充など、住民の健康と福祉を守るため、予防医療から早期治療などの総合的な医療サービスが提供できる体制を整えていくことが重要です。

基本方針

■ 住民が、いつでも安心して必要な医療を安定的に受けられる環境を整えるため、地域の中核医療機関として、医師や看護師等医療従事者の確保に努めるとともに、経営の健全化を図り、地域医療体制の充実を図ります。

■ 住民の命と健康を守るため、疾病の早期発見、早期治療による良質な医療サービスの提供を行うため、また、より高度化・多様化する医療ニーズに対応した医療を推進するため、医療機器の拡充、更新及び新規整備を進めます。

施策の内容

医療体制の充実	①住民ニーズに即した医療サービスを推進します。 ②人間ドック等の総合健診体制の充実を図ります。 ③常勤医師・看護師等医療従事者の確保に努めます。 ④医療と介護・保健・福祉連携システムによる地域医療連携体制を推進します。 ⑤災害発生時における医療体制の充実を図ります。 ⑥患者数に対応した人工透析体制の充実を図ります。 ⑦経営改善を推進します。
医療施設の整備	①医療機器の整備に努めます。 ②病院施設、医師住宅の計画的な整備・改修を図ります。
広域医療連携の推進	①高度医療分野は、帯広市内の高度医療機関との連携強化を図りながら、救命救急医療体制の充実を進めます。 ②高度医療機関で急性期治療を終えた患者さんのリハビリや在宅に向けた受入など、高度医療機関との連携を推進します。

第3編　豊かで強い心を育む学びと文化のまちづくり

第1章　人を育てる学習・スポーツのまちづくり

第1節　学校教育の充実

現状と課題

❖ 本町には、小学校が4校、中学校が1校あり、さらに道立足寄高等学校があります。

❖ 義務教育では、学習指導要領の基本理念である「生きる力」を育成するために、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」のバランスのとれた教育課程の充実を図り、教育の質の向上に取り組んでいます。目標達成のためには、保護者、地域の連携が重要であり、「開かれた学校」や「特色ある学校」づくりに向け、学校評議員会議、地域参観日などを実施して地域教育力の活用を推進していくことが必要です。

❖ 今最も求められるのは、「確かな学力」の定着です。教職員の加配措置による少人数指導、道教委主催事業の活用、長期休業期間中の学習機会の設定等の取組を実施していますが、家庭学習の習慣化が課題であることから、家庭学習の手引きの配布等を通じ、児童生徒、保護者への啓発が必要です。

❖ いじめ問題については、足寄町いじめ防止基本方針、各小中学校のいじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期対応に努めていますが、児童・生徒及び保護者に対する指導、研修等で啓発を図ることが必要です。

❖ 本町は広大な面積を有していることから、通学が遠距離になる地域においてはスクールバスを運行しています。児童生徒が安全に通学できるようスクールバスの運行体制を維持し、計画的な更新を進める必要があります。

❖ 学校給食においては、ドライシステム化の推進など、衛生管理に配慮した施設の整備を行い、平成27年度から供用開始しました。安全・安心な給食の提供はもちろん、地場食材を積極的に活用した魅力ある献立が求められています。

❖ 道立足寄高校の存続、2間口確保に向けて、足寄高校振興会等の関係団体とともに、通学費、下宿代等の補助、足寄高校振興会を通じて、進学合宿、各種検定・模擬試験・介護資格取得費用等の補助を実施し、学力向上、就職対策の支援をしてきました。また、「足寄高等学校魅力化プロジェクト」として、足寄高校生の学力向上・進学率向上のため公設民営塾の開設を進めています。
少子化の影響もあり厳しい状況にありますが、今後も引き続き「足寄高校に行きたい。」と思えるような魅力ある学校づくりを関係団体と連携して構築していく必要があります。

基本方針

- 基礎的な知識・技術の習得とともに、それらを活用しての課題解決力や学ぶ意欲などの「確かな学力」、思いやりや協調性などの「豊かな心」、全ての土台となる『健やかな体』と「生きる力」を、「開かれた学校」や「特色ある教育」を通して育成します。
- 関係団体と連携し、足寄高等学校存続、２間口確保に向け、特色ある高等学校づくりを支援します。

施策の内容

義務教育環境の整備	①校舎、屋内運動場、屋外体育施設の計画的な改修、整備を進めます。 ②学校図書、情報通信ネットワークなどの整備・充実を図ります。 ③スクールバス運行の充実と、計画的な更新を進めます。 ④児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に着けることができるよう、積極的に食育に取り組みます。
教育内容の充実	①教育活動の質的充実を図り、家庭や地域と連携して「生きる力」の育成を進めます。 ②確かな学力を身につけるため、少人数指導、習熟度別学習、長期休業期間中の学習機会の確保などの取組を進めます。 ③児童生徒の体力、運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等から、成果と課題を把握し、健やかな体づくりのために計画的な体力・運動能力向上の取組を進めます。 ④いじめ、不登校などの問題に対し、足寄町いじめ防止基本方針に基づいた取組を進め、スクールカウンセラー等を活用した相談体制の充実に努めます。 ⑤国際交流員の積極的な活用を図り、異文化理解や外国語習得など、国際理解教育を進めます。 ⑥関係機関・団体と協力し、職場訪問体験学習などを通じて望ましい職業観の育成など、キャリア教育を進めます。
特別支援教育の充実	①特別支援教育学習支援員、介助員を配置してきめ細やかな指導に推進します。
	②関係部局と情報を共有し、個別指導計画や教育支援計画に基づいた教育活動を展開します。
教員住宅の整備	①老朽化した教員住宅の改築、整備を進めます。
学校給食の充実	①児童生徒の健康な心と体の発達に資するため、栄養バランスのとれた給食の提供と、地場産品を活用した魅力ある給食として、より一層の充実を図ります。
高校教育の充実	①小中高の連携による教育活動を推進します。 ②地域に根ざした特色・魅力ある高等学校づくりを支援します。
高校存続に向けた支援	①道立足寄高等学校の存続、２間口確保のため、足寄高等学校振興会等と連携し、通学費や資格取得、各種検定料の補助などの支援の充実を図るとともに、支援生徒募集対策の充実を図ります。 ②足寄高校生の学力向上・進学率向上のため公設民営塾を開設し、魅力ある高等学校づくりを支援します。

第２節　青少年の健全育成

現状と課題

❖ 少子高齢化、核家族化、人間関係の希薄化、共働き家庭の増加などの社会的背景は、これまで行われてきた基本的生活習慣や子育てに関する知識の不足を招いています。さらに、これからの子どもたちのためには、変化の激しい現代社会を生き抜くための「生きる力」を備えた子どもの育成が望まれています。

❖ 「生きる力」を育むためには「コミュニケーション能力」と「課題解決能力」を身につけることが重要であり、これらの能力は、さまざまな人との交流を体験し、自ら考え、行動し、仲間と協調することを学んでいくことによって身に付いていきます。少年期からさまざまな体験活動や交流活動、ボランティア活動に携わっていくことが大切なため、本町では、小学生を対象とした野外体験活動や英語クラブなど、体験的かつ交流的な学習機会の提供に努め、また子どものさまざまなボランティア活動を奨励する活動にも積極的に支援しています。

❖ 今後においては、地域社会の中で子どもたちがより健やかに育まれるようにするために、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を認識し、互いに支え合いながら地域全体で子どもたちを守り、育てていこうとする意識を高めていく取組が求められています。特に、子育てに携わる関係者、関係機関との連携を強化し、家庭教育・子育て支援の充実が求められています。

基本方針

■ 青少年の「生きる力」を育み、人間性豊かな心を養うために、家庭・学校・地域、さらにそれらに携わる関係者、関係機関が連携を強化し、一丸となって健全育成の環境づくりに努めるとともに、心身ともに元気な足寄っ子を育てます。

施策の内容

家庭教育の充実	①子育てに関する情報提供と学習機会の充実を中心とした家庭教育の充実を図ります。
「生きる力」を育む体験活動の充実	①体験活動やボランティア活動の充実と青少年の積極的な参加奨励を推進します。 ②ネイパル足寄や九州大学北海道演習林との連携を深め各種体験活動の充実を図ります。
少年団活動の活性化	①スポーツ少年団への加入促進と環境整備を進めます。
各関係機関との連携強化	①各種団体、学校、PTA、子ども会など関係団体等との更なる連携を進め、青少年健全育成の強化と子どもたちを地域全体で育てる環境づくりの強化を図ります。

第３節　社会教育の推進

現状と課題

❖ 社会教育は、町民の生涯学習活動を推進するための中核でもあり、さまざまな課題を解決するために、関係機関との連携を深め、各種事業を推進していく必要があります。また、急激に変化している社会環境に対応するため、地域が抱えている課題を的確に把握し、解決に向けた学習機会を充実させることが必要です。さらに、町民の自主的な学習活動を側面から支援するとともに、学んだ成果を地域活動の中で生かせる環境づくりを進めなければなりません。

❖ 近年、本町においても価値観の多様化や人間関係の希薄化により、地域のつながりが一層薄れつつある状況もあることから、地域を知る学習活動や社会教育事業をとおした仲間づくりの活動なども必要と言えます。

❖ 今後においては、地域に根ざした学び合いの中から、心豊かな人間性を育み、学んだ成果が社会に生かされ、地域社会が活性化するような社会教育の推進を目指すことが必要です。

基本方針

■ 町民が笑顔で暮らしていけるような活力と潤いに満ちた地域づくりのために、社会教育の振興を図ります。

施策の内容

学習機会の充実	①社会教育関係団体や地域の自主的学習活動の支援を図ります。 ②社会環境の変化や地域課題に応じた社会教育事業を推進します。 ③高齢者や壮年層の地域活動への積極的な参加を促す学習機会や情報の提供を進めます。 ④町民の郷土を知る学習や体験活動の充実を図ります。
学習施設・体制の整備	①町民の社会教育活動や学習活動を活性化させるために各施設の環境整備を進めます。 ②町内各教育機関との連携を強化し、各種事業内容の充実と運営協力体制の整備を進めます。 ③町民が学んだ成果を生かせるような体制整備の充実を図ります。

第４節　生涯学習の充実

現状と課題

❖ 経済の長期低迷や大きな社会問題である少子高齢化の進行により、地方には大きなひずみがうまれました。地方から元気や活力が奪われ、人口減に伴う過疎化の進行に一層拍車がかかっている状況です。急激なスピードで生活環境が大きく変化していく中、個人の生き方や地域社会のあるべき姿も問われており、これまで以上に町民がこの町に住んでいて良かったと思えるよう、しっかりと地域の現状を認識し、地域に根ざした学び合いの中から、学んだ成果が生かされるような循環型の生涯学習社会を目指す必要があります。

❖ すべての町民が生涯にわたって心豊かで笑顔があふれる人生を送れるよう、生涯学習の基本である「いつでも、どこでも、だれでも」学べる体制と、学んだ成果を地域で生かすことができる「学び合い」の仕組みづくりが必要です。そのためにも、学習機会の更なる充実や図書室を中心とした各種学習施設の機能強化を含めた学習環境の整備、町民の学びを多角的に支援していけるような相談体制の充実も求められています。

基本方針

■ 町民が「いつでも、どこでも、だれでも」生涯にわたって学び続けられる学習の環境づくりを推進します。

施策の内容

学習機会の充実	①町民の学習ニーズやライフスタイルに応じた学習機会の充実に努めます。 ②町民の学びを支援するため学習相談体制の充実を図ります。
学習情報の提供と学び合える体制の整備	①学習情報の収集と提供を充実させます。 ②学習支援者の発掘と人材育成に努め、町民の「学び合い」を支援する体制づくりに努めます。
学習環境の整備	①町民センターを生涯学習の中核施設として位置づけ、図書室の機能を拡充します。 ②各生涯学習関連施設や関係機関との連携を強化するとともに広域圏での連携も推進します。

第５節　スポーツ・レクリエーション活動の充実

現状と課題

❖ 本町では、町民皆スポーツを目指し「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツに参加できる機会の拡充や各種スポーツ施設の充実を進めてきました。また、町民が心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、生涯の各時期において健康づくりに親しむことができる環境づくりも進めています。

❖ 中核となる里見が丘公園は、施設整備から相当の年数が経過し、施設の老朽化が著しいうえ、公園利用者の利用形態も大きく変化していることから、出合いの森の利活用やスポーツ活動の拠点となる総合体育館を中心とした各体育施設の整備を含めた「里見が丘公園再整備基本構想」に基づき、計画的かつ有効的に再整備を進めていく必要があります。

❖ 施設の長寿命化や充実を図っていく一方、体力や年齢、目的に応じて自らが主体的にスポーツやレクリエーション活動、体力づくりに親しむことができるよう、スポーツ活動推進部局や福祉、医療機関などの関係機関が連携したプログラムづくりを進めるなどの環境整備も、これまで以上に必要となってきます。

基本方針

■ 町民のスポーツ・レクリエーション活動や健康づくりを推進するとともに、各種施設の計画的な再整備を図ります。

施策の内容

スポーツ活動の充実	①スポーツ関係団体及び指導者の育成と支援を図り、町のスポーツ活動を推進します。 ②町民皆スポーツを目指した各種教室等を開催するほか、競技力向上を目指した各種大会の開催や普及を推進します。
スポーツ・レクリエーション環境の整備	①里見が丘公園再整備計画に基づいたスポーツ推進ゾーンの計画的な整備・充実を図ります。 ②総合体育館、温水プールの長寿命化のため計画的な施設整備を進めます。 ③総合型地域スポーツクラブ等の育成と支援を図ります。
健康づくりのための環境整備	①社会体育を中心に医療機関や福祉部局との連携による健康づくり事業の実施を図ります。

第２章　豊かな心を育む文化芸術のまちづくり

第１節　文化芸術活動の振興

現状と課題

❖ 文化芸術の振興は、人々に感動や生きがいを与え、町民のゆとりや潤いなど心の豊かさにつながっていきます。

❖ 本町においては、文化芸術に親しんでもらう機会の提供として、青少年芸術鑑賞会やロビーコンサートを開催するとともに、学んだ成果の発表機会として、町民芸術祭や吹奏楽フェスティバルなども開催し、各種文化団体等の支援を行ってきました。

❖ 今後は、町民の自主的な文化芸術活動を積極的に支援していくとともに、本物の芸術鑑賞機会の場を増やすなど、文化芸術活動に町民がふれる機会の提供にも努める必要があります。また、現在、町内の文化芸術活動を継承していく後継者不足が顕著となっており、活動自体が停滞し、活動を縮小せざるをえない団体等も増えて来ており、今後を担う人材・後継者の発掘、養成にも力を入れていく必要があります。

❖ さらに、町民が優れた文化芸術にふれたり、体験できる機会を拡充するため、文化芸術活動の拠点となっている町民センターの整備充実を計画的に進める必要もあります。

基本方針

■ 地域文化を継承し発展させていくために、芸術鑑賞機会や活動発表の場などを充実させ、文化活動の今後を担う人材の育成と確保に努めるとともに、活動拠点となる文化関係施設の整備に努めます。

施策の内容

文化関連施設の整備	①文化関連拠点施設の整備および充実を計画的に進めます。
文化芸術活動の推進	①町民の主体的な文化芸術活動の活性化を促進します。 ②町民の文化芸術活動の発表の場を確保するなど、各種活動に参加する機会の充実を図ります。 ③町民が優れた文化芸術活動にふれる機会の充実を図ります。 ④文化芸術活動の指導者や後継者などの人材育成と発掘に努め、活動が末永く伝承されるよう支援します。

第２節　文化財の保護

現状と課題

❖ 足寄町内には、町内外に広く誇るべき文化財や自然現象が多数存在しています。

❖ 東部地域には、秀峰雌阿寒岳を中心に、その火山活動に伴う数々の現象を見ることができます。オンネトーや錦沼、さらには、陸上で観察できるマンガン酸化物生成地として、世界的にも例を見ない国の天然記念物「オンネトー湯の滝マンガン酸化物生成地」、他にも束柱類や鯨類からなる足寄動物化石群、シオワッカのカルシウム鉱物形成など、世界的に注目される地学現象が連なるうえ、巨大なラワンブキの自生地もあります。
利別川流域には、多数の埋蔵文化財包蔵地があり多くの遺跡・遺物が見つかっており、九州大学北海道演習林内の原生林も本町開拓前の自然状態を示す貴重な存在です。また、美里別川流域に目を移すと、喜登牛山山麓には、絶滅が危惧される大型鳥類が飛来・生息する深い森林が広がっているなど、貴重でとても豊かな自然に囲まれていることがわかります。

❖ これらの貴重な自然・文化財を後世にまで保存・継承していくことは、私たち足寄町民に課せられた使命ですが、その素晴らしさを多くの人たちに伝えていくことも非常に大切です。町内の自然や文化財等に関する積極的な情報提供と、保存のための環境整備が求められています。

基本方針

■ 町内にある貴重な自然や文化財の保護と環境保全に配慮しながら、その素晴らしさを広く情報提供していくとともに、町民の郷土愛醸成に努めます。

施策の内容

文化財の活用	①関係機関との連携を強化し貴重な自然や文化財の保護に努めます。 ②町民の文化財等への関心を高めるため、郷土を知る学習機会の充実を図ります。 ③足寄町の自然や文化財の素晴らしさを、町内外に広く情報提供していきます。 ④郷土資料や歴史資料および自然資料の収集、保存に努めます。 ⑤郷土を知る学習活動の拠点として、動物化石博物館と郷土資料館の整備充実を進めます。

第３節　動物化石の調査と学術研究保存

現状と課題

❖ 平成 10 年に足寄動物化石博物館が開館したことにより、茂螺湾から産出された各種の貴重な動物化石の研究、保存体制が整いました。それらの資料を展示・公開することによって、町民の学習活動のみならず、町外からの多くの来場者により『足寄の化石』の理解が一層進んでいます。
足寄産出の化石研究の成果は多岐にわたり公表され、多くの束柱類標本、鯨類標本に新しく学名が付けられたとともに、国内のみならず海外からも研究者が訪れ、世界的に重要な資料であることの認識が高まっています。同時に、道東を中心とした様々な化石や比較標本の収集も進み、足寄のみならず道東の化石研究拠点施設としての認知も進んでいます。

❖ 今後も、世界的に貴重な資料を収集・保管・展示し、更に足寄動物化石博物館を広く知ってもらえるよう情報発信をするとともに、町民の郷土を知る学習活動の拠点としての位置づけも一層図っていく必要があります。

❖ 平成 22 年度からは指定管理者による管理体制に移行しています。管理者の努力もあり、一時下降気味だった入館者数も増加し、工夫を凝らした企画展示や事業展開等は高く評価されるなど大きな成果を上げています。今後も引き続き指定管理者と連携しながら、学校との連携強化を中心とした教育活動分野での積極的な活用方法の検討や更なる保存・展示方法の充実を図っていく必要があります。

基本方針

■ 足寄の化石の保存・研究・公開をさらに充実させ、貴重な動物化石について広く情報発信するとともに、博物館を町民の郷土を知る学習活動の拠点施設として広く活用していきます。

施策の内容

足寄動物化石博物館の管理運営と化石の保存・研究・公開	①指定管理を継続し、管理運営の効率化と充実を図ります。 ②指定管理者と協力し、茂螺湾での化石収集の継続と関連資料の充実を図ります。 ③指定管理者との連携を密にし、博物館の研究活動や成果を広く情報発信します。 ④貴重な動物化石の適切な保存に努めます。 ⑤新たな来館者を増やすため、展示内容と博物館でしか味わえない体験活動の充実を図ります。
郷土愛を育む学習活動の充実	①町民の郷土愛を育むため、まちを知る学習機会や体験活動の充実を図ります。 ②博物館を町民のまちを知る学習活動拠点として位置づけ更なる活用を促進します。

第4編　豊かな資源を生かした活力と魅力ある産業によるまちづくり

第1章　ゆとりと活力ある農業・農村づくり

第1節　農業の振興

現状と課題

❖ 農業を取りまく社会的、経済的環境は、国際化が進む中でTPP参加交渉が開始されるなど市場原理の導入による農畜産物の輸入自由化と、これに伴う価格の低迷、農業用資材、輸入飼料価格の高騰などから農業経済は大変厳しくなる中、コスト低減や野菜などの高収益作物の導入、経営の複合化、農業者の高齢化や後継者不足、担い手対策などの課題を解決し、強い農業の確立が求められます。

❖ 本町の基幹産業である農業は、山麓丘陵地形を有効に活用した酪農・肉用牛経営を中心として、平坦地では畑作経営が営まれており、これまで、国営・道営及び団体営等の農業基盤整備事業等を導入し、農地造成・区画整理・客土・排水対策・農道・ほ場整備・家畜ふん尿処理施設、鹿柵等の整備により、農業経営の近代化、農業生産性の向上に取り組んできました。

❖ 活力ある農村社会を形成するためには、効率的かつ安定的な農家戸数を最大限確保することであり、地域農業を支える意欲と能力を備えた、優れた担い手の育成確保や農村女性の労働環境の改善、経営参加の促進が重要な課題であるとともに、新規就農者の参入も推進する必要があります。

❖ 日本型直接支払制度などの活用を通じて農村コミュニティを高揚させ、国土の保全や多面的機能を増進する活動から、耕作道路や農業施設の維持管理を各集落にて実施し、さらには畑作農家と畜産農家の有機的な結びつきや有畜化を進め、堆きゅう肥の活用による地力の向上や、輪作体系の確立と緑肥の導入などにより土づくりを推進するとともに、環境にやさしく、安全で良質な農産物をめざすクリーン農業を推進していかなければなりません。

基本方針

■ 農業経営の安定と生産力の維持・拡大を図るため、生産基盤の整備・近代化を促進するとともに、耕畜連携による農地の保全、地力維持・向上を図り、農村コミュニティとしての集落の総合力を発揮し、自立した地域農業の確立に努めます。

■ 多様な農業担い手の育成を図り、安全で良質な農畜産物を安定的に供給する豊かな農村社会の確立を進めます。

施策の内容

畑作経営	①畜産農家の有機的な結びつきや有畜化を促進し、堆きゅう肥の活用による地力向上や輪作体系の確立、緑肥導入などの土づくりを推進します。 ②化学肥料、農薬などの使用減量化を図り、環境に負荷を与えない安全で良質なクリーン農業を推進します。 ③新規作物の導入を推進し、農業所得の向上を図ります。
畜産経営	①屋根付き堆肥舎の整備による家畜ふん尿の適正処理、管理、再利用を進めます。 ②山麓丘陵地形を有効に活用した酪農・肉用牛経営の強化を図るとともに、資源循環型の環境に負荷を与えない放牧酪農を推進します。 ③家畜飼養衛生管理基準の遵守を啓蒙します。
担い手・後継者育成対策	①認定農業者制度の積極的活用により優れた担い手の育成・確保を図ります。 ②各種資金制度などを活用して、規模拡大や既往負債の解消など経営の改善を図ります。 ③優良農地の確保を図り、農地中間管理機構による担い手に農地の集積を推進します。 ④後継者・新規就農者を支援・推進します。 ⑤農業の持つ教育力を共有するため、農業体験希望者、実習生の受入れシステムの整備を図ります。
商品開発・流通対策	①６次産業化による農畜産物の高付加価値化に努め、新たな農業技術などの積極的な活用を図ります。 ②消費者ニーズに合わせた農畜産物づくりと生産を進めます。 ③安全で良質な農畜産物の安定生産を図り、足寄ブランドの確立を推進します。
農業構造	①遊休農地の拡大を防ぎ、優良農地の集積化を促進し、農地の効率的活用を図ります。 ②農地の流動化と集約化による農作業および経営体の協業化、集団化などを進めます。 ③農作業受委託やヘルパー制度を拡充するなど、農業サポート支援体制を整備します。 ④女性の労働環境の改善、経営参加を支援します。
農業基盤の整備	①生産性の向上と農作業の効率化を図るため暗渠排水、土地改良、土壌改良などを総合的に進めます。 ②道路網の整備と維持管理に努めます。 ③日本型直接支払制度などの活用を通じて農村コミュニティを高揚させ、集落の総合力を発揮した国土の保全や多面的機能を増進する活動を推進し、耕作道路や明渠、鹿柵など農業施設の維持管理を集落ぐるみで行い、耕作放棄地の発生防止と災害に強い基盤づくりを推進します。
農村環境の整備	①廃屋、不要農機具などの撤去および農業用廃プラスチックなどの適正処理を推進します。 ②農家住宅や農業施設周辺の整備を推進するとともに、農村景観の維持向上を図ります。 ③農業の多面的機能の特性を生かした資源活用による、豊かでゆとりと活力ある自立した農村づくりを進めます。

第２章　魅力ある林業の振興と豊かな森林の保全

第１節　林業の振興

現状と課題

❖ 本町の森林面積は、行政面積の 82％を占める 116,396ha となっており、森林に恵まれた地域です。このうち民有林（町有林を含む）面積は 38,114ha で、天然林 19,827ha、人工林 15,657ha（人工林率 41％）となっています。特に人工林は、カラマツ（11,735ha 75％）が主体となっています。

❖ 森林は、水源かん養、土砂崩れや地球温暖化の防止など多面的な機能を持っていますが、森林所有者の高齢化や林業採算性の悪化により、森林所有者の森林整備に対する意欲の減退や林業労働者の減少、植栽未済地の拡大による資源量の減少など様々な課題を抱えています。

❖ 本町では、役場庁舎をはじめとする公共建築物の建設にはカラマツ集成材を利用し、建設材としての有効性を実証するとともに、農業用施設や一般住宅向けに「カラマツ材利用促進補助金」を制定し、地産地消・カラマツ材の利用促進を進めてきました。また、カラマツ人工林跡地への同樹種の優先的な再植林を推奨するとともに、各種補助事業を活用し、カラマツ資源量の保続と 50 年循環のシステム林業の構築に取り組んできました。今後も、カラマツ資源量に即した林業政策を展開するため、九州大学との連携強化を図り、地産地消、地域材の利用拡大を推進しなければなりません。

❖ 森林機能の保全対策としては、「足寄町森林整備計画」を策定し各種施業を講じており、所有者の造林経費の軽減を図るため、森林整備に係る国や道の補助事業の積極的な導入と併せて、町単独助成による支援を行っているほか、長期間、未立木地のまま放棄されている山林の公有林化を進めています。また、森林施業の奥地化などに対応するため、林道の開設などによる路網整備を進めています。
今後も、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業により健全な森林資源の維持造成を行うとともに、地域林業の担い手である森林組合の組織強化支援、林業労働者の育成確保を推進しなければなりません。

基本方針

■ 新たな森林資源の需要拡大を図り、森林の持つ公益的機能の増進に努め、計画的な造林、保育管理を推進します。

施策の内容

森林整備の促進	①足寄町森林整備計画に基づき、造林・下刈・除間伐・森林保護の国や道の補助事業導入を推進します。 ②林業、林産業への人材確保と育成を推進します。
林業経営対策	①森林経営者の後継者育成を進めるとともに、森林組合の組織強化を支援します。 ②新たな森林資源の活用を推進します。
緑豊かなまちづくりの推進	①造林事業を推進し、国土の保全と水資源確保を図ります。 ②緑のまちづくり協議会を核とした住民参加による緑化運動を推進し、保健休養の場である出合いの森を整備します。
林道の整備	①幹線、支線林道網の適正な維持管理を図ります。
町有林の経営	①林分に応じた伐期の調整を行います。 ②森林経営計画に基づき、補助制度を活用した造林事業を推進します。 ③森林総合研究所と連携し、森林整備を推進します。 ④森林資源の有効活用を推進します。 ⑤水源かん養などの森林保全機能の向上に努めます。
森林資源の活用と保全	①カラマツ材の利用促進、林地残材の有効活用を図ります。 ②鳥獣、野鼠被害を防止し、森林の保護を図ります。
九州大学との連携	①九州大学との連携を強化し、協定に基づく森林資源の活用、森林教育、森林保全、森林整備などの調査研究や森林林業に係る地域振興を推進します。

第３章　活力と魅力ある商工業と地域資源を生かした観光の振興

第１節　商工業の振興

現状と課題

❖ 商工業は、活力ある地域づくりに欠くことのできない経済活動の根幹をなすものでありますが、長引く景気の低迷や車社会の進展などのさまざまな要因に伴い、帯広圏の大型商業施設への消費流出や、原油や原材料の高騰による生産体制の維持など、停滞が続く地域経済のなかで様々な問題を抱えています。

❖ 本町の商工業は、地域の産業振興と密接な立場となっており、中小・小規模事業者を中心に経済活動の一翼を担っています。また、商業地域はまちの中心としてだけではなく、住民の日常生活において、人々のふれあいを育む「まちの顔」として文化やコミュニティの中心をなしていることから、平成27年度には住環境・店舗等整備補助金として、店舗等の新築や増改築、購入などに補助金を交付し、支援を実施してきています。

❖ 厳しい競争社会の現実の中で「個々の業者がそれぞれに魅力あるもの」となり、消費者にとって魅力ある商品の提供、大型店には出来ないきめ細やかなサービスを提供することはもちろん、変化していく消費者ニーズを的確に把握し、地域の購買力を高めるためには、足寄町商工業全体が魅力ある業種・業態として対応していかなければなりません。そのためには、本町の地域資源や地域特性などを生かした魅力ある商工業及び商店づくりを支援するとともに、事業所の生産性向上に向けて経営基盤の強化や生産環境の整備、商工業従事者の技術力の向上や人材育成を支援し、経営意欲の高揚を積極的に推進していかなければなりません。

基本方針

■ 商工業経営者の安定的な事業継続を図るため、商工会など関係団体と連携し、必要な育成・指導や支援を行います。
■ 町内での購買意識の向上を図り、町内の消費拡大に努めます。
■ 地域資源を活用した起業・商品開発や特産品の普及の支援を行います。

施策の内容

商工業の活性化	①魅力ある店づくりによる、消費者ニーズに対応した経営およびサービス確立に向けた取組を支援します。
商工業の育成	①地域資源を活用した、起業や商品開発の支援を行います。 ②商工業の担い手の育成・確保を推進します。
経営安定のための金融の円滑化	①中小・小規模事業者への融資事業などを推進し、経営安定のための支援を行います。

第２節　観光の振興

現状と課題

❖ 近年の観光は、職場などの団体旅行から、家族・友達などの小規模旅行に移行しており、また、自らが参加する体験型観光や、地域との交流を楽しむ観光、有名な名所より自然豊かな無名地を好むなど多種多様化の傾向にあります。

❖ 本町は、帯広・釧路・旭川・北見などの道東圏域や道央圏域の都市を結ぶ国道 241 号、242 号が通過しており、道東観光の要衝となっています。また、北海道高速自動車道の開通により道央圏域との時間短縮が図られたことから、時間に余裕ができこれまでの通過型から滞在型観光への移行による経済効果が期待されており、特に「道の駅」を中心とした特産品の販売や観光情報の発信が期待されています。

❖ 大自然に包まれた阿寒国立公園のオンネトーは、阿寒湖畔や日本百名山の雌阿寒岳を有し、国内外から年間 45 万人の入込がある十勝管内でもトップクラスの観光地となっており、「阿寒・屈斜路・摩周地域」のその秀逸な自然は、マリモやオンネトー湯の滝を中心として世界自然遺産登録に向けた検討が進められました。環境省による調査の結果、世界自然遺産の国内候補地には選定されませんでしたが、今後も関係自治体と連携し、原生の森や多様な植物などの自然を保護するなど、オンネトー地区の自然観光資源を将来にわたって保全するとともに、阿寒国立公園を軸とした広域観光を推進しなければなりません。また、自然と親しみ、楽しむことができる里見が丘公園を中心として、本町の豊かな自然景観を生かした「見て・遊び・体験できる滞在型観光」の環境を整備していかなければなりません。

❖ 北海道遺産に指定されている螺湾ブキについては、足寄町の貴重な観光資源であることから、今後も地域と連携して守り、活用しながら、魅力ある観光サービスの創造と受け入れ体制の充実を図る必要があります。

基本方針

■ 関係機関・団体と連携し、自然豊かな景観を生かした、見て楽しみ・遊び・体験できる滞在型観光を進めます。

施策の内容

広域・体験・滞在型観光の推進	①関係機関・団体との連携を強化し、阿寒国立公園を軸とした観光メニュー整備を図り、広域観光を推進します。 ②里見が丘公園を活用し、豊かな自然景観を生かした体験、観光を推進します。 ③地域と連携し、螺湾ブキの保全と活用を図ります。
観光関連団体の支援	①町内関係機関や団体との連携強化を図ります。
情　報　発　信	①観光地としての魅力や情報を積極的・効果的に発信し、観光客の誘致を図ります。

第３節　雇用・労働の確保

現状と課題

❖ 長らく続いた日本経済の低落傾向に歯止めがかかり都市部では景気回復の声が多く聞かれるようになりましたが、本町を含む地方では一向に経済の明るさが見えてこない現状にあり、若年層の就労の場の創出や、冬季～春季間の事業創出による季節労働者の通年雇用化などの課題があります。

❖ 十勝管内全市町村で組織している「十勝地域産業活性化協議会」では、首都圏での企業誘致フェア等への出展やセミナーを開催し、地域の特色や強みを生かした都市部企業の積極的な誘致を進め、雇用増の促進に努めています。本町においては、平成 25 年度に「企業振興促進条例」を改正し、助成対象要件を緩和するとともに、町民雇用に対する助成、足寄高校新卒者を雇用した企業には助成金を拡大するなどの措置を講じています。

❖ 今後も、町内事業所の設備投資や経営規模の拡大を支援するとともに、企業の新たな雇用創出に対する支援施策の充実を検討し、雇用の安定と地場産業振興による雇用機会の創出を図っていく必要があります。また、中・高生などのインターンシップ研修を積極的に受け入れ、勤労観・職業観の育成と地元定着を促進する取組が必要です。

❖ 勤労者福祉については、企業における各種共済制度への加入促進や、生活支援貸付制度により安定した就業や安心して働くことができる環境づくりなど、勤労者の福祉向上に努め、事業者や関係機関、行政が連携し、季節労働者の通年雇用化に向けた取組を推進していかなければなりません。

基本方針

■ 地域の資源を活用した起業や地場産業の振興を図り、雇用の場の安定確保に努めます。
■ 勤労者福祉の充実を図り、季節労働者の労働環境や雇用条件の改善に努めます。

施策の内容

新たな雇用創出と安定した雇用の確保	①地域資源を活用した地場産業による雇用機会の創出を検討します。 ②労働環境や雇用条件の改善を図り、安定した雇用の場の確保を推進します。
季節労働者対策	①季節労働者の通年雇用化に向けた冬季～春季間の雇用創出対策を推進します。

第４節　新産業の創出

現状と課題

❖ 本町は豊かな自然と豊富な地域資源に恵まれており、農畜産品や木材など多くの優れた素材を生産していますが、原料としての出荷がほとんどで、付加価値を高めた加工品の生産が望まれています。また、加工品については、流通や販路拡大などに向けた宣伝活動が重要です。

❖ 活力ある産業と地域活性化の推進を図るため、本町の地場産品の開発振興や、それらを目的に起業する団体等の育成強化を図るため、産業振興補助金を交付し支援を行ってきました。また、平成 27 年３月には「足寄町地域おこし協力隊設置要綱」を制定し、町内生産（製造）物の販路拡大、商品開発、特産品 PR、製造・生産技術の向上等６次産業化に関する支援活動等を担う隊員として３名を採用してきました。

❖ 今後も、地域資源を活用した新規特産物の発掘と新商品の研究開発を進めるとともに、農畜産物を中心に、原料の生産から加工販売に至るプロセスを一貫して行う６次化の推進やブランド化を図り、本町の特産品についてあらゆる機会を通じての宣伝活動、ホームページ・インターネットなどでの通信販売、さらには「ふるさと足寄応援寄附金」の感謝特典の活用など、関係団体と連携して普及推進を図る必要があります。

❖ また、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進することで、再生可能エネルギーによる発電や燃料生産などの新たなエネルギー産業の振興や、本町の秀逸な自然を活用し、観光をはじめとする新たなサービス産業の推進が必要です。

基本方針

■ 地域資源を活用した特産品の開発やブランド化を推進し、新産業の創出を推進します。

施策の内容

地域特産品の開発振興	①付加価値を創造する６次化やブランド化を推進します。 ②地場産品の開発振興の取組を支援し、新産業の創出を図ります。 ③ふるさと足寄応援寄附金の感謝特典を活用し、特産品の宣伝や PR 活動を推進します。 ④地域資源を活用した再生可能エネルギーを活用した観光をはじめとするサービス産業を推進します。

第5編　みんなで創る協働のまちづくり

第1章　共に考え共に行動する住民参加のまちづくり

第1節　コミュニティ活動の推進

現状と課題

❖ 本町には、地域コミュニティの基礎となる88の単位自治会があり、町民と町を結ぶ役割を担うとともに、地域の結びつきを支える重要な組織となっています。

❖ 近年、物質的豊かさが増す反面、生活スタイルや価値観の多様化により、人と人との繋がりは希薄化し、自治会未加入世帯が増加するとともに、山間部における小規模自治会の増加や、自治会構成員の高齢化による役員の担い手不足など、自治会をはじめとするコミュニティ活動が充分に機能しているとは言えない状況にあります。

❖ あたたかい心と心のふれあいで、お互いに理解しあい連帯意識を持って快適で安らぎと潤いがあり、見守りあえる地域社会を形成するためには、住民がそれぞれの地域において、知恵を出し合い、世代を超えた交流をはぐくむことが重要です。

❖ 今後は、自治会再編による規模の適正化や、活動拠点となる地域コミュニティ施設の計画的な修繕等を進めるとともに、自治会未加入者の加入を促進し、コミュニティ活動を支える人材育成の支援を推進していかなければなりません。

基本方針

■ 相互扶助や地域連帯の気運を創出する自治会活動の推進を図ります。
■ 地域の自主性を尊重したコミュニティ活動を促進します。

施策の内容

コミュニティ活動の促進	①自治会意識の高揚を図るとともに、自治会組織への加入を促進します。 ②自治会再編による規模の適正化を推進し、自治会活動の活性化と育成支援に努めます。 ③地域の自主的な活動を推進します。 ④コミュニティ活動を支える人材を育成するため、学習機会や相互の交流機会などの充実を図ります。 ⑤地域コミュニティ施設の計画的な備品整備や修繕等を進め、維持管理に努めます。

第２節　交通安全対策の推進

現状と課題

❖ 本町は広大な面積を有し、町内には国道 241 号、242 号が通り、これを軸に道道および町道が整備され、その延長は 700㎞を超えています。また、日常生活に必要不可欠である自動車の普及や、北海道高速自動車道の整備により、道路交通量は年々拡大しています。

❖ 本町では交通事故撲滅のために各関係機関や事業所と連携し、交通安全キャンペーンや交通安全教室、交通安全町民大会を実施するとともに、住民要望等を踏まえ、歩道の整備や信号機などの設置を関係機関に要請するなどの取組を展開していますが、交通弱者と言われる高齢者による交通事故が増加しており、大変憂慮すべき事態となっています。

❖ 今後も、地域、学校及び関係機関と連携した啓発運動の実施や、老人クラブなどを通じた交通安全教育を進め、住民総ぐるみによる事故防止への決意や意識の高揚を図りながら、交通安全の啓蒙に取り組んでいかなければなりません。また、交通事故発生を未然に防ぐため、信号機などの設置を関係機関に要請するとともに、危険箇所の改善や交通安全施設の整備を進めるなど、あらゆる交通安全対策を講じて交通事故死ゼロの取組を進めなければなりません。

基本方針

■ 住民一人ひとりが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、事故防止に対する意識の向上につながる交通安全運動を推進するとともに、交通安全施設の整備を行い、交通安全の確保に努めます。

施策の内容

交通安全対策の推進	①危険箇所の改善を促進するとともに、交通安全の啓蒙による事故防止を図ります。 ②住民一丸となった交通安全意識向上の取組を推進します。 ③交通安全団体および事業所と連携し、効果的な安全対策の取組を推進します。 ④関係機関に歩道整備や信号機の設置など、交通安全施設の整備促進の要請に努めます。

第３節　防犯・消費生活対策の推進

現状と課題

❖ 近年における犯罪情勢は、都市化の進展、情報通信技術の進歩、価値観の多様化、核家族化などに伴い、地域社会の犯罪防止機能が弱まる中で、犯罪の凶悪化・悪質化・低年齢化や、詐欺、児童虐待などが全国的に目立ってきている状況にあり、本町においても、不審者の出没や高齢者を狙った悪徳商法など警戒を要する事件が多く発生しています。

❖ 本町では、防犯・消費生活団体および関係機関と連携して犯罪のない明るいまちづくりのため、防犯パトロール、高齢者宅を訪問しての防犯診断、学校、老人クラブ等への消費生活講座などの啓発活動に取り組んでいます。

❖ 犯罪や暴力・非行のない、安全で安心して生活できる地域社会の実現に向けて、警察や関係機関と連携して防犯意識の高揚を図り、自主的な防犯活動の推進を目指し、効果的な啓発活動の取組を強化していかなければなりません。

基本方針

■ 住民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図り、地域の連帯感に根ざした安全・安心のまちづくりの取組を推進します。

施策の内容

防犯対策の推進	①防犯団体および関係機関と連携し、効果的な啓発活動を実践して犯罪の抑止を図ります。 ②家庭・学校・地域と行政が一体となった防犯活動の取組を推進します。
消費生活対策の推進	①消費者教育の啓蒙を推進します。 ②消費生活相談体制の充実を図ります。

第４節　地域防災組織との連携

現状と課題

❖ 近年、全国的に大雨や地震、土砂災害、火山噴火などの災害が全国各地で頻発していますが、大規模な自然災害発生時においては、行政や災害対策本部が行う復旧・応急活動等には限界があるため、一般的に災害発生から３日間は住民やボランティアなどの協力が必要不可欠であることから、大規模災害の発生に備え、災害対策の重要性、必要性を住民･地域･行政ともに強く認識しなければなりません。

❖ 本町では、自分たちの地域は自分たちで守るという精神の下、連合自治会や単位自治会による防災研修会やDIG研修を通じて、先進的な取組をしている旭町防災会や関係機関とともに、防災意識の高揚と防災知識の普及啓発に努めてきましたが、全町的に自主防災組織の結成や設立には至っていません。

❖ 自治会を中心とした自主防災組織の育成強化をより一層推進するため､｢自助｣｢共助｣｢公助｣をキーワードとして、町民への防災思想・知識の普及・啓発を行うとともに、行政・地域・住民が連携して地域防災力の向上を図り、地域内で発生しうる災害に対応していかなければなりません。
また、全町的に住民やボランティアなどの地域防災組織の育成・強化を図り、災害に強いまちづくりを進めることが必要となります。

基本方針

■ 地域防災組織の育成と連携強化を図ります。

施策の内容

地域防災組織の育成	①防災思想や防災知識の普及啓発を推進します。 ②地域防災組織の育成強化を図り、全町的な地域防災組織の設立を推進します。
地域防災組織との連携強化	①地域防災組織との連携強化を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

第５節　住民参加のまちづくり

現状と課題

❖ 地方分権社会の到来により、地域のことは地域で考え、自らが責任を果たす必要があり、町民・地域・行政が、それぞれの役割と責任に基づき連携・協同し「ともに考え、つくりあげる」まちづくりが求められています。

❖ 本町では、住民活動団体が自主的に行う創意工夫にあふれたまちづくり活動を支援し、住民参加によるまちづくりの推進と住民が主体性を発揮できる協働のまちづくりを推進するとともに、まちづくりに関する様々な分野やテーマにおいて、各種委員会や審議会を通じた町民参画によるまちづくりの取組を推進してきました。

❖ 各種委員会や審議会、住民アンケート調査など、まちづくり活動への参加や意見を聞く機会の拡充と、まちづくり活動団体への支援制度の充実や住民一人ひとりがまちづくりに積極的に参加することができる体制の整備を進めるとともに、住民と行政が情報を共有し、一体となって協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

基本方針

■ 住民一人ひとりがまちづくりに積極的に参加することができる体制の整備を進めるとともに、住民の自主的、主体的なまちづくり活動の育成・支援の確立を目指します。

施策の内容

住民参加のまちづくりの推進	①各種委員会や審議会、アンケート調査などまちづくり活動への参加や意見を聞く機会の拡充を図ります。 ②住民が主体的に協働のまちづくりを推進できる環境づくりを進めるとともに、まちづくり活動団体への支援を図ります。 ③まちづくりに係る情報を町民と町が共有し、一体となってまちづくりを推進します。

第６節　男女共同参画社会の形成

現状と課題

❖ 女性の地位向上と女性差別の撤廃に向けた取組が進められ、平成 11 年に男女共同参画基本法が制定されるなど、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の形成が進められています。少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や家族形態の多様化、地域社会の変化などに伴う、多種多様な課題に対応し、地域社会が持続的な発展を進めるためには、社会生活と家庭生活との両立や、社会のあらゆる意思決定の過程に女性が参画すること等を通じて、女性がその能力を最大限に発揮できるようにすることが重要です。

❖ 近年、配偶者からの暴力行為が社会問題化しており、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにも関わらず、被害者の救済が十分に行われておりませんでした。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

❖ 本町では、女性が地域・職場で活躍するほか、女性団体等で組織する実行委員会が中心となり、さまざまな課題について女性の視点から明るく豊かなまちづくりにつなげることを目的に「女性のつどい」を開催するなど、まちづくりの大きな力となっています。しかし、家庭内の家事の分担、育児・高齢者の介護、就業問題など多くの課題があります。

❖ 男女の個人としての尊厳を重んじ男女共同参画に対する理解を深め、環境を整備し、男女の役割分担意識や習慣を変え、女性の活躍促進に向けた気運醸成や男女共同参画意識の高揚を図っていかなければなりません。

基本方針

■ 男女共同参画についての理解を深め、女性の活躍促進に向けた気運醸成を図り、男女がともにあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の内容

男女共同参画社会の形成	①男女共同参画についての理解を深めるため、啓発活動を推進するとともに、学習機会の充実に努めます。 ②男女間の暴力を根絶するため、意識啓発を推進します。 ③就労、子育て、介護などの支援や相談体制の充実を図り、男女がともに仕事・家庭・地域生活の「ワークライフバランス」の調和を保つことができる環境づくりを進めます。 ④男女がともに参画できる機会を拡充し、それぞれの声を反映したまちづくりを推進します。

第２章　豊かな人材を育成する交流のまちづくり

第１節　国際・地域間交流の推進

現状と課題

❖ 社会経済・文化など様々な分野でグローバル化が進み、ますます国際化社会に対応できる人材育成が必要とされています。異文化に触れることはもちろん、自国の文化、生活習慣など改めて見つめなおすことが必要です。

❖ 本町では、足寄高校生海外研修派遣事業として、姉妹都市カナダ・アルバータ州ウェタスキウィン市に足寄高校の１年生を派遣し、ホームステイを通じて、異文化、生活、教育などを実際に体験する機会を提供しています。また、ウェタスキウィン市から国際交流員を招聘し、学校における英語指導や、住民対象の英会話教室などを行うことで、国際理解を深めており、今後は、その成果を地域活動に生かすシステム作りが必要です。

❖ 都市部における情報の発信・収集を目的に、東京と札幌の２会場において「ふるさと会」を開催しています。ふるさと会は、参加者相互の交流や交歓のみならず、本町出身者やゆかりのある町外出身者の方からまちづくりに対する意見を聴取できる貴重な機会となっています。

❖ 今後も国際・地域間交流の充実を図るとともに、活動の活性化や発展に向け支援していく必要があります。

基本方針

■ 国際・地域間交流事業の充実を図り、まちづくりに活用できるよう努めます。

施策の内容

国際交流の推進	①国際理解教育を推進します。 ②国際交流員の活動充実を図ります。 ③国際交流推進体制の整備を進めます。
地域間交流の推進	①ふるさと会の継続・発展に向け、総合的な支援を行います。 ②関係機関との連携を強化します。

第３章　住民に信頼される健全な行財政運営

第１節　広報・広聴活動の充実

現状と課題

❖ 協働のまちづくりを推進していくためには、町民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、町が抱える問題等についてお互いに情報を共有しながら、まちづくりを進めることがより重要となっています。

❖ 本町では、これまで町の施策や各種事業案内など、さまざまな行政情報を広報紙「あしょろ」や、くらしのカレンダー、ホームページなどの媒体を活用し、町民に情報提供を図るとともに、まちづくり懇談会や町長とのふれあい懇談会のほか、電子メールや手紙「Ａメール」により地域の声や要望の把握に努めてきました。

❖ 今後も、より分かりやすく、新鮮な行政情報の提供を行うとともに、住民ニーズの的確な把握に努め、まちづくりに反映していく必要があります。

基本方針

■ 協働のまちづくりを推進するため、広報活動のさらなる充実と、住民の意見や要望を把握し、まちづくりに反映していく広聴体制の構築に努めます。

施策の内容

行政情報の提供	①町民の声を紙面づくりに生かしながら、より新鮮で親しみやすい広報紙を発行します。 ②ＳＮＳ※等、新たな情報発信方法の運用を検討します。 ③新鮮な行政情報を提供できるよう、オンライン入稿の導入に向けて検討します。
広聴体制の構築	①まちづくり懇談会等で寄せられた住民の声を、まちづくりに反映させていきます。 ②陳情、要望など広聴活動の充実を図ります。

※ SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、フェイスブックやツイッターなど人々のつながりを促進、サポートするコミュニティ型のウェブサイト。

第２節　健全な行財政運営

現状と課題

❖ 第５次総合計画を策定した平成 16 年度は、国の財政危機を背景に補助金改革、地方交付税の大幅削減、税源移譲の三位一体の改革を国が強力に推し進め、足寄町はもとより多くの市町村が厳しい財政状況に陥り、本町においては「足寄町自律プラン」を第５次総合計画と同じ平成 17 年３月に策定し、住民ニーズや本町を取り巻く環境の変化にあわせ必要な改訂を行いながら、協働のまちづくり、補助金削減や事務事業の見直し、職員の削減等により財政健全化を進めてきました。

❖ 地域経済の活性化とともに住民がゆとりと豊かさを実感して暮らせる温かく快適なまちづくりを目指し、第５次総合計画に基づき、計画的な事業執行を進めてきましたが、先行き不透明な社会情勢のもと、行政需要が高度化・多様化する中、少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費や、公共施設の老朽化に伴う修繕、改修経費の増大が見込まれるなど、今後も厳しい行財政運営が予想されます。

❖ 魅力あるまちづくりと健全な財政運営を進めるために、地方公会計の整備推進による明確な財政状況の分析と情報開示を進めるとともに、町税の徴収率向上・滞納の未然防止による自主財源の確保と、国・道の各種補助制度等を有効に活用しながら限られた財源を効果的に配分する自主性・自立性の高い自治体経営が必要です。

❖ 多種・多様化する町民ニーズに的確に対応し、きめ細かな行政サービスを提供するため、電算システム等の導入による行政事務の効率化や、職員一人ひとりの資質向上と親切・丁寧な対応により、町民に親しまれる組織体制の構築が必要です。

基本方針

■ 時代に適した行政組織体制の確立を目指します。
■ 自主財源の確保と財政状況分析・情報開示を進め、健全で効率的な行財政の運営に努めます。
■ 職員一人ひとりの意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めます。
■ 個人情報保護の徹底と行政情報の公開に努めます。
■ 電算システムをクラウド化※し、行政事務の効率化を推進します。

施策の内容

行　政　運　営	①時代に即応した事務事業の見直しと組織・機構の改革を行い、効率的および効果的な行政サービスの提供を図ります。 ②親切丁寧な窓口行政サービスの提供と町民に親しまれる組織体制の構築を図ります。 ③人材育成基本方針に基づき、人事制度、職員研修制度、職場環境整備（職場づくり）を三位一体として、全庁的かつ総合的な施策を推進します。 ④行政サービスの質の低下などの弊害を出さぬよう、現在の職員数を維持し、また、新たな行政サービスを展開する場合は、弾力的に必要な人員を新規採用するなど、定員管理の適正化を図ります。 ⑤情報公開及び個人情報保護に関する法令などに基づき、情報公開の推進と個人情報の保護を図ります。 ⑥自庁方式で管理している電算システムをｉＤＣ※活用のクラウドコンピューティングシステム※に移行し、行政事務の効率化を図ります。 ⑦選挙投票区及び投票時間の見直しを進めます。 ⑧公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを総合的・計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を図ります。
財　政　運　営	①町税の収納率向上を図るため、啓蒙活動を推進し、納税意識の高揚を図ります。 ②統一的な基準による地方公会計の財務書類等を作成し、財政状況の分析を行い、健全な財政運営を進めます。 ③国庫・道補助制度を有効に活用し、財源確保を図ります。 ④財政状況を勘案して、計画的な起債発行を行うとともに、起債発行をする際には、財政的に有利な起債の活用を図ります。

※ｉＤＣ：インターネットデータセンター、いわゆるデータセンターの中でも、特にインターネット接続に特化し、高度なセキュリティや災害耐性が完備された設備でサービスを提供する事業者及び建物のこと。

※クラウド：特にインターネットをベースとしたコンピュータ資源の利用形態のことで、自治体が自庁方式で管理している業務関連システムをｉＤＣ活用によりクラウドコンピューティング運用すること。「クラウドコンピューティング」とは、サーバーやホストコンピュータを所有せず、ネットワークを通じてサービスのみを利用するといったコンピュータ構成の仕組みのこと。

第３節　広域行政の推進

現状と課題

❖ 交通・通信網の発達により、住民の日常生活や経済活動などの生活圏は飛躍的に拡大しています。また、地方分権の進展や道州制の検討など地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、行政サービスへのニーズも多様化し、更なる専門化や高度化が求められています。

これらに対し、町単独での十分な行政サービスの提供は、昨今の地方自治体の厳しい財政状況からは困難であり、適切に対応するためには、行財政の効率的な運用の観点からも、広域的な視点に立ち、近隣市町村との連携や協力が必要になっています。

❖ 本町は、これまで「十勝圏複合事務組合」の一員として、十勝圏における広域振興や市町村税滞納整理機構の運営、消防広域化の検討などを進めるとともに、都市機能を有する市と近隣町村が役割分担・連携・協力することで必要な生活機能を確保する『定住自立圏構想』において、平成 23 年に帯広市と本町を含む十勝管内すべての町村が協定を締結し、医療・公共交通など 19 項目の取組事項を進めています。

❖ 足寄町・本別町・陸別町の三町で、「池北三町行政事務組合」、「銀河の里づくり協議会」、「介護保険事業推進協議会」、「介護認定審査会」、「障害程度区分判定審査会」を組織し、消防事務、し尿収集処理、ごみ処理、資源リサイクル事業や介護保険事業の円滑な推進など、三町の共通する課題などを協議・解決するため、各種取組を実施しています。

❖ 今後は、更なる経済圏や生活圏の広域化、情報通信のネットワーク化、高速交通化など社会環境の変化に対応した高度な行政サービスを提供できるよう、地方分権の進展や行政コストの低減などの観点からも、町民に身近な行政サービスは町が担いつつ、広域的な対応が可能な事務・事業については、「事務の共同処理のあり方」について検討し、周辺自治体との連携を一層図っていく必要があります。

基本方針

■ 十勝圏、池北三町等、近隣自治体や関係機関との連携を一層強化し、事務・事業の効率化や共通課題の解決に努め、広域行政を充実するとともに、相乗効果の高い地域振興及び地域の活性化を目指します。

施策の内容

広域行政の推進	①十勝圏複合事務組合による広域行政を推進します。 ②池北三町行政事務組合による広域機能の充実・強化を図ります。 ③事務・事業の効率化や共通課題を解決するため、近隣市町村や関係機関等と連携し、協力体制や共同運営の取組を強化します。 ④十勝圏域による医療体制の確立、人材育成、観光の振興など、広域連携を推進するとともに、新たな分野での広域連携について幅広く検討し、自治体間の交流と相互協力体制の構築を推進します。

資料編

1　策定体制

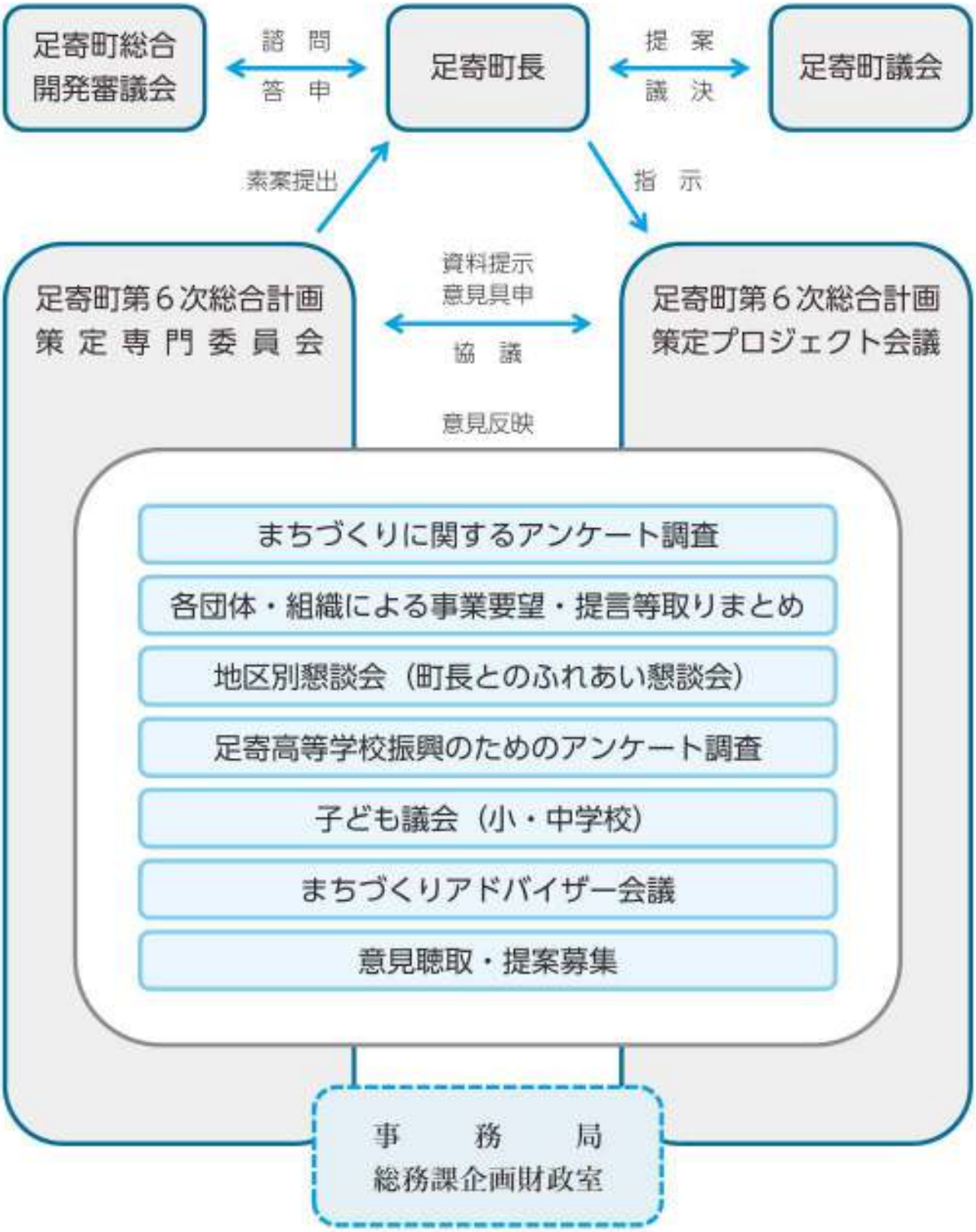
足寄町総合開発審議会
諮　問
答　申
足寄町長
提　案
議　決
足寄町議会
素案提出
指　示
足寄町第６次総合計画策定専門委員会
資料提示
意見具申
協　議
意見反映
足寄町第６次総合計画策定プロジェクト会議
まちづくりに関するアンケート調査
各団体・組織による事業要望・提言等取りまとめ
地区別懇談会（町長とのふれあい懇談会）
足寄高等学校振興のためのアンケート調査
子ども議会（小・中学校）
まちづくりアドバイザー会議
意見聴取・提案募集
事　務　局
総務課企画財政室

2　策定経過

年度	年	月 日	内　容
平成25年度	25年	7月31日	第６次総合計画策定プロジェクト会議設置要綱制定
		8月1日	第１回第６次総合計画策定プロジェクト会議
		10月１～４日	町長とのふれあい懇談会開催
			10.1　螺湾寿の家　　10.2　芽登寿の家
			10.3　町民センター　　10.4　上利別寿の家
		10月31日	第２回足寄町第６次総合計画策定プロジェクト会議
		11月15日	総合開発審議会（策定方針承認）
		12月３日	第４回町議会定例会（策定方針等報告）
	26年	1月28日	第６次総合計画策定専門委員会設置規則制定
		2月20日	まちづくりアドバイザー会議開催
		3月６～14日	第５次総合計画総括に係る理事者ヒアリング

年度	年	月 日	内　容
平成26年度	26年	4月10日	第６次総合計画策定専門委員公募・意見募集
		6月10～30日	まちづくりに関するアンケート調査の実施
		7月1日	第３回第６次総合計画策定プロジェクト会議
		7月28日	第４回第６次総合計画策定プロジェクト会議
		7月31日	子ども議会開催
		10月２～31日	各団体・組織による事業要望・提言等の取りまとめ
		10月21～24日	町長とのふれあい懇談会開催
			10.21　芽登寿の家　　10.22　螺湾寿の家
			10.23　消防庁舎　　10.24　上利別寿の家
		10月23～30日	足寄高等学校振興のためのアンケート調査の実施
		11月4日	第５回第６次総合計画策定プロジェクト会議
		11月12日	第１回第６次総合計画策定専門委員会
		11月17日	総合開発審議会（第６次総合計画実施計画計上予定審議）
		12月2日	第４回町議会定例会（策定経過中間報告）
	27年	1月7日	第６回第６次総合計画策定プロジェクト会議
		2月2日	第７回第６次総合計画策定プロジェクト会議
		2月24日	まちづくりアドバイザー会議開催
		3月2日	第２回第６次総合計画策定専門委員会

年度	年	月 日	内 容
平成27年度	27年	4月2日	第8回第6次総合計画策定プロジェクト会議
		4月26日	統一地方選挙
		5月7日	策定方針に係る理事者協議
		6月16日	第2回町議会定例会（策定方針確認・関連予算議決）
		6月25日	第6次総合計画策定専門委員会設置規則の一部改正
		7月14日	第9回第6次総合計画策定プロジェクト会議
		7月24日	第3回第6次総合計画策定専門委員会
		7月24日	計画(案)に対するパブリックコメント実施要領制定
		8月7～16日	パブリックコメント（町民意見募集）の実施
		8月20日	第4回第6次総合計画策定専門委員会（素案提出）
		8月25日	第1回総合開発審議会(基本構想／基本計画(案)諮問・答申)
		8月28日	第10回第6次総合計画策定プロジェクト会議
		9月10日	第3回町議会定例会に議案提出
		9月10日	足寄町第6次総合計画審査特別委員会に審査付託
		9月28日～10月5日	第6次総合計画実施計画に係る理事者ヒアリング
		10月1日	第11回第6次総合計画策定プロジェクト会議
		10月27～30日	町長とのふれあい懇談会開催
			10.27　螺湾寿の家　　10.28　芽登寿の家
			10.29　消防庁舎　　10.30　上利別寿の家
		10月29日	足寄町第6次総合計画審査特別委員会（審査議決）
		11月11日	第5回第6次総合計画策定専門委員会(実施計画(案)審議)
		11月30日	第2回総合開発審議会（実施計画(案)諮問・答申）
		12月1日	第4回町議会定例会（基本構想／基本計画議決）
		12月9日	〃　（実施計画等報告）

総合開発審議会 丸山会長から町長へ答申書を提出

3　総合開発審議会委員名簿

平成 27 年 8 月 25 日現在

役　職	氏　名	所属団体・職名	部　会
会　長	丸山　勝由	足寄町商工会 会長	産業経済
副会長	新津　賀甫	足寄町農業協同組合 代表理事組合長	産業経済
総務建設部会長	辻　泰治	足寄建設業協会 会長	総務建設
民生部会長	國見　勲	足寄町社会福祉協議会 会長	民　生
産業経済部会長	家常　尚詞	NPO あしょろ観光協会 理事長	産業経済
教育文化部会長	廣瀬　正幸	足寄町校長会 足寄中学校長	教育文化
総務建設部会副部会長	大平　寅治	足寄町自治会連合会 会長	総務建設
民生部会副部会長	五十嵐　健二	足寄町防犯協会 会長	民　生
産業経済部会副部会長	菊地　正志	足寄町森林組合 代表理事組合長	産業経済
教育文化部会副部会長	宇野　浩	足寄町体育協会 会長	教育文化
委　員	大西　節夫	地域代表者	総務建設
委　員	米川　恭央	東北海道木材協会 足寄支部長	総務建設
委　員	稲垣　慶子	地域代表者	総務建設
委　員	齊藤　陽敬	地域代表者	総務建設
委　員	加藤　博美	帯広開発建設部 足寄道路事務所長	総務建設
委　員	安藤　裕志	十勝総合振興局帯広建設管理部 足寄出張所長	総務建設
委　員	宮口　政雄	足寄町都市計画審議会 委員	総務建設
委　員	木村　昭	足寄町商工会 副会長	総務建設
委　員	佐藤　梅子	地域代表者	総務建設

役　　職	氏　名	所属団体・職名	部　会
委　　員	内田　富美江	地域代表者	民　生
委　　員	斉須　元長	足寄町交通安全協会 会長	民　生
委　　員	向　輝	連合北海道足寄地区連合会 副会長	民　生
委　　員	廣井　榮喜	足寄町老人クラブ連合会 会長	民　生
委　　員	梅田　博俊	地域代表者	民　生
委　　員	曽根　知恵子	地域代表者	民　生
委　　員	横山　誠二	十勝東部森林管理署 署長	産業経済
委　　員	後藤　昇	日本足並み会 副会長	産業経済
委　　員	餌取　靖徳	足寄町青年団体連絡協議会 会長	産業経済
委　　員	松崎　晴美	地域代表者	産業経済
委　　員	堀川　敏夫	十勝NOSAI 北部事業所長	産業経済
委　　員	鈴木　悟	十勝農業改良普及センター 十勝東北部支所長	産業経済
委　　員	及川　勇二	十勝総合振興局森林室 足寄事務所長	産業経済
委　　員	木村　栄子	地域代表者	産業経済
委　　員	川上　修一	地域代表者	産業経済
委　　員	新沼　芳彦	足寄町 PTA 連合会 会長	教育文化
委　　員	細野　博文	足寄町文化協会 会長	教育文化
委　　員	村上　勇子	足寄町女性団体連絡協議会 会長	教育文化
委　　員	内海　泰弘	九州大学 北海道演習林長	教育文化
委　　員	伊藤　貴之	足寄町社会教育委員 委員長	教育文化
委　　員	吉川　千枝	地域代表者	教育文化

4　第６次総合計画策定専門委員会委員名簿

平成 27 年 8 月 25 日現在

役　職	氏　名	所属団体・職名	部　会
委員長	鈴木　尚美	足寄町森林組合 参事	産業経済
副委員長	伊藤　貴之	NPO あしょろ観光協会 事務局長	産業経済
総務建設部会長	辻　泰　治	足寄建設業協会 会長	総務建設
民生部会長	廣井　榮喜	足寄町老人クラブ連合会 会長	民　生
産業経済部会長	佐々木　健一	足寄町商工会 事務局長	産業経済
教育文化部会長	石山　貢司	足寄町校長会 足寄小学校長	教育文化
総務建設部会副部会長	斉藤　和之	日本足並み会 副会長	総務建設
民生部会副部会長	帯谷　昭子	NPO ママサポートえぷろん 理事長	民　生
産業経済部会副部会長	大塚　康次	足寄町農業協同組合 参事	産業経済
教育文化部会副部会長	杉山　良雄	ネイパルあしょろ 所長	教育文化
委員	向　輝	連合北海道足寄地区連合会 副会長	総務建設
委員	原　安　正	足寄町自治会連合会 副会長	総務建設
委員	長谷川　達郎	北海道新聞帯広支社 営業部長	総務建設
委員	鈴木　裕之	十勝毎日新聞社 本別支局長	総務建設
委員	南岡　雄二	足寄町社会福祉協議会 専務	民　生
委員	藁谷　優子	足寄町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	民　生
委員	石井　圭子	婦人ボランティアクラブ 会長	民　生
委員	藤原　茂	NPO 障がい児・者サポートふれあい 理事長	民　生
委員	遠藤　勇	足寄町自治会連合会 副会長	民　生
委員	内海　泰弘	九州大学 北海道演習林長	産業経済
委員	荻原　博佳	足寄町自治会連合会 副会長	産業経済
委員	平松　央	帯広信用金庫 足寄支店長	産業経済
委員	犬養　正太郎	北海道銀行 足寄支店長	産業経済
委員	浅見　優次郎	日農機製工株式会社 常務取締役	産業経済
委員	小松　洋一	足寄町社会教育委員	教育文化
委員	新沼　芳彦	足寄町 PTA 連合会 会長	教育文化
委員	菊地　一將	足寄町自治会連合会 副会長	教育文化

5　庁内組織名簿（第６次総合計画策定プロジェクト会議委員名簿）

役　　職	氏　　名	職　　名
委員長	渡　辺　俊　一	副町長
副委員長	藤　代　和　昭	教育長
委　　員	大　野　雅　司	総務課長
委　　員（民生部会事務局長）	櫻　井　光　雄	福祉課長
委　　員	沼　田　　聡	住民課長
委　　員（産業経済部会事務局長）	村　田　善　映	経済課長
委　　員（総務建設部会事務局長）	阿　部　智　一	建設課長
委　　員	佐々木　雅　宏	出納課長
委　　員	大　貫　裕　弘	議会事務局長
委　　員	上　田　利　浩	農業委員会事務局長
委　　員（教育文化部会事務局長）	寺　地　　優	教育委員会教育次長
委　　員	對　馬　邦　彦	国民健康保険病院事務長
委　　員	大竹口　孝　幸	消防署長

事　務　局

氏　　名	職　　名
丸　山　晃　徳	総務課参事（地方創生担当）兼 企画財政室長
村　上　賢　治	総務課企画財政室企画調整担当主査
山　内　貴　子	総務課企画財政室企画調整担当主任
大　風　圭　介	総務課企画財政室企画調整担当主任
辻　　あゆみ	総務課企画財政室企画調整担当主事

6　まちづくりに関するアンケート調査結果

まちづくりに関するアンケート集計表

※ 重複回答等により、回答数に誤差が生じているものがあります。
※ 個人（町職員）を特定する意見、行政以外（民間企業やサービス等）に対する意見等は公表いたしません。

平成 28 年 1 月 28 日現在

回答者の属性

（単位：人／%）

	男			女			性別無回答	合　計	
年　齢	住基人口	回答数	回答率	住基人口	回答数	回答率	回答数	回答数	回答率
18～19歳	55	2	3.6	44	4	9.1	0	6	6.1
20～29歳	277	25	9.0	205	21	10.2	0	46	9.5
30～39歳	378	73	19.3	363	83	22.9	7	163	22.0
40～49歳	466	87	18.7	361	63	17.5	6	156	18.9
50～59歳	451	100	22.2	490	104	21.2	18	222	23.6
60～69歳	602	154	25.6	650	158	24.3	48	360	28.8
70～79歳	489	119	24.3	620	139	22.4	69	327	29.5
80歳以上	354	70	19.8	593	109	18.4	54	233	24.6
年齢無回答		3			6		5	14	
合　計	3,072	633	20.6	3,326	687	20.7	207	1,527	23.9

性別

年代

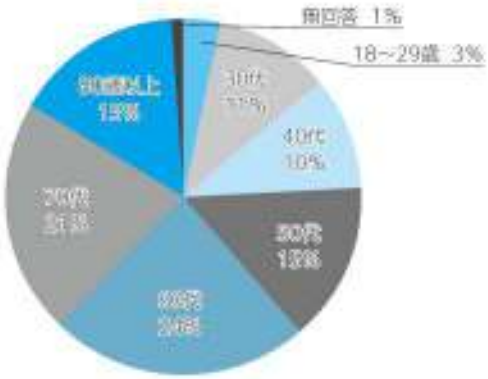

出生

足寄町で生まれ、ずっと足寄町に住んでいる	477
足寄町で生まれ、その後町外に引っ越したが、再び足寄町に住んでいる	262
足寄町外で生まれ、足寄町に引っ越してきた	767
無回答	21

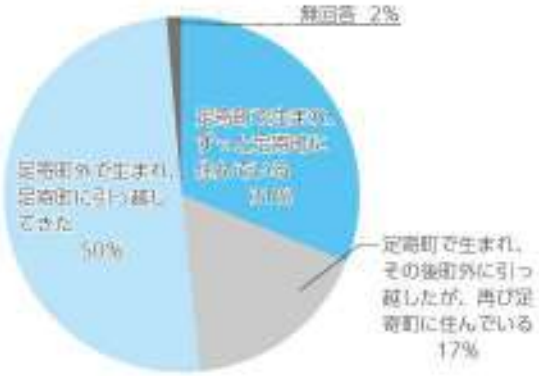

居住年数

5年未満	164
5年以上10年未満	79
10年以上20年未満	134
20年以上30年未満	145
30年以上	980
無回答	25

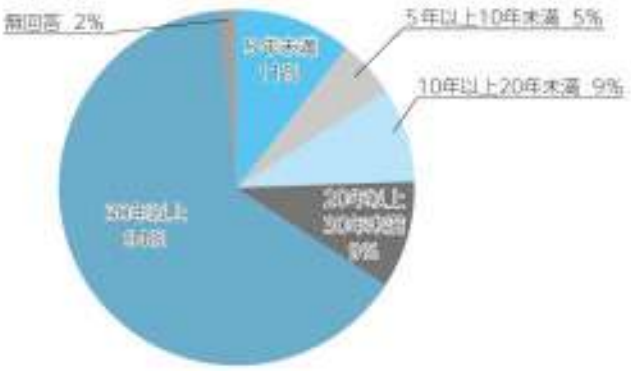

世帯構成

ひとり暮らし・単身赴任	261
夫婦のみ	600
親子（二世代）	506
三世代以上の家族	74
その他	58
無回答	28

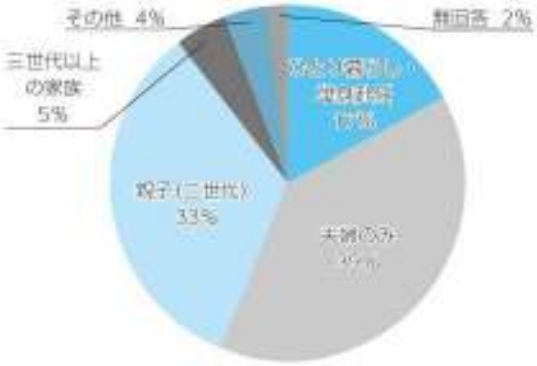

職 業

農林漁業	157
建設業	52
製造業	39
運輸業・通信業	23
商業・サービス業	153
公務・団体等勤務	198
金融・保険・不動産業	20
電気・ガス・熱供給・水道業	5
その他の職業	94
無職（専業主婦（夫）含む。）	703
学生	8
無回答	75

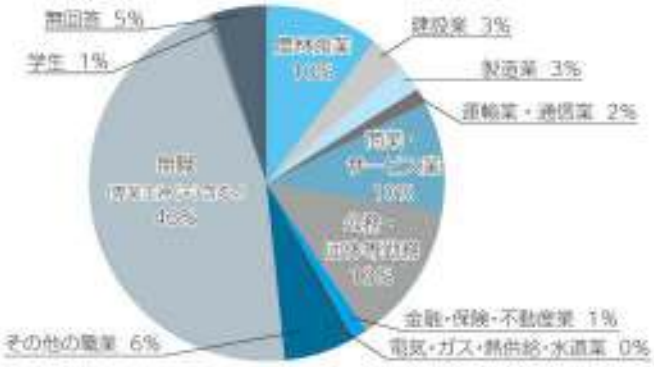

※その他職業として、アルバイト・非正規職員等が24名、医療・福祉・介護職が14名、事務職、福祉的就労などとなっています。

調査票の回収状況

- 回収割合は全体で、23.87%（1,527人）、男性20.61%（633人）、女性20.66%（687人）となっています。
- 年齢別にみると、60歳代、70歳以上の回答の割合が高くなっています。
- 出生別にみると、足寄町で出生した方、町外で出生した方の割合はそれぞれ約50%となっています。
- 居住年数は、30年以上が64%と高くなっています。
- 世帯構成は、夫婦のみ世帯の割合が39%、親子（二世代）が33%、ひとり暮らし・単身赴任が17%となっています。
- 職業別にみると、無職（専業主婦（夫）含む。）の割合が46%と高く、続いて公務・団体等勤務、農林漁業、商業・サービス業となっています。
- 今回の調査は、若年層の割合が低いものの、全体で1,500名超の回答がありました。性別・世帯構成別においても、概ね平均的な回答の割合であり、町内各層の意見を反映しているものと判断されます。

足寄町の暮らしについて、各分野の現在の「満足度」、今後の「重要度」をお聞きします。

現在の【満足度】

医療・保健・福祉・介護について

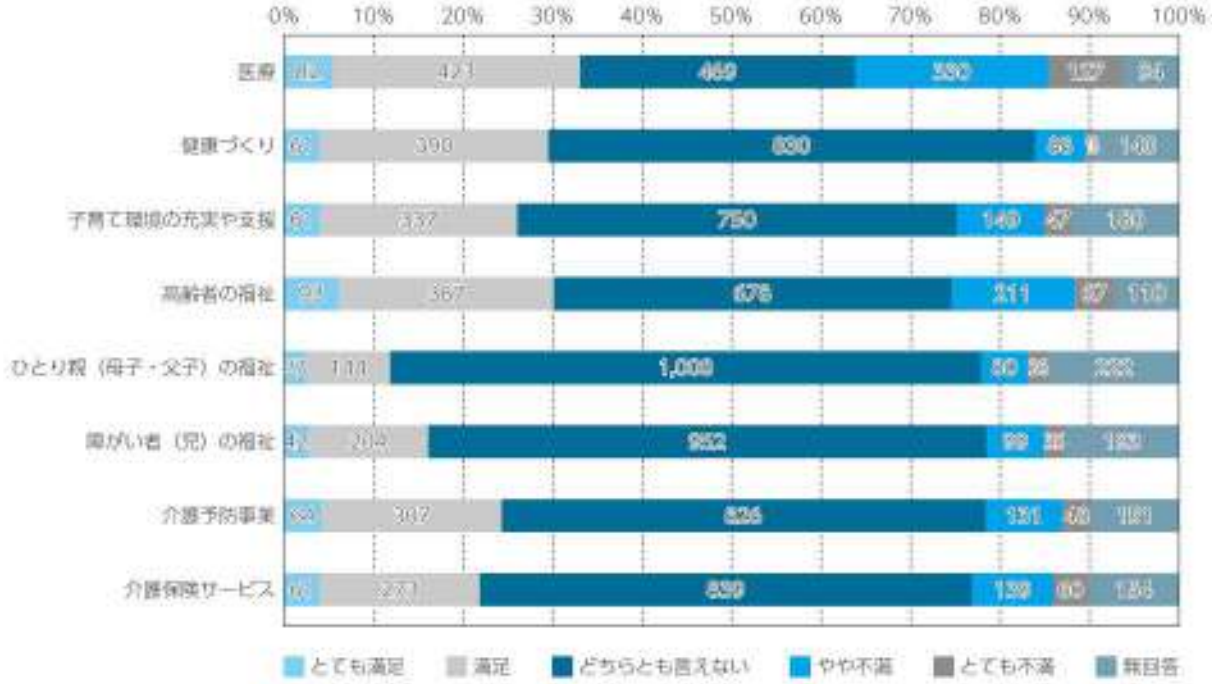

生活環境・安心・安全について

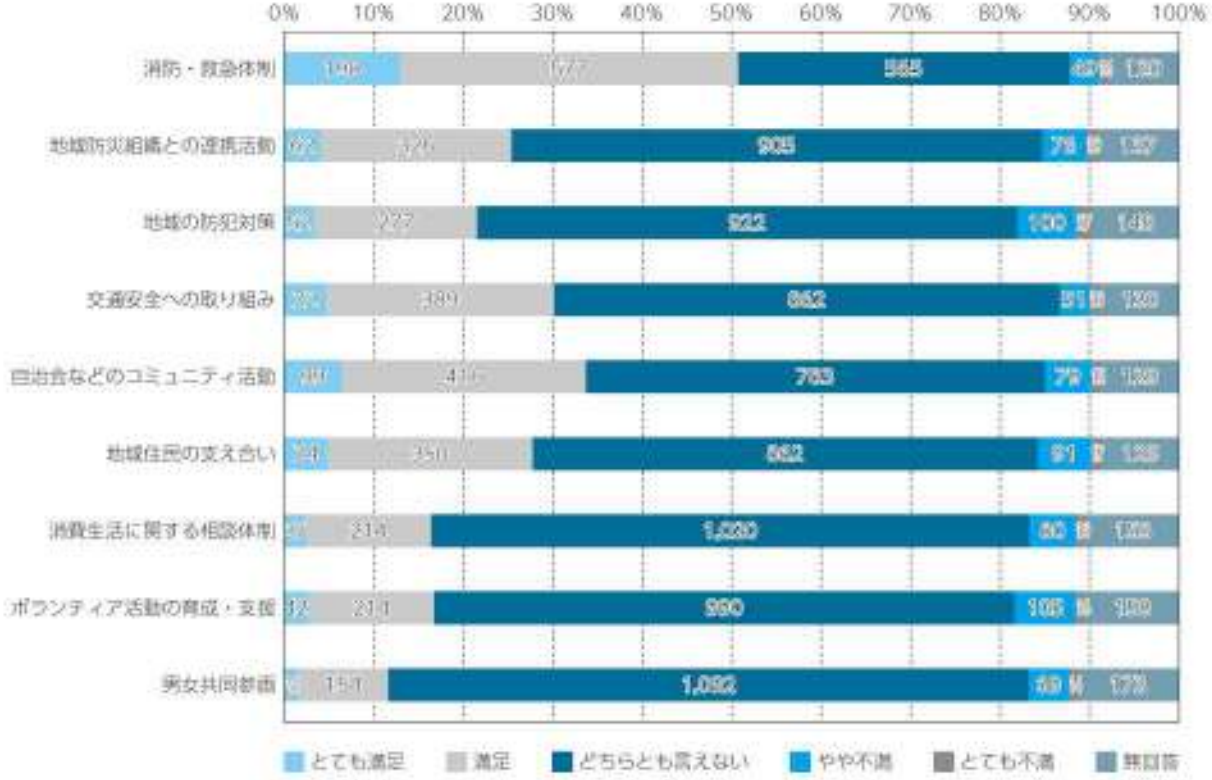

基盤整備・環境保全について

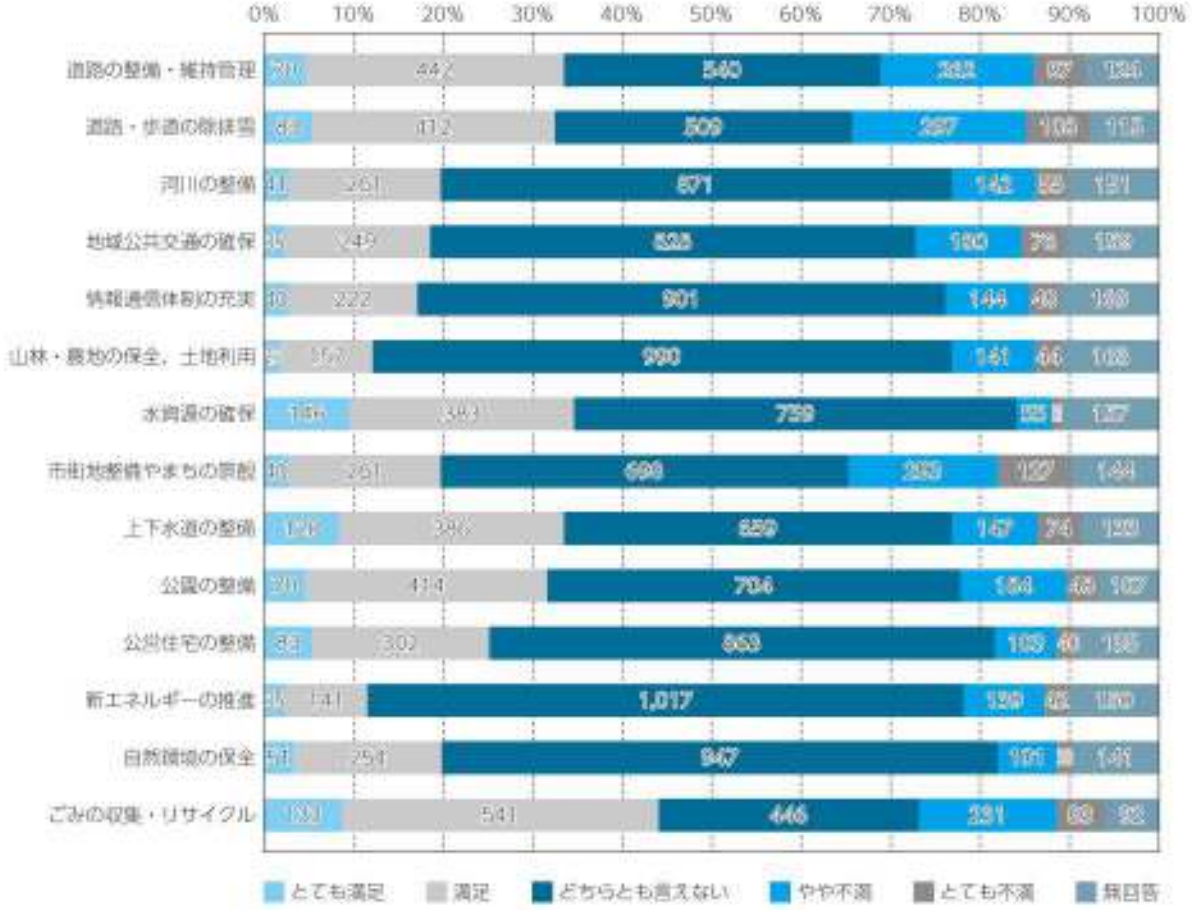

教育・文化・スポーツ・国際交流について

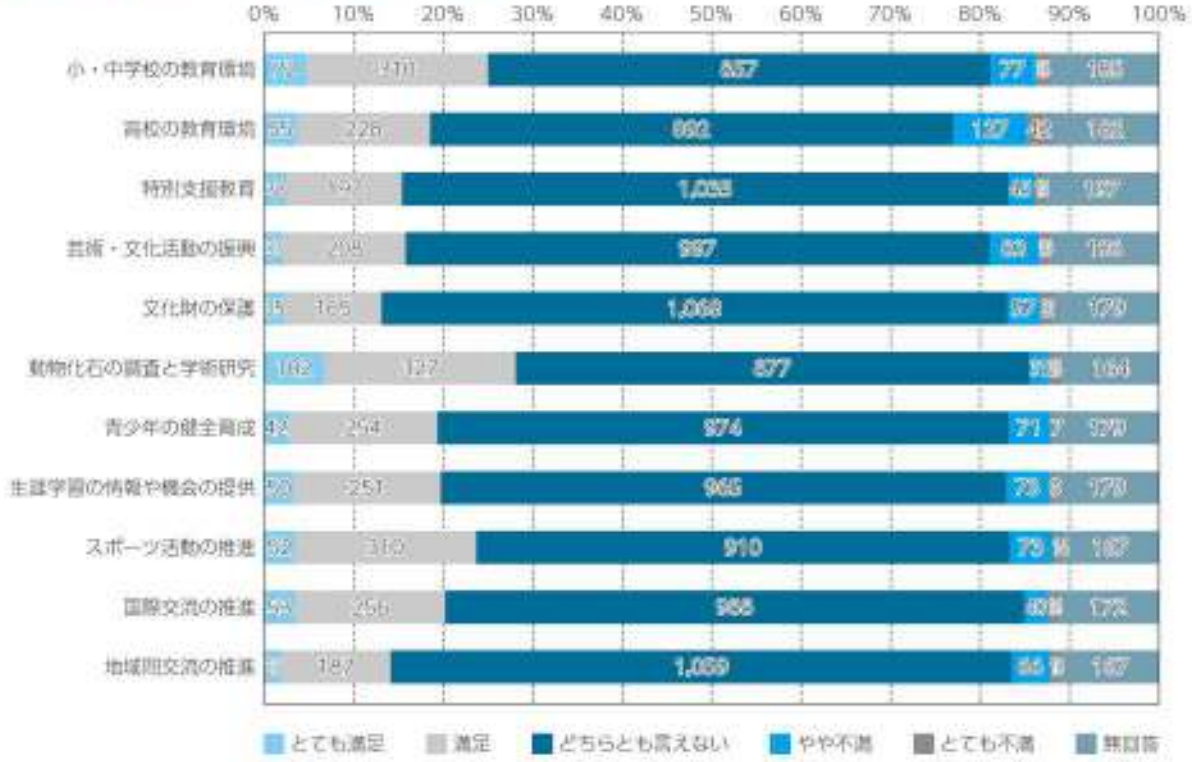

産業の振興について

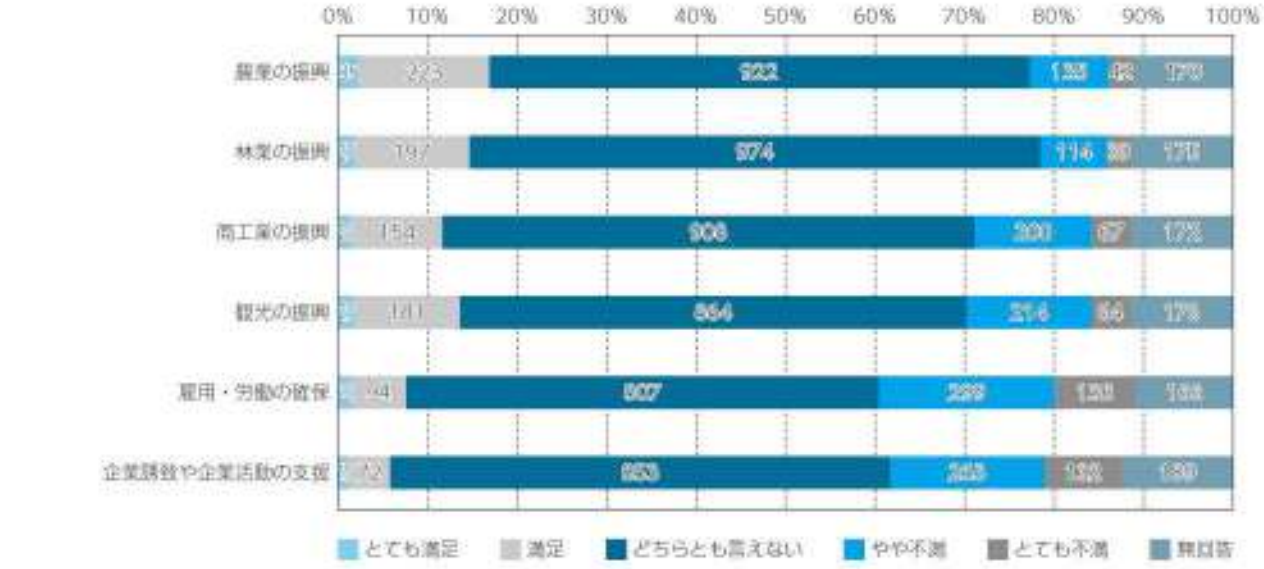

住民参加・住民協働・行財政運営について

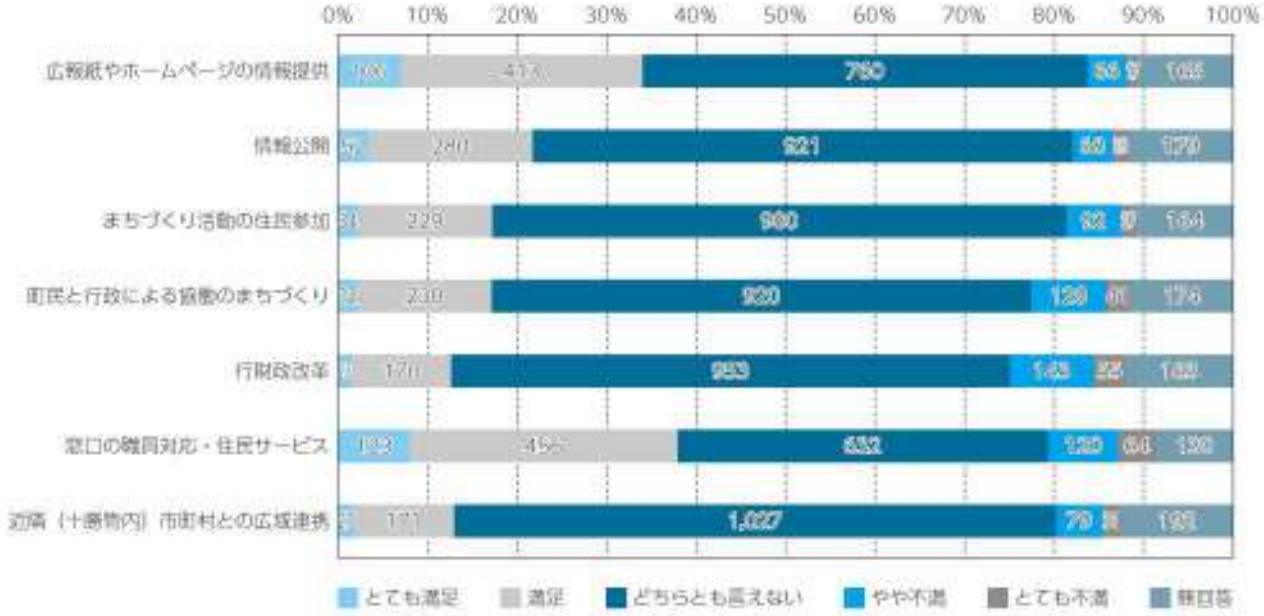

現在の暮らしにおける各分野の【満足度】

- 医療・保健・福祉・介護については、医療の満足度が高くなっていますが、不満も高くなっています。
- 生活環境・安心・安全については、消防・救急体制の満足度の割合が50%超と高くなっています。
- 基盤整備・環境保全については、ごみの収集・リサイクルの満足度が高い一方、道路・歩道の除排雪の不満が高くなっています。
- 教育・文化・スポーツ・国際交流については、動物化石の調査と学術研究が高くなっています。また、高校の教育環境より、小・中学校の教育環境の満足度が高くなっています。
- 産業の振興については、農業・林業・商工業の振興に比べ、観光の振興の満足度が低くなっています。また、雇用・労働の確保、企業誘致や企業活動の支援の不満が高くなっています。
- 住民参加・住民協働・行財政運営については、窓口の職員対応・住民サービス、広報紙やホームページの情報提供の満足度が高くなっています。一方、行財政改革の不満が高くなっています。

今後の【重要度】

医療・保健・福祉・介護について

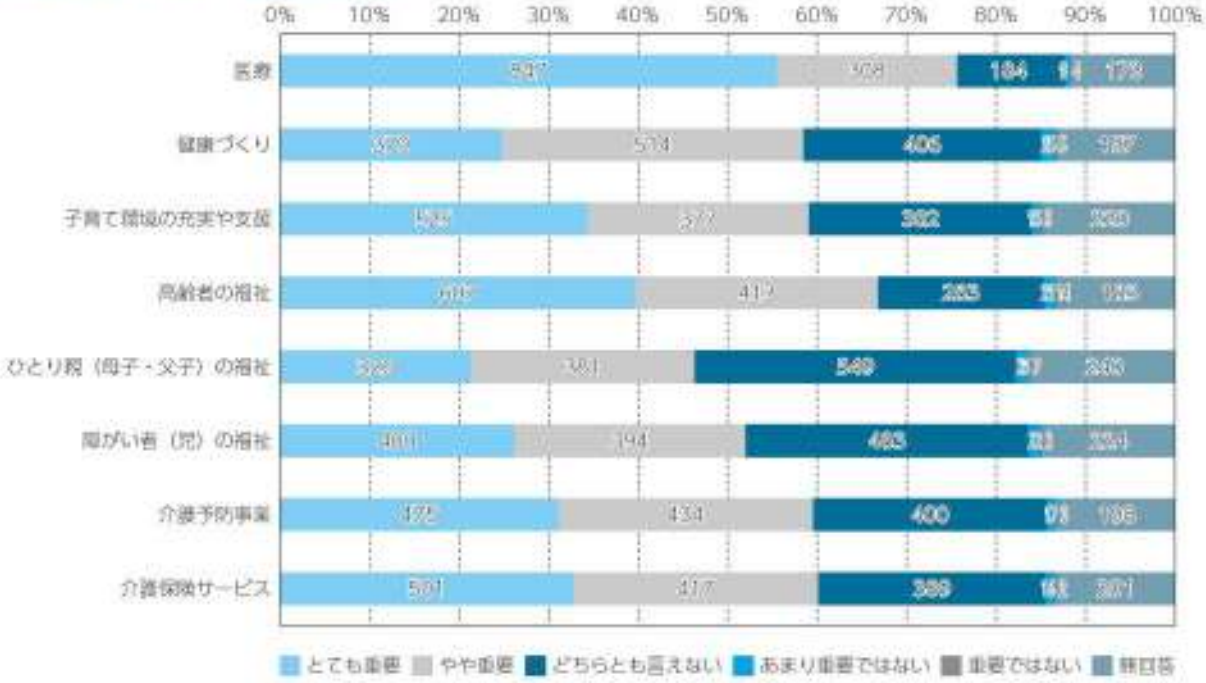

生活環境・安心・安全について

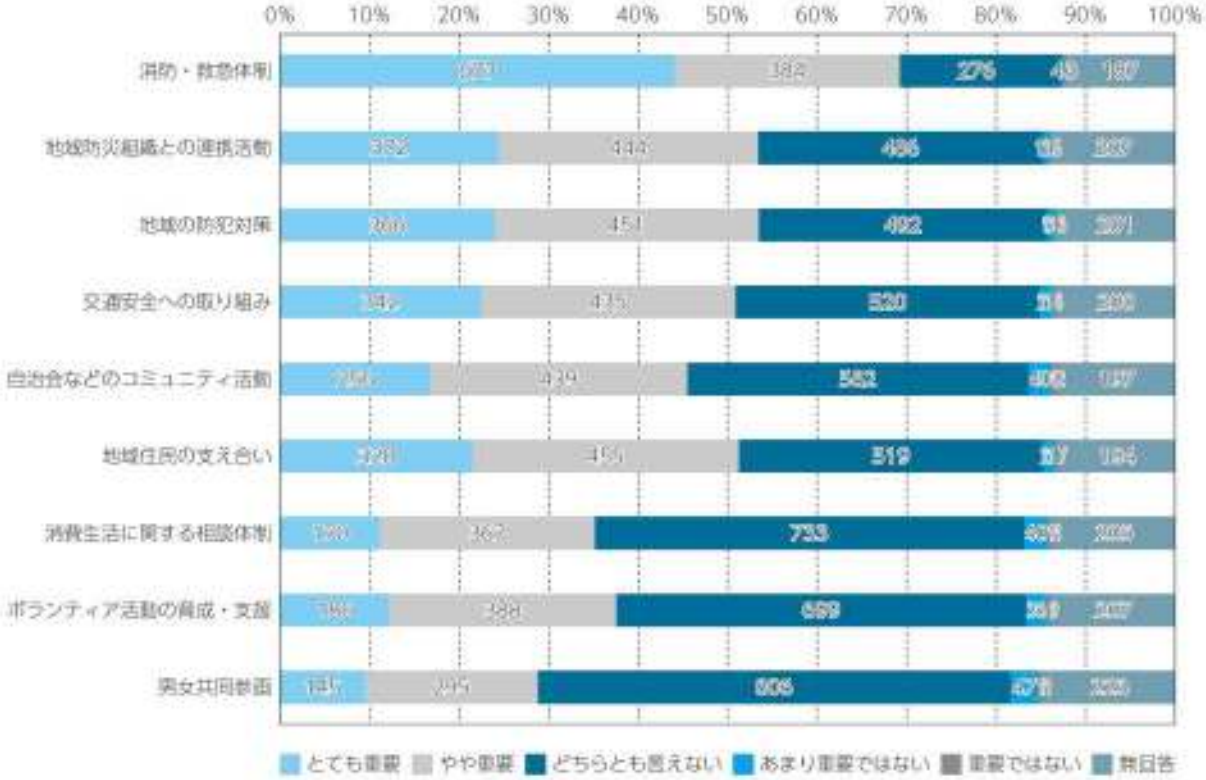

基盤整備・環境保全について

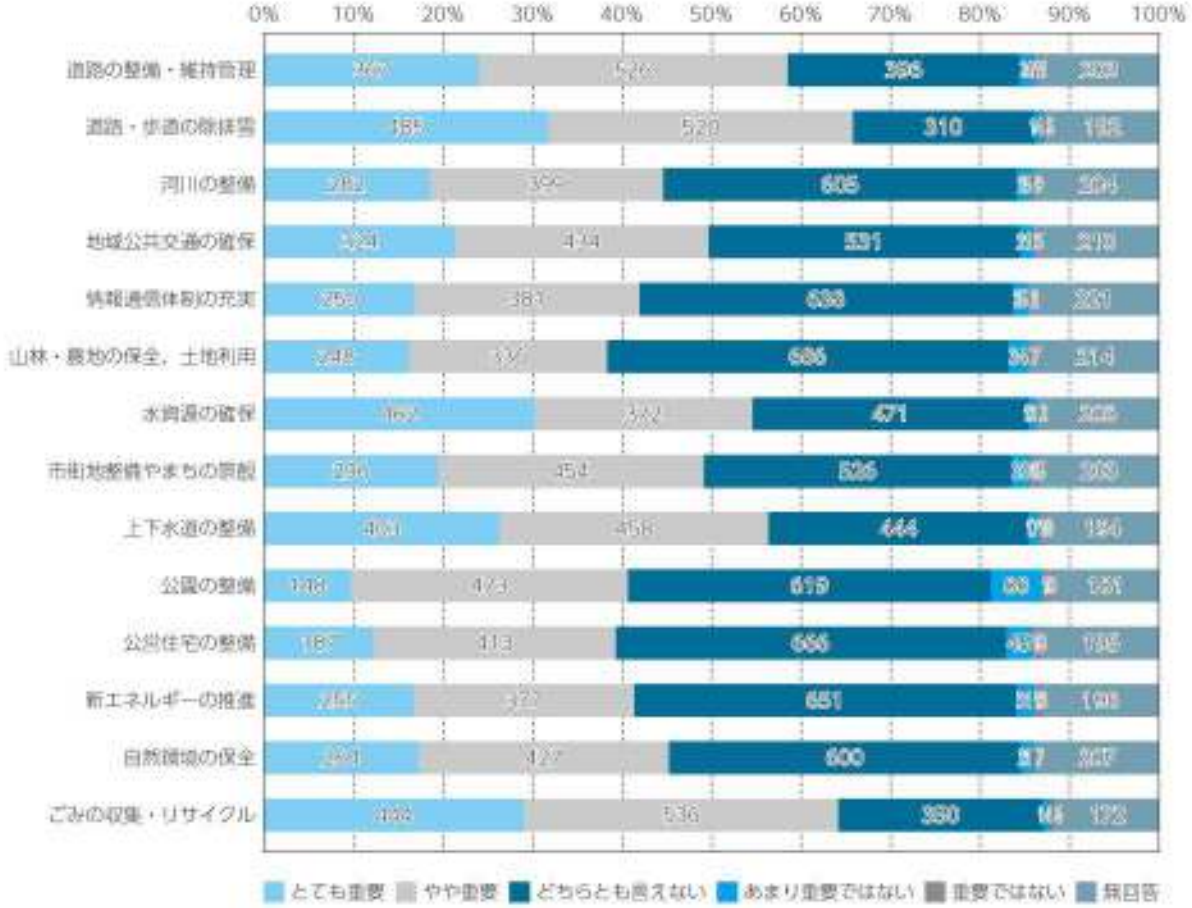

教育・文化・スポーツ・国際交流について

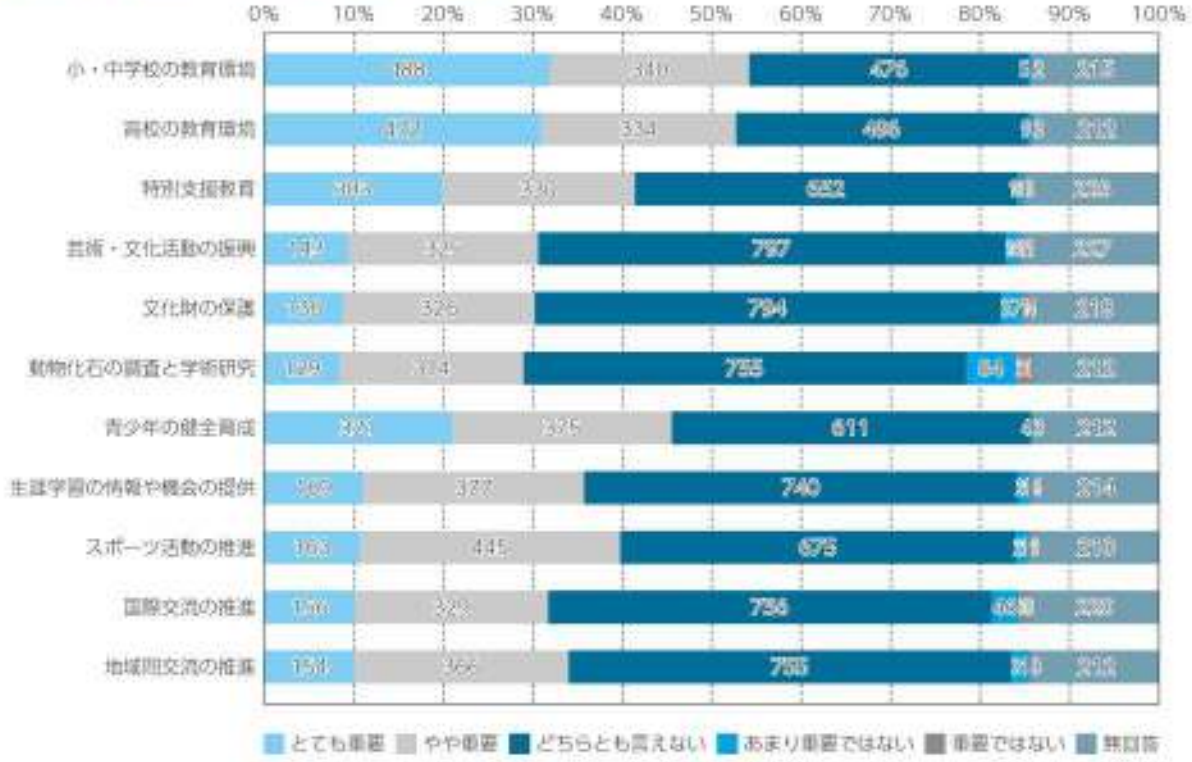

産業の振興について

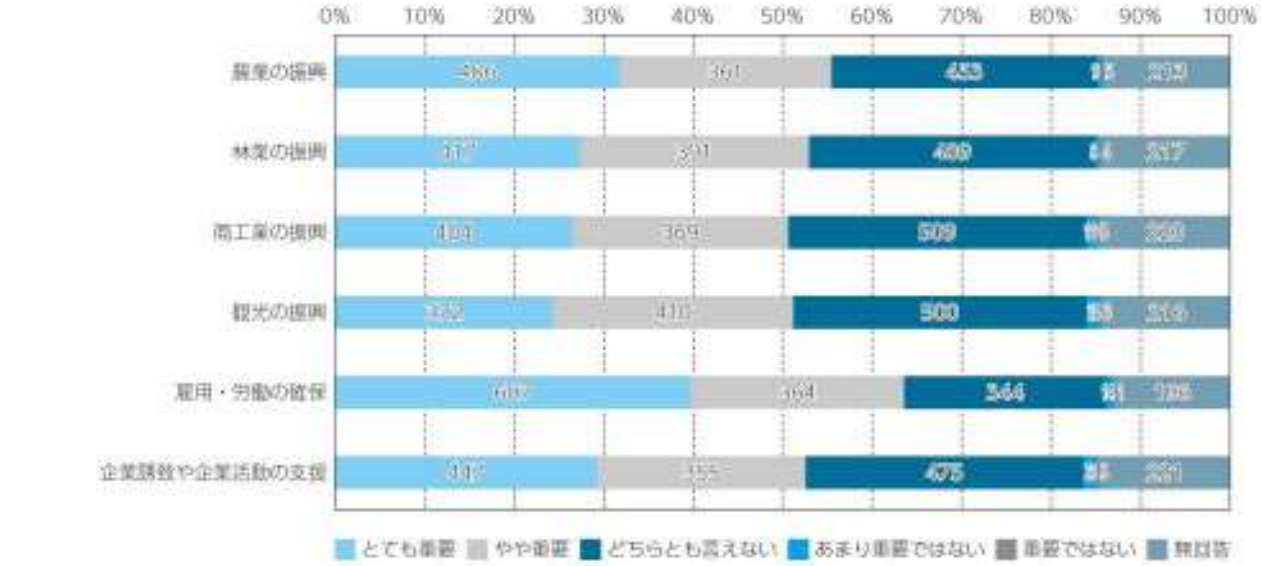

住民参加・住民協働・行財政運営について

今後の暮らしにおける各分野の【重要度】

- 医療・保健・福祉・介護については、医療の重要度が一番高く、ひとり親の福祉を除く分野で50%超となっています。
- 生活環境・安心・安全については、消防・救急体制の重要度が高くなっています。
- 基盤整備・環境保全については、ごみの収集・リサイクルの重要度が高くなっています。
- 教育・文化・スポーツ・国際交流については、小・中学校の教育環境、高校の教育環境の重要度が高くなっています。
- 産業の振興については、雇用・労働の確保の重要度が一番高く、全ての分野の重要度が50%超となっています。
- 住民参加・住民協働・行財政運営については、窓口の職員対応・住民サービスの重要度が高くなっています。

満足度と重要度の加重平均値

加重平均値とは回答者数によって平均値を算出したものです。
満足度の算出：（満足×２＋やや満足×１＋やや不満×－１＋不満×－２）÷回答者数
重要度の算出：（重要×２＋やや重要×１＋あまり重要ではない×－１＋重要ではない×－２）÷回答者数
数値の範囲は－２から＋２の間で、－２に近いほど評価は低く、＋２に近いほど評価は高い、とみます。
加重平均値からみると、満足度・重要度ともに高い項目として、「消防・救急体制」、「ごみの収集・リサイクル」などとなっており、一方、満足度が低く重要度が高い項目として、「医療」、「雇用・労働の確保」などが挙げられます。

		①～⑩は高い順、	満足度	①～⑩は低い順	重要度
医療・保健・福祉・介護について	医療	⑩	0.002	①	1.302
	健康づくり	⑨	0.257		0.811
	子育て環境の充実や支援		0.142	⑥	0.920
	高齢者の福祉		0.136	③	1.037
	ひとり親（母子・父子）の福祉		0.043		0.653
	障がい者（児）の福祉		0.078		0.766
	介護予防事業		0.136	⑨	0.891
	介護保険サービス		0.089	⑧	0.917
生活環境・安心・安全について	消防・救急体制	①	0.585	②	1.126
	地域防災組織との連携活動		0.220		0.764
	地域の防犯対策		0.149		0.763
	交通安全への取り組み	⑦	0.292		0.709
	自治会などのコミュニティ活動	④	0.332		0.581
	地域住民の支え合い	⑩	0.245		0.706
	消費生活に関する相談体制		0.112	⑨	0.423
	ボランティア活動の育成・支援		0.106	⑩	0.463
	男女共同参画		0.069	②	0.338
基盤整備・環境保全について	道路の整備・維持管理		0.096		0.795
	道路・歩道の除排雪		0.043	⑤	0.961
	河川の整備		0.060		0.604
	地域公共交通の確保	⑩	-0.009		0.689
	情報通信体制の充実		0.041		0.570
	山林・農地の保全、土地利用	⑦	-0.009		0.514
	水資源の確保	②	0.380		0.840
	市街地整備やまちの景観	③	-0.109		0.644
	上下水道の整備		0.227		0.804
	公園の整備		0.179	⑦	0.422
	公営住宅の整備		0.187		0.463
	新エネルギーの推進	⑨	-0.008		0.544
	自然環境の保全		0.128		0.603
	ごみの収集・リサイクル	⑧	0.269	⑦	0.919
教育・文化・スポーツ・国際交流について	小・中学校の教育環境		0.214		0.856
	高校の教育環境		0.083		0.828
	特別支援教育		0.130		0.600
	芸術・文化活動の振興		0.100	⑤	0.370
	文化財の保護		0.088	③	0.350
	動物化石の調査と学術研究	⑥	0.295	①	0.279
	青少年の健全育成		0.166		0.660
	生涯学習の情報や機会の提供		0.170	⑨	0.447
	スポーツ活動の推進		0.205		0.481
	国際交流の推進		0.190	④	0.363
	地域間交流の推進		0.094	⑥	0.411
産業の振興について	農業の振興		0.048	⑩	0.861
	林業の振興		0.039		0.792
	商工業の振興	④	-0.087		0.752
	観光の振興	⑤	-0.070		0.736
	雇用・労働の確保	①	-0.286	④	1.024
	企業誘致や企業活動の支援	②	-0.276		0.797
住民参加・住民協働・行財政運営について	広報紙やホームページの情報提供	③	0.344		0.571
	情報公開		0.173		0.565
	まちづくり活動の住民参加		0.099		0.539
	町民と行政による協働のまちづくり		0.055		0.602
	行財政改革	⑥	-0.024		0.633
	窓口の職員対応・住民サービス	⑤	0.298		0.818
	近隣（十勝管内）市町村との広域連携		0.055		0.546

全項目（55 項目）の中で、特に重要と思う項目をお聞きします。

特に重要だと思う項目

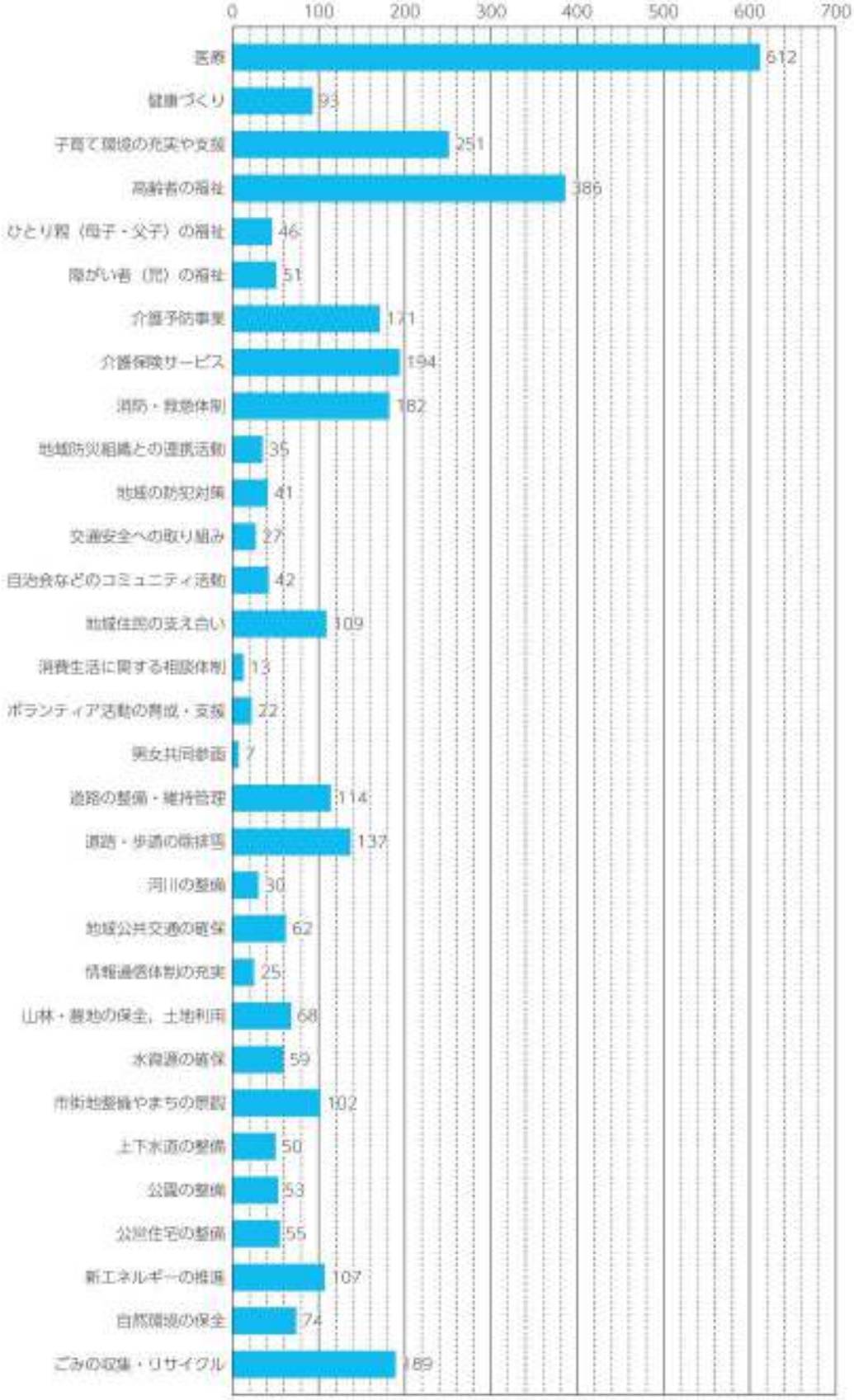

特に重要だと思う項目

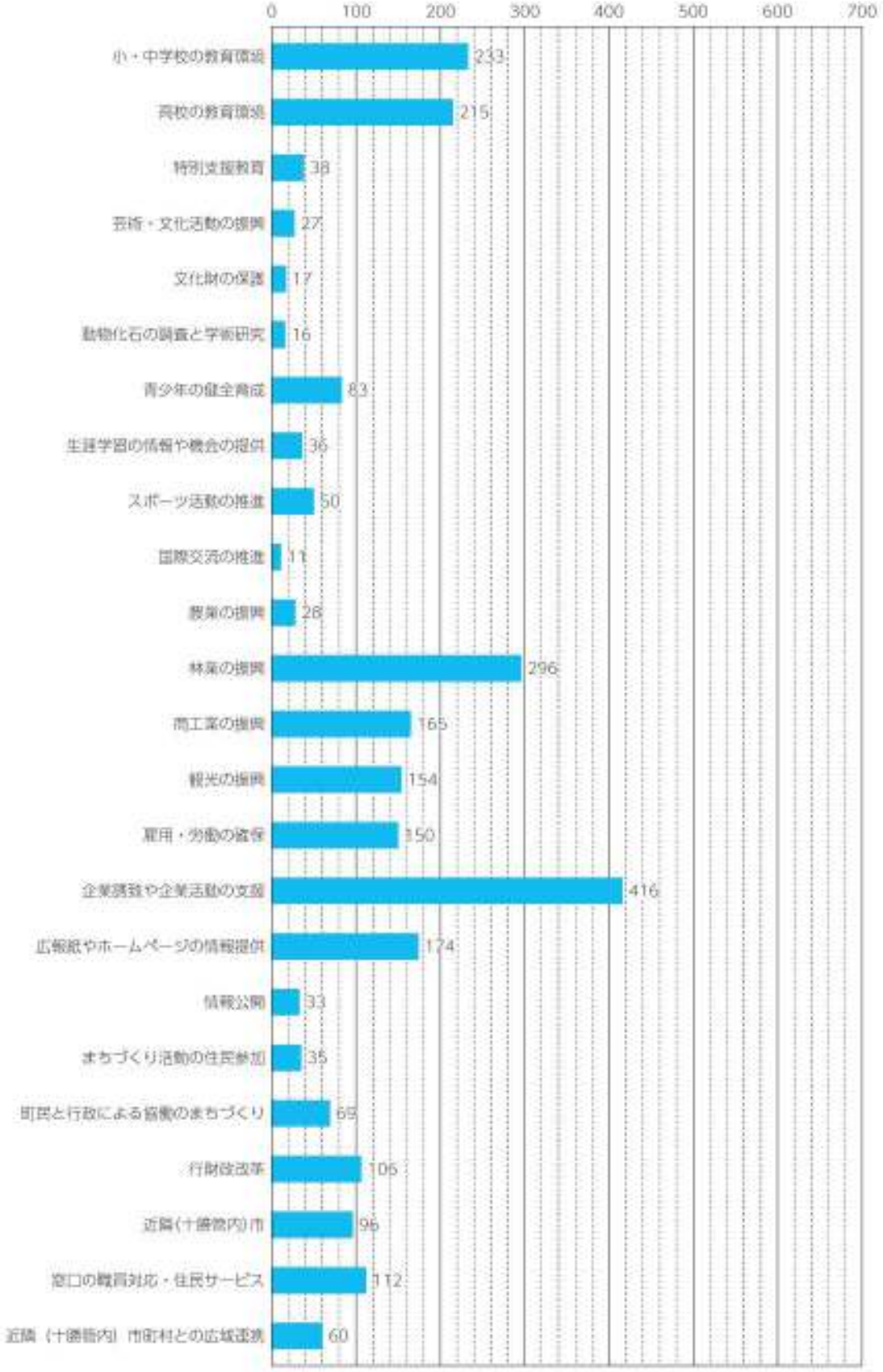

◉全項目（55項目）の中で特に重要と思う項目については、「医療」と答えた方が最も多く、「雇用・労働の確保」、「高齢者の福祉」、「農業の振興」、「子育て環境の充実や支援」、「小・中学校の教育環境」と続きます。

足寄町のイメージについてお聞きします。

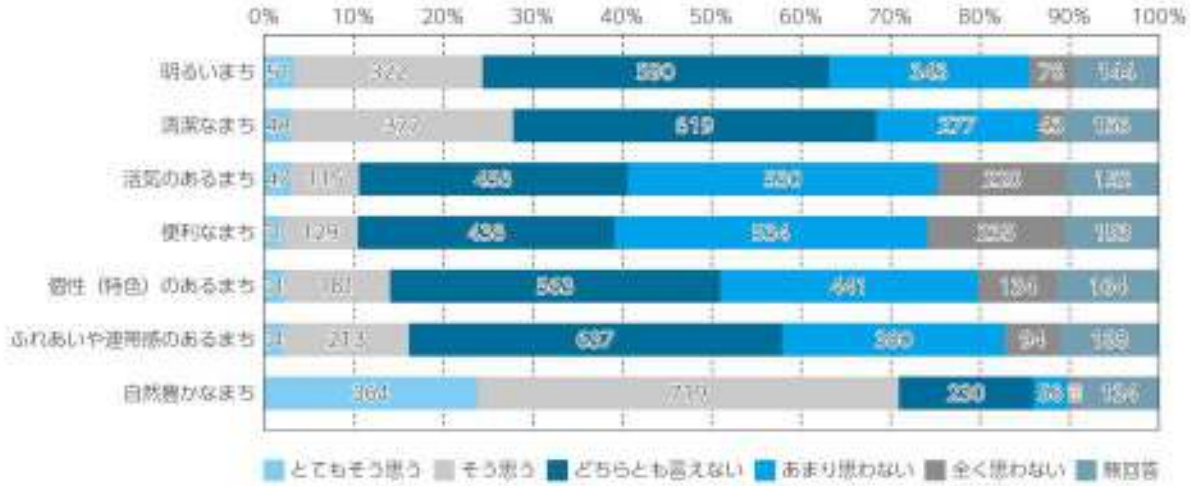

◉足寄町のイメージは、「自然豊かなまち」が70%以上と最も高く、「便利なまち」、「活気のあるまち」が低くなっています。

住みごごち　～　足寄町は住み良いまちだと思いますか？

	10･20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	全　体
とても住み良い	2	8	4	6	12	18	19	70
住み良い	15	57	65	83	131	140	98	593
どちらとも言えない	19	59	63	93	167	121	73	601
住みにくい	11	30	15	27	34	17	8	144
とても住みにくい	4	6	5	5	3	5	0	27
無回答	1	2	4	8	12	25	35	89

※全体には年齢無回答の方も含まれています。

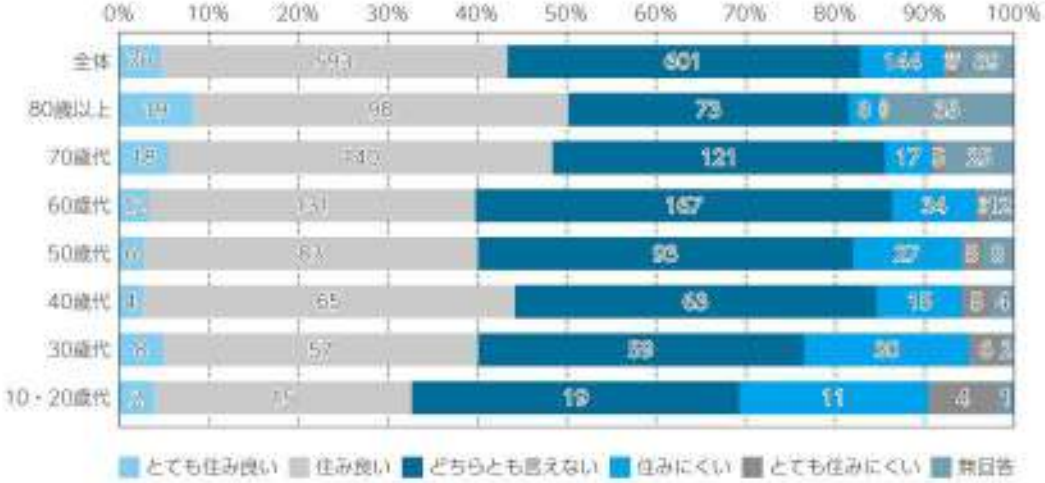

◉住みよいまちと思う方は、70歳代以上の方が多く、若年層（10～30歳代の方）は住みにくいと回答された方が多くなっています。

	10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	全　体
今の場所に住み続けたい	26	69	75	121	240	240	173	951
町内の別の場所に移りたい	3	20	4	9	19	16	11	84
十勝管内の他市町村に移りたい	12	44	44	46	45	27	7	226
道内（十勝管外）の他市町村に移りたい	7	17	22	21	27	13	3	111
道外に移りたい	4	8	4	10	9	1	1	37
無回答	0	4	6	13	19	28	36	109

※全体には年齢無回答の方も含まれています。

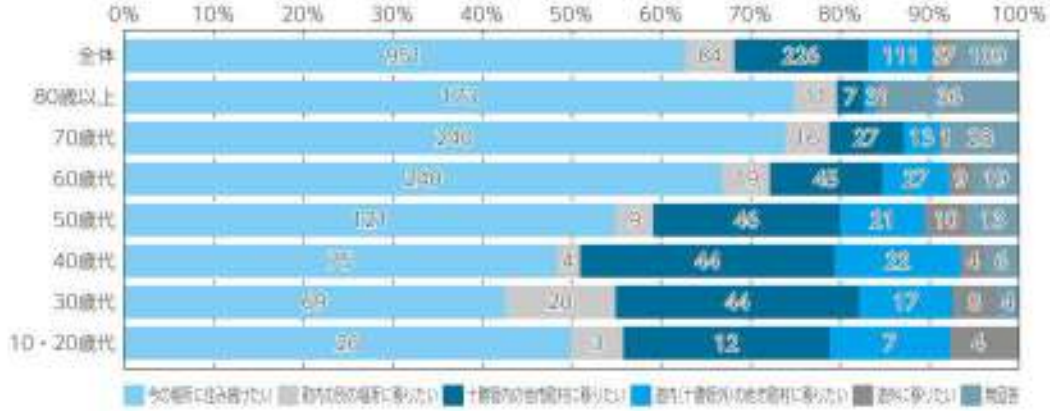

町外に移りたいと思う主な理由はどのようなことですか？

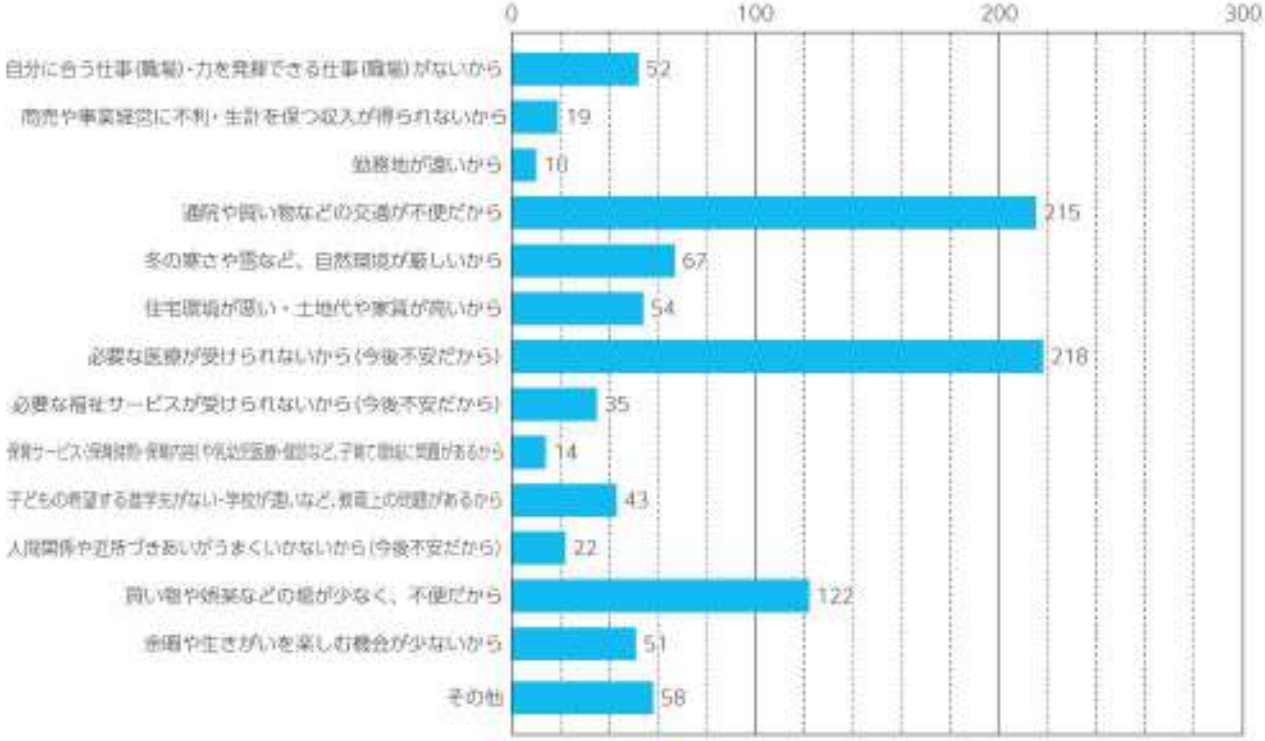

その他の内訳……

出身地に移る（移りたい）	5	ゴミの分別が大変	2
自宅（持ち家）が町外にある	7	町外で体験したい・やりたいことがある	2
転勤がある	8	雇用や経済に不満がある	2
家庭の都合（子どもと同居する・親の介護など）	16	地代が高い	1
将来（医療や老後の生活など）に不安がある	8	活気がなく、町全体が暗い	1
		FMラジオが入らない	1

- 定住の意向については、住みごごちと同様に高齢の方は定住意向が強く、若年層は移住の意向が強くなっています。多くなっています。
- 町外に移住したい主な理由としては、「医療の不安」や「通院や買い物などの交通が不便」が挙げられています。

足寄町のまちづくりについて、あなたの考えに近いものを選んで下さい。

人口減少に対する施策について

人口が増加するよう、移住促進や企業誘致に積極的に取り組むべき	526
農林業の後継者育成やＵターンを重視し、現状の人口維持を基本とした足寄町独自の人口減少対策を講ずるべき	427
子どもを生み育てやすい環境づくりや施策を講じるなど、少子化対策を推進するべき	303
人口減少は時代の流れであり、人口減少に対する取り組みは重視しない	115
無回答	170

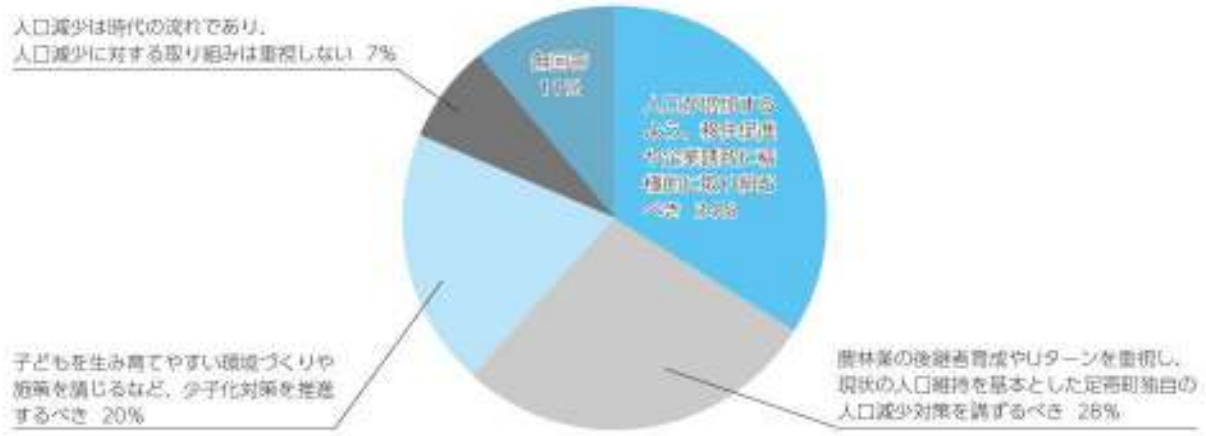

これからの行政サービスのあり方について

サービスの受益者に一定の負担を求めるなどして収入を確保し、従前どおりのサービスの種類や水準を確保すべきである	232
サービスの種類と水準を見直して、サービスの重点化を図るべきである	603
サービスの種類が減るのは仕方ないが、サービスの水準は維持すべきである	235
サービス水準の低下は仕方ないが、サービスの種類は維持すべきである	88
サービスの種類が減り、水準も低下するのは仕方のないことである	72
その他	30
無回答	246

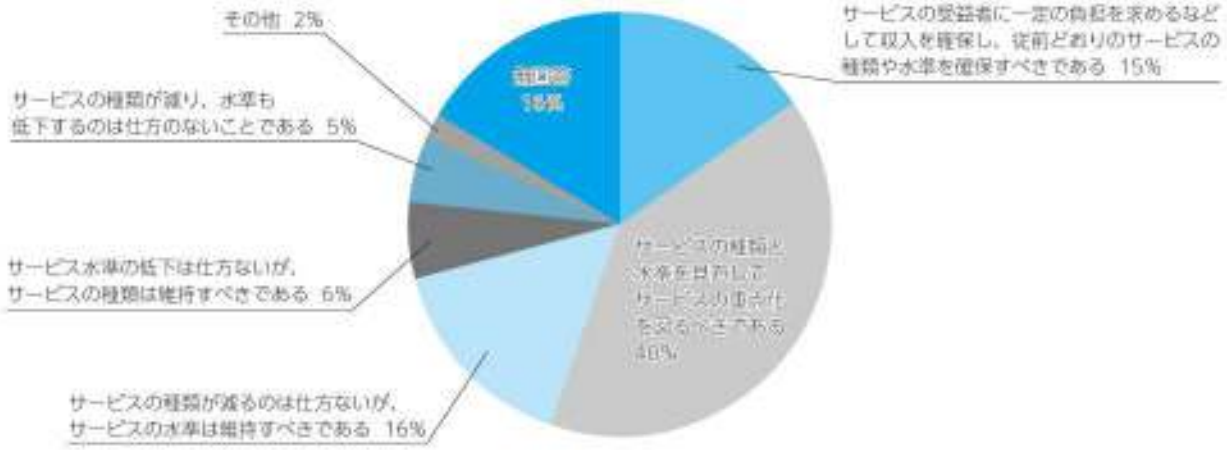

行政サービスを向上させるために、最優先で取り組むべき課題について

来庁される町民の待ち時間を少なくするために事務処理時間を短縮する	104
来庁される町民に対する職員の親切・丁寧な対応	536
町民に親しまれる役場・雰囲気つくり	609
その他	63
無回答	208

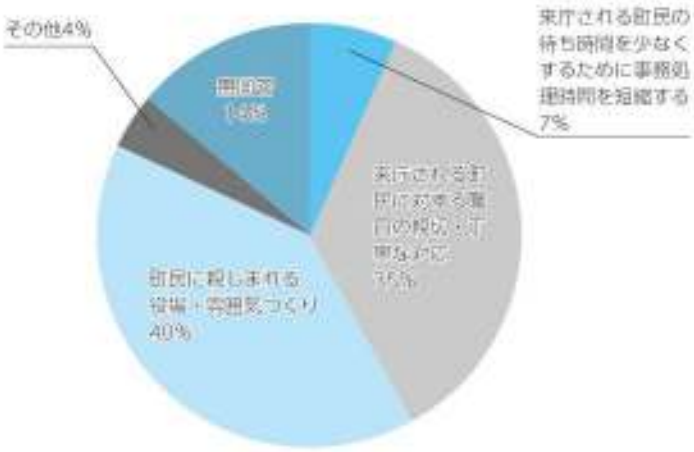

- 人口減少に対する施策については、重視しないと答えた方は 7% であり、移住促進や企業誘致、農林業後継者のUターン、少子化対策の推進と答えた方がそれぞれ 20%以上となっており、人口減少対策の取り組みが求められています。
- 行政サービスについては、サービスの種類と水準を見直して、サービスの重点化を図るべきと答えた方が最も多く、限られたまちの財源を効果的に配分・活用していくことが求められています。
  また、行政サービスの課題としては、町民に親しまれる雰囲気つくりや、親切・丁寧な対応が求められています。

今後のまちづくりを進めていく上で、どのような「言葉（キーワード）」を重視すべきですか？

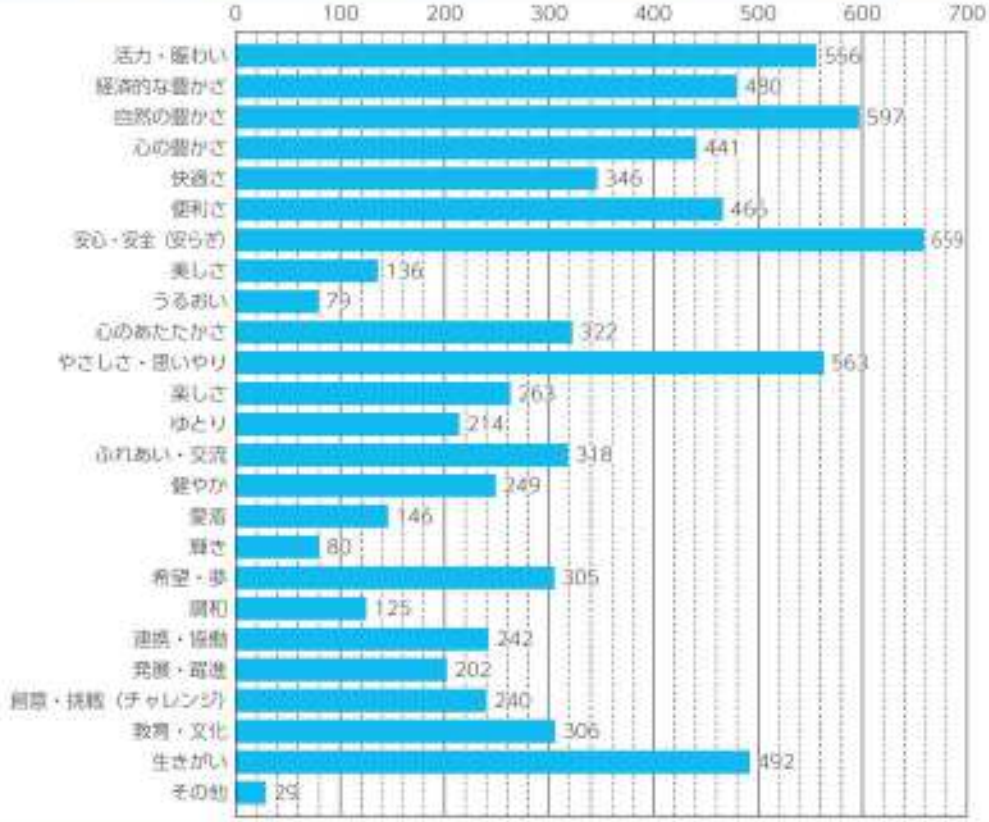

- 今後のまちづくりにおいて重視すべき言葉（キーワード）として、「安心・安全（安らぎ）」が最も多く挙げられ、その他「自然の豊かさ」、「やさしさ・思いやり」、「活力・賑わい」、「生きがい」、「経済的な豊かさ」、「便利さ」、「心の豊かさ」などが多く挙げられています。

まちづくりへの住民参加・協働のまちづくりについてお聞きします。

協働のまちづくりについて、どのようなことが重要だとお考えですか？

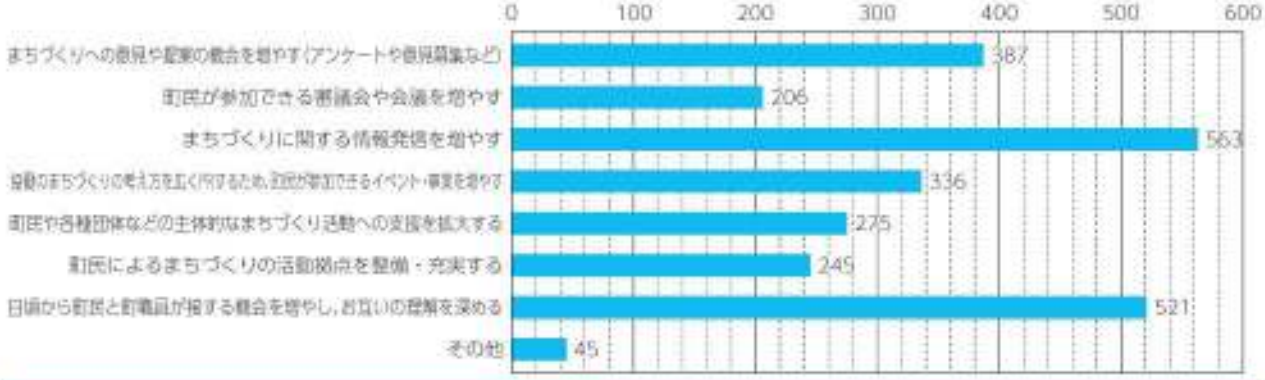

◉足寄町のまちづくりに関心があるという設問に「とてもそう思う」「そう思う」と回答された方が約50%と高くなっていますが、「町民の意見を聞く機会が充実している」「町民への情報提供・公開が十分に行われている」という設問には「あまり思わない」「全く思わない」という回答が多くなっており、協働のまちづくりを進める上で、「まちづくりに関する情報発信」や「町民と町職員の接する機会・相互理解」の拡充が求められています。

どのようなまちづくり活動に参加したいですか？（参加しているものを含む）

◉まちづくり活動の参加意向については、「地域自治会活動」が最も高く、「福祉ボランティア活動」、「花いっぱい活動・清掃活動」、「交通安全・防犯・防災活動・消費生活」が続きます。

ACCESS MAP

●道内主要都市からの距離と時間（自動車）

- 札幌から……245km（約3時間20分）
- 函館から……485km（約6時間05分）
- 旭川から……190km（約3時間35分）
- 釧路から……90km（約1時間30分）
- 北見から……85km（約1時間35分）
- 帯広から……65km（約1時間05分）

※上記の距離・時間は、高速道路等を含めた効率的な経路による目安です。

足寄町第6次総合計画

平成28年3月

編集・発行　足寄町役場 総務課 企画財政室

〒089-3797　北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
電話：0156-25-2141
ファックス：0156-25-9178
e-mail：kikaku@town.ashoro.hokkaido.jp
町ホームページ：http://town.ashoro.hokkaido.jp/

北海道足寄町